ココデル
虎の巻

令和2年度（2020年度）版　都道府県　登録販売者試験

過去問題集
解答・解説

＜目次＞

第1章　医薬品に共通する特性と基本的な知識 …… 446
第2章　人体の働きと医薬品 …… 463
第3章　主な医薬品とその作用 …… 481
第4章　薬事関係法規・制度 …… 518
第5章　医薬品の適正使用・安全対策 …… 549

ネットパイロティング
登録販売者試験対策チーム

番号	解答	解説

第１章　医薬品に共通する特性と基本的な知識

Ⅰ　医薬品概論

問1	5	記述は、すべて正しい。
問2	3	a　誤：一般用医薬品の保健衛生上のリスクは、医療用医薬品と比較すれば相対的に低いと考えられる。 c　誤：人体に対して使用されない医薬品についても、例えば、殺虫剤の中には誤って人体がそれに曝されれば健康を害するおそれがあるものもあり、検査薬は検査結果について正しい解釈や判断がなされなければ医療機関を受診して適切な治療を受ける機会を失うおそれがあるなど、人の健康に影響を与えるものである。
問3	2	b　誤：一般用医薬品も、医療用医薬品と比較すれば相対的に低いと考えられるが、保健衛生上のリスクを伴う。
問4	2	2　誤：医薬品は、市販後にも、医学・薬学等の新たな知見、使用成績等に基づき、その有効性、安全性等の確認が行われる仕組みになっている。
問5	4	a　誤：医薬品が人体に及ぼす作用は複雑、かつ、多岐に渡り、そのすべては解明されていない。 b　誤：人体に対して使用されない医薬品についても、例えば、殺虫剤の中には誤って人体がそれに曝されれば健康を害するおそれがあるものもあり、検査薬は検査結果について正しい解釈や判断がなされなければ医療機関を受診して適切な治療を受ける機会を失うおそれがあるなど、人の健康に影響を与えるものである。
問6	5	a　誤：医薬品は、多くの場合、人体に取り込まれて作用し、効果を発現させるものであるが、殺虫剤のように人体に対して使用されない医薬品や、検査薬のように人体に取り込まずに使用するものもある。 b　誤：医薬品は、人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造や機能に影響を及ぼすことを目的とする生命関連製品であり、人体に対して使用されない医薬品もある。 c　誤：医療用医薬品は、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方箋若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品であり、登録販売者が、販売に関与することはできない。
問7	2	b　誤：医薬品が人体に及ぼす作用は複雑、かつ、多岐に渡り、そのすべてが解明されていないため、必ずしも期待される有益な効果（薬効）のみをもたらすとは限らず、好ましくない反応（副作用）を生じる場合もある。 d　誤：購入者が、一般用医薬品を適切に選択し、適正に使用するためには、その販売に専門家が関与し、専門用語を分かりやすい表現で伝えるなどの適切な情報提供を行い、また、購入者が知りたい情報を十分に得ることができるように、相談に対応することが不可欠である。
問8	4	b　誤：医薬品が人体に及ぼす作用は複雑、かつ、多岐に渡り、そのすべては解明されていない。 d　誤：人体に対して使用されない医薬品の殺虫剤の中には、誤って人体がそれに曝されれば健康を害するおそれがあるものもある。
問9	5	a　誤：医薬品医療機器等法では、健康被害の発生の「可能性の有無にかかわらず」、異物等の混入、変質等があってはならない旨を定めている。「可能性がある場合のみ」が誤り。
問10	3	a　誤：検査薬は検査結果について正しい解釈や判断がなされなければ医療機関を受診して適切な治療を受ける機会を失うおそれがあるなど、人の健康に影響を与えるものである。
問11	5	ア　誤：「一般用医薬品」は、「医療用医薬品」と比較すればリスクは相対的に低いと考えられるが、科学的な根拠に基づく適切な理解や判断によって適正な使用が図られる必要がある。「一般用医薬品」と「医療用医薬品」が入れ替えられている。 イ　誤：医薬品が人体に及ぼす作用は複雑、かつ、多岐に渡る。

番号	解答	解説
問12	2	a　誤：医薬品は、人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造や機能に影響を及ぼすことを目的とする生命関連製品である。 d　誤：医薬品が人体に及ぼす作用は複雑、かつ、多岐に渡り、そのすべてが解明されているわけではない。
問13	2	2　誤：一般用医薬品は、医療用医薬品と比較すれば保健衛生上のリスクは相対的に低いと考えられる。
問14	2	b　誤：動物実験により求められる「50%致死量」は、薬物の毒性の指標として用いられる。「50%有効量」が誤り。 d　誤：医薬品は、治療量上限を超えると、効果よりも有害反応が強く発現する「中毒量」となり、「最小致死量」を経て、致死量に至る。「中毒量」と「最小致死量」が入れ替えられている。
問15	4	b　誤：少量の投与でも長期投与されれば慢性的な毒性が発現する場合もある。 c　誤：Good Vigilance Practice（GVP）とは、医薬品の製造販売後安全管理基準である。「医薬品に対する製造販売後の調査及び試験の実施基準」は、Good Post-marketing Study Practice（GPSP）である。
問16	5	a　誤：薬物の毒性の指標として用いられる50%致死量（LD50）は、ヒトを対象とした臨床試験ではなく、動物実験により求められる。
問17	1	c　誤：動物実験で求められる50%致死量（LD50）は、薬物の「毒性」の指標として用いられる。「有効性」が誤り。 d　誤：ヒトを対象とした臨床試験における効果と安全性の評価基準には、国際的に「Good Clinical Practice（GCP）」が制定されており、これに準拠した手順で安全な治療量を設定することが新規医薬品の開発に関連する臨床試験（治験）の目標の一つである。Good Laboratory Practice（GLP）は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の基準である。
問18	2	a　誤：LD50とは、動物実験により求められる「50%致死量」のことであり、薬物の毒性の指標として用いられる。「50%中毒量」が誤り。
問19	3	b　誤：医薬品の効果とリスクは、薬物曝露時間と曝露量との「積」で表現される用量-反応関係に基づいて評価される。「和」が誤り。 c　誤：治療量を超えた量を単回投与した後に毒性が発現するおそれが高いことは当然であるが、少量の投与でも長期投与されれば慢性的な毒性が発現する場合もある。
問20	4	c　誤：医薬品については、食品などよりもはるかに厳しい安全性基準が要求されている。 d　誤：ヒトを対象とした臨床試験における効果と安全性の評価基準には、国際的に「Good Clinical Practice（GCP）」が制定されている。「Good Laboratory Practice（GLP）」が誤り。
問21	2	c　誤：LD50とは、動物実験により求められる50%致死量のことであり、薬物の毒性の指標として用いられる。
問22	4	a　誤：少量の医薬品の投与でも、発がん作用、胎児毒性や組織・臓器の機能不全を生じる場合がある。 b　誤：治療量上限を超えると、効果よりも有害反応が強く発現する「中毒量」となり、「最小致死量」を経て、「致死量」に至る。
問23	1	薬物用量を少量から増加させていった際の投与量と効果又は毒性の関係を順に並べると以下のとおりとなる。 無作用量→（　最小有効量　）→（　治療量　）→（　中毒量　）→（　最小致死量　）→致死量
問24	2	治療量上限を超えると、効果よりも有害反応が強く発現する（　中毒量　）となり、（　致死量　）に至る。動物実験により求められる（　LD50　）は薬物の毒性の指標として用いられる。
問25	3	3　誤：一般薬理作用試験は、医薬品毒性試験法ガイドラインに沿った毒性試験ではない。医薬品毒性試験法ガイドラインに沿った毒性試験には、単回投与毒性試験、反復投与毒性試験、生殖・発生毒性試験、遺伝毒性試験、がん原性試験、依存性試験、抗原性試験、局所刺激性試験、皮膚感作性試験、皮膚光感作性試験などがある。

番号	解答	解説
問26	5	1　誤：GLP（Good Laboratory Practice）は、安全性に関する非臨床試験の基準である。 2　誤：GCP（Good Clinical Practice）は、ヒトを対象とした臨床試験における効果と安全性の評価基準である。 3　誤：GMP（Good Manufacturing Practice）は、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準である。なお、『手引き』には記載されていない。 4　誤：GPSP（Good Post-marketing Study Practice）は、製造販売後の調査及び試験の実施基準である。
問27	2	医薬品製造販売後の調査及び試験の実施の基準は、（　GPSP　）という。
問28	2	c　誤：機能性表示食品は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨（疾病リスクの低減に係るものを除く。）を表示するものである。
問29	5	b　誤：いわゆる健康食品は法的にも、また安全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品とは異なるものである。
問30	1	記述は、すべて正しい。
問31	2	b　誤：機能性表示食品は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨を表示するものであるが、疾病リスクの低減に係るものは除くとされている。
問32	4	b　誤：栄養機能食品については、各種ビタミン、ミネラルに対して栄養機能の表示ができる。特定の保健機能の表示ができるのは、特定保健用食品である。 d　誤：機能性表示食品は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨を表示するものであり、疾病リスクの低減に係るものは除くとされている。
問33	5	a　誤：機能性表示食品は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨（疾病リスクの低減に係るものを除く。）を表示するものである。
問34	3	b　誤：機能性表示食品は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨（疾病リスクの低減に係るものを除く。）を表示するものである。キシリトールを含む食品に対して「虫歯の原因になりにくい食品です」などの特定の保健機能の表示が許可されているのは、特定保健用食品である。 c　誤：健康食品は、安全性や効果を担保する科学的データの面で医薬品とは異なるものである。
問35	2	b　誤：機能性表示食品は、疾病に罹患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨（疾病リスクの低減に係るものを除く。）を表示するものである。 c　誤：健康食品は法的にも、また安全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品とは異なるものである。
問36	3	イ　誤：医薬品の販売に従事する者は、いわゆる健康食品は法的にも、また安全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品とは異なるものであることを認識し、消費者に指導・説明を行わなくてはならない。 ウ　誤：キシリトールを含む特定保健用食品に対して許可されている表示は、「虫歯の原因になりにくい食品です」などである。 エ　誤：栄養機能食品は、各種ビタミン、「ミネラル」に対して栄養機能の表示ができる。「アミノ酸」が誤り。
Ⅱ　医薬品の効き目や安全性に影響を与える要因		
問37	1	世界保健機関（WHO）の定義によれば、医薬品の副作用とは、「疾病の予防、診断、（　治療　）のため、又は身体の機能を正常化するために、人に（　通常用いられる量　）で発現する医薬品の有害かつ（　意図しない　）反応」とされている。
問38	4	世界保健機関（WHO）の定義によれば、医薬品の副作用とは、「疾病の（　予防　）、診断、治療のため、又は身体の機能を（　正常化　）するために、人に（　通常用いられる　）量で発現する医薬品の有害かつ意図しない反応」とされている。
問39	3	c　誤：眠気や口渇等の比較的よく見られる症状であっても、有害かつ意図しないものは副作用である。

番号	解答	解説
問40	5	世界保健機関（WHO）の定義によれば、医薬品の副作用とは、「疾病の（　予防　）、診断、治療のため、又は身体の機能を正常化するために、人に（　通常用いられる　）量で発現する医薬品の（　有害　）かつ意図しない反応」とされている。
問41	3	c　誤：副作用は、容易に異変を自覚できるものばかりでなく、血液や内臓機能への影響等のように、直ちに明確な自覚症状として現れないこともある。 d　誤：通常は、一般用医薬品の使用を中断することによる不利益よりも、重大な副作用を回避することが優先され、その兆候が現れたときには基本的に使用を中止することとされている。
問42	3	a　誤：医薬品の副作用は、眠気や口渇等の比較的よく見られるものから、日常生活に支障を来す程度の健康被害を生じる重大なものまで様々である。 c　誤：一般用医薬品の場合は、通常、その使用を中断することによる不利益よりも、重大な副作用を回避することが優先され、その兆候が現れたときには基本的に使用を中止することとされている。 d　誤：副作用は、容易に異変を自覚できるものばかりでなく、血液や内臓機能への影響等のように、直ちに明確な自覚症状として現れないこともある。
問43	4	a　誤：世界保健機関（WHO）の定義によれば、医薬品の副作用とは、疾病の予防、診断、治療のため、又は身体の機能を正常化するために、「人に通常用いられる量」で発現する医薬品の有害かつ意図しない反応とされている。「人に通常用いられる量を超えた量」が誤り。 d　誤：副作用は、容易に異変を自覚できるものばかりでなく、血液や内臓機能への影響等のように、直ちに明確な自覚症状として現れないこともある。
問44	3	a　誤：世界保健機関（WHO）の定義によれば、医薬品の副作用とは、「疾病の予防、診断、治療のため、又は身体の機能を正常化するために、人に通常用いられる量で発現する医薬品の有害かつ意図しない反応」とされている。 c　誤：医薬品の副作用は、容易に異変を自覚できるものばかりでなく、血液や内臓機能への影響等のように、直ちに明確な自覚症状として現れないこともある。 d　誤：一般用医薬品は、通常、その使用を中断することによる不利益よりも、重大な副作用を回避することが優先される。
問45	1	b　誤：アレルギーは、内服薬だけでなく外用薬等でも引き起こされることがある。
問46	5	b　誤：医薬品は、効能効果、用法用量、副作用等の必要な情報が適切に伝達されることを通じて、購入者が適切に使用することにより、初めてその役割を十分に発揮するものである。 c　誤：医薬品が人体に及ぼす作用は、すべてが解明されているわけではない。 d　誤：医薬品は十分注意して適正に使用された場合であっても、副作用が生じることがある。
問47	3	ア　誤：眠気や口渇等の比較的よく見られる症状であっても、有害かつ意図しないものは副作用である。主作用とは、医薬品を使用した場合に期待される有益な反応である。 エ　誤：一般用医薬品は、軽度な疾病に伴う症状の改善等を図るため、一般の生活者が自らの判断で使用するものであるが、通常は、その使用を中断することによる不利益よりも、重大な副作用を回避することが優先される。
問48	4	4　誤：アレルギーには体質的・遺伝的な要素もあり、アレルギーを起こしやすい体質の人や、近い親族にアレルギー体質の人がいる場合には、注意が必要である。
問49	5	記述は、すべて正しい。
問50	4	a　誤：アレルギーは、一般的にあらゆる物質によって起こり得るものであるため、医薬品の有効成分によっても引き起こされる。
問51	3	記述は、すべて正しい。
問52	5	b　誤：アレルギーとは、人体の免疫機構が過敏に反応して、好ましくない症状が引き起こされることである。 c　誤：基本的に薬理作用がない添加物も、アレルギーを引き起こす原因物質（アレルゲン）となり得る。

番号	解答	解説
問53	2	c　誤：アレルギーには体質的・遺伝的な要素もあり、アレルギーを起こしやすい体質の人や、近い親族にアレルギー体質の人がいる場合には、注意が必要である。 d　誤：普段は医薬品にアレルギーを起こしたことがない人でも、病気等に対する抵抗力が低下している状態などの場合には、医薬品がアレルゲンになることがあり、思わぬアレルギーを生じることがある。
問54	1	c　誤：アレルギーには体質的・遺伝的な要素もあり、アレルギーを起こしやすい体質の人や、近い親族にアレルギー体質の人がいる場合には、注意が必要である。 d　誤：基本的に薬理作用がない添加物も、アレルギーを引き起こす原因物質（アレルゲン）となり得る。
問55	2	d　誤：基本的に薬理作用がない添加物も、アレルギーを引き起こす原因物質（アレルゲン）となり得る。
問56	2	2　誤：アレルギーは、内服薬だけでなく外用薬等でも引き起こされることがある。
問57	3	a　誤：一般用医薬品の使用にあたっては、通常、その使用を中断することによる不利益よりも、重大な副作用を回避することが優先され、その兆候が現れたときには基本的に使用を中止することとされている。
問58	4	a　誤：症状の原因となっている疾病の根本的な治療や生活習慣の改善等がなされないまま、手軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けているような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の機会を失うことにもつながりやすい。 b　誤：一般用医薬品にも習慣性・依存性がある成分を含んでいるものがある。
問59	4	a　誤：手軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けているような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の機会を失うことにもつながりやすい。 c　誤：一般用医薬品でも、定められた用量を意図的に超えて服用したり、みだりに他の医薬品や酒類等と一緒に摂取するといった乱用がなされると、過量摂取による急性中毒等を生じる危険性が高くなる。
問60	5	a　誤：一般用医薬品にも習慣性・依存性がある成分を含んでいるものがある。 b　誤：小児の用量が設定されていないなど、小児への使用を避けるべき医薬品を、子供だから大人用のものを半分にして飲ませればよいとして服用させるなど、安易に医薬品を使用するような場合には、特に有害事象につながる危険性が高い。 c　誤：医薬品の販売等に従事する専門家においては、必要以上の大量購入や頻回購入などを試みる不審な購入者等には慎重に対処する必要があり、積極的に事情を尋ねる、状況によっては販売を差し控えるなどの対応が図られることが望ましい。 d　誤：症状の原因となっている疾病の根本的な治療や生活習慣の改善等がなされないまま、手軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けているような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の機会を失うことにもつながりやすい。
問61	5	c　誤：症状の原因となっている疾病の根本的な治療や生活習慣の改善等がなされないまま、手軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けているような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の機会を失うことにもつながりやすい。
問62	4	a　誤：一度、薬物依存が形成されると、そこから離脱することは容易ではない。 c　誤：医薬品は、その目的とする効果に対して副作用が生じる危険性が最小限となるよう、使用する量や使い方が定められている。
問63	5	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問64	5	a、b　誤：選択された医薬品が適切ではなく、症状が改善しないまま使用し続けている場合や、症状の原因となっている疾病の根本的な治療や生活習慣の改善等がなされないまま、手軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けているような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の機会を失うことにもつながりやすい。 c、d　誤：医薬品を本来の目的以外の意図で、定められた用量を意図的に超えて服用したり、みだりに他の医薬品や酒類等と一緒に摂取するといった乱用がなされると、過量摂取による急性中毒等を生じる危険性が高くなり、また、乱用の繰り返しによって慢性的な臓器障害等を生じるおそれもある。
問65	1	b　誤：青少年は、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物を興味本位で乱用することがあるので、注意が必要である。
問66	5	ア　誤：医薬品の情報提供は、専門用語をわかりやすい表現で伝えるなどの適切な方法で行うことが不可欠である。購入者が適切な医薬品を選択し、実際にその医薬品を使用する人が必要な注意を払って適正に使用していくためには、医薬品の販売に従事する専門家が、可能な限り、購入者側の個々の状況の把握に努めることが重要となる。 イ　誤：疾病の根本的な治療や生活習慣の改善等がなされないまま、手軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けているような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の機会を失うことにもつながりやすい。 ウ　誤：医療機関を受診する際に、使用している一般用医薬品があれば、その添付文書等を持参して見せるよう説明がなされるべきである。「持参して提示してはならない」という決まりはない。 エ　誤：一般用医薬品にも習慣性・依存性がある成分を含んでいるものがある。特に、青少年は、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物を興味本位で乱用することがあるので、注意が必要である。
問67	2	c　誤：一度、薬物依存が形成されると、そこから離脱することは容易ではない。
問68	4	1　誤：かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮静薬、鎮咳去痰薬、アレルギー用薬等では、成分や作用が重複することが多く、通常、これらの薬効群に属する医薬品の併用は避けることとされている。 2　誤：一般用医薬品の情報提供は、薬剤師または登録販売者に行わせなければならない。 3　誤：添付文書や製品表示は、医薬品を使用する前に必ず読むよう説明がなされるべきである。
問69	3	a　誤：相互作用には、医薬品が吸収、代謝（体内で化学的に変化すること）、分布又は排泄される過程で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。 b　誤：酒類（アルコール）をよく摂取する者では、肝臓の代謝機能が高まっていることが多い。その結果、アセトアミノフェンなどでは、通常よりも代謝されやすくなり、体内から医薬品が速く消失して十分な薬効が得られなくなることがある。 d　誤：注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能性がある。
問70	1	b　誤：酒類（アルコール）をよく摂取する者は、肝臓の代謝機能が「高まっている」ことが多い。「低下している」が誤り。
問71	4	a　誤：アルコールは、主として肝臓で代謝されるため、酒類（アルコール）をよく摂取する者では、その代謝機能が「高まっている」ことが多い。「低下している」が誤り。 b　誤：外用薬や注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能性がある。
問72	2	c　誤：外用薬や注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能性がある。
問73	4	1　誤：外用薬や注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能性がある。 2　誤：駆虫薬は駆除した寄生虫の排出を促すため瀉下薬が併用されることがあるが、ヒマシ油を使用した場合には、駆虫成分が腸管内にとどまらず吸収されやすくなり、全身性の副作用を生じる危険性が高まるため、ヒマシ油と駆虫薬の併用は避けることとされている。 3　誤：酒類（アルコール）をよく摂取する者では、その代謝機能が高まっていることが多い。その結果、アセトアミノフェンなどでは、通常よりも代謝されやすくなり、体内から医薬品が速く消失して十分な薬効が得られなくなることがある。

番号	解答	解説
問74	1	b　誤：複数の医薬品を併用した場合、医薬品の作用が増強したり、減弱したりすることがある。 d　誤：外用薬や注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能性がある。
問75	3	b　誤：酒類（アルコール）は、主に「肝臓」で代謝され、医薬品の吸収や代謝に影響を与えることがある。「腎臓」が誤り。 c　誤：かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮静薬、鎮咳去痰薬、アレルギー用薬等では、成分や作用が重複することが多く、通常、これらの薬効群に属する医薬品の併用は避けることとされている。
問76	3	a　誤：かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮静薬、鎮咳去痰薬、アレルギー用薬等では、成分や作用が重複することが多く、通常、これらの薬効群に属する医薬品の併用は避けることとされている。 d　誤：医薬品の相互作用は、医薬品が吸収、代謝（体内で化学的に変化すること）、分布又は排泄される過程で起こることがある。なお、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものもある。
問77	2	b　誤：かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮静薬、鎮咳去痰薬、アレルギー用薬等では、成分や作用が重複することが多く、通常、これらの薬効群に属する医薬品の併用は避けることとされている。 d　誤：相互作用を回避するには、ある医薬品を使用している期間やその前後を通じて、その医薬品との相互作用を生じるおそれのある医薬品や食品の摂取を控えなければならないのが通常である。
問78	3	b　誤：相互作用には、医薬品が吸収、代謝（体内で化学的に変化すること）、分布又は排泄される過程で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。
問79	2	c　誤：医薬品の代謝によって産生する物質（代謝産物）には薬効があるものもある。
問80	1	アルコールは、主として（　肝臓　）で代謝されるため、酒類（アルコール）をよく摂取する者では、その代謝機能が高まっていることが多い。その結果、代謝によって産生する物質（代謝産物）に薬効があるものの場合には、作用が（　強く出過ぎたり　）、代謝産物が人体に悪影響を及ぼす医薬品の場合は副作用が（　現れやすく　）なる。
問81	5	アルコールは、主として肝臓で代謝されるため、酒類（アルコール）をよく摂取する者では、その代謝機能が（　高まっている　）ことが多い。そのため、アセトアミノフェンは通常よりも代謝（　されやすく　）なり、（　十分な薬効が得られなくなる　）ことがある。
問82	1	b　誤：アルコールは、主として「肝臓」で代謝されるため、酒類（アルコール）をよく摂取する人は、その代謝機能が高まっていることが多い。「腎臓」が誤り。
問83	4	医薬品の使用上の注意において、乳児、幼児、小児という場合には、おおよその目安として、次の年齢区分が用いられている。 乳児：（　1 歳未満　）、幼児：（　7 歳未満　）、小児：（　15 歳未満　）
問84	4	a　誤：医薬品の使用上の注意において、小児という場合には、おおよその目安として、7歳以上「15歳未満」をいう。「18歳未満」が誤り。 b　誤：小児は、大人と比べて血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に達しやすく、中枢神経系に影響を与える医薬品で副作用を起こしやすい。
問85	5	b　誤：小児は、大人と比べて血液脳関門が未発達であるため、医薬品の成分が脳に「達しやすい」。「達しにくい」が誤り。
問86	5	a　誤：小児への使用を避けるべき医薬品を「子供だから大人用のものを半分にして飲ませればよい」として服用させるなど、安易に医薬品を使用するような場合には、特に有害事象につながる危険性が高い。 c　誤：小児は血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に達しやすく、中枢神経系に影響を与える医薬品で副作用を起こしやすい。
問87	1	a　誤：医薬品の使用上の注意において、おおよその目安として、乳児は1歳未満、幼児は「7歳未満」の年齢区分が用いられている。「5歳未満」が誤り。 b　誤：小児は大人と比べて身体の大きさに対して腸が「長く」、服用した医薬品の吸収率が相対的に「高い」。「短く」「低い」が誤り。 c　誤：小児は、肝臓や腎臓の機能が未発達であるため、医薬品の成分の代謝・排泄に時間がかかる。

番号	解答	解説
問88	5	a　誤：小児は大人と比べて身体の大きさに対して腸が長く、服用した医薬品の吸収率が相対的に「高い」。「低い」が誤り。 b　誤：小児は血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に「達しやすく」、中枢神経系に影響を与える医薬品で副作用を「起こしやすい」。「達しにくく」「起こしにくい」が誤り。
問89	3	b　誤：小児は、血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に「達しやすい」。「達しにくい」が誤り。 c　誤：小児は、大人と比べて身体の大きさに対して腸が「長く」、服用した医薬品の吸収率が相対的に「高い」。「短く」「低い」が誤り。
問90	4	a　誤：登録販売者においては、保護者等に対して、成人用の医薬品の量を減らして小児へ与えるような安易な使用は避け、必ず年齢に応じた用法用量が定められているものを使用するよう説明がなされることが重要である。
問91	1	d　誤：小児は、血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に「達しやすい」。「達しにくい」が誤り。
問92	1	小児は大人と比べて身体の大きさに対して腸が（　長く　）、服用した医薬品の吸収率が相対的に（　高い　）。また、血液脳関門が未発達であるため、中枢神経系に影響を与える医薬品で副作用を起こし（　やすい　）。
問93	3	b　誤：小児は一般的に血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に達しやすく、中枢神経系に影響を与える医薬品で副作用を起こしやすい。 d　誤：小児は一般的に肝臓や腎臓の機能が未発達であるため、医薬品の成分の代謝・排泄に時間がかかり、作用が強く出過ぎたり、副作用がより強く出ることがある。
問94	5	ア　誤：一般用医薬品の使用上の注意において、乳児、幼児、小児という場合には、おおよその目安として、乳児とは1歳未満、幼児とは7歳未満、小児とは「15歳未満」をいう。「13歳未満」が誤り。 イ　誤：小児は大人と比べて身体の大きさに対して腸が長く、服用した医薬品の吸収率が相対的に高いため、作用が強く出過ぎたり、副作用がより強く出ることがある。 ウ　誤：保護者等に対して、成人用の医薬品の量を減らして小児へ与えるような安易な使用は避け、必ず年齢に応じた用法用量が定められているものを使用するよう説明がなされることが重要である。
問95	5	c　誤：医薬品の使用上の注意において、乳児という場合には、おおよその目安として「1歳未満」のことをいう。「2歳未満」が誤り。
問96	3	d　誤：高齢者は、持病（基礎疾患）を抱えていることが多く、一般用医薬品の使用によって基礎疾患の症状が悪化したり、治療の妨げとなる場合があるほか、複数の医薬品が長期間にわたって使用される場合には、副作用を生じるリスクも高い。
問97	1	医薬品の使用上の注意においては、おおよその目安として（　65 歳　）以上を「高齢者」としている。一般に高齢者は生理機能が衰えつつあり、肝臓や腎臓の機能が低下していると医薬品の作用が（　強く現れやすく　）、若年時と比べて副作用を生じるリスクが（　高く　）なる。
問98	5	記述は、すべて正しい。
問99	2	a　誤：医薬品の使用上の注意においては、おおよその目安として「65歳以上」を高齢者としている。「70歳以上」が誤り。 b　誤：高齢者であっても基礎体力や生理機能の衰えの度合いは個人差が大きく、年齢のみから一概にどの程度リスクが増大しているかを判断することは難しい。一般用医薬品の販売等に際しては、実際にその医薬品を使用する高齢者の個々の状況に即して、適切に情報提供や相談対応がなされることが重要である。
問100	3	b　誤：一般に高齢者は生理機能が衰えつつあり、特に、肝臓や腎臓の機能が低下していると医薬品の作用が強く現れやすく、若年時と比べて副作用を生じるリスクが高くなる。
問101	2	d　誤：高齢者は、持病（基礎疾患）を抱えていることが多く、一般用医薬品の使用によって基礎疾患の症状が悪化したり、治療の妨げとなる場合がある。

番号	解答	解説
問102	2	b　誤：生理機能の衰えの度合いは個人差が大きく、年齢のみから一概にどの程度リスクが増大しているかを判断することは難しい。
問103	2	b　誤：一般に高齢者は生理機能が衰えつつあり、特に、肝臓や腎臓の機能が低下していると医薬品の作用が強く現れやすく、若年時と比べて副作用を生じるリスクが高くなる。 d　誤：医薬品の使用上の注意においては、おおよその目安として「65歳以上」を高齢者としている。「60歳以上」が誤り。
問104	2	1　誤：一般用医薬品の使用上の注意において、おおよその目安として「65歳以上」を高齢者という。「75歳以上」が誤り。 3　誤：高齢者であっても基礎体力や生理機能の衰えの度合いは個人差が大きく、年齢のみから一概にどの程度リスクが増大しているかを判断することは難しい。 4　誤：高齢者は、持病（基礎疾患）を抱えていることが多く、一般用医薬品の使用によって基礎疾患の症状が悪化する場合がある。
問105	4	a　誤：医薬品の使用上の注意においては、おおよその目安として「65歳以上」を高齢者としている。「75歳以上」が誤り。 c　誤：高齢者の基礎体力や生理機能の衰えの度合いは個人差が「大きい」。「極めて小さい」が誤り。
問106	3	a　誤：便秘薬のように、配合成分やその用量によっては流産や早産を誘発するおそれがある一般用医薬品がある。 d　誤：妊婦が医薬品を使用した場合に、血液-胎盤関門によって、どの程度医薬品の成分の胎児への移行が防御されるかは、未解明のことも多い。
問107	1	1　誤：ビタミンA含有製剤は、妊娠前後の一定期間に通常の用量を超えて摂取すると胎児に先天異常を起こす危険性が高まるとされている。
問108	4	b　誤：胎児は、母体との間に存在する胎盤を通じて栄養分を受け取っており、胎盤には胎児の血液と母体の血液とが「混ざらない仕組み（血液-胎盤関門）」がある。「混合する仕組み」が誤り。
問109	3	記述は、すべて正しい。
問110	4	c　誤：医薬品の種類によっては、授乳婦が使用した医薬品の成分の一部が乳汁中に移行することが知られている。
問111	5	a　誤：胎盤には、胎児の血液と母体の血液とが「混ざらない」仕組み（血液-胎盤関門）がある。「混ざりあう」が誤り。 b　誤：医薬品の種類によっては、授乳婦が使用した医薬品の成分の一部が乳汁中に移行することが知られている。
問112	1	記述は、すべて正しい。
問113	5	記述は、すべて正しい。
問114	3	胎児は、誕生するまでの間は、母体との間に存在する（　胎盤　）を通じて栄養分を受け取っている。（　胎盤　）には、胎児の血液と母体の血液とが混ざらない仕組み【血液 -（　胎盤　）関門】がある。母体が医薬品を使用した場合に、血液 -（　胎盤　）関門によって、どの程度医薬品の成分の胎児への移行が防御されるかは、未解明のことも多い。
問115	2	b　誤：医療機関・薬局で交付された薬剤を使用している人については、登録販売者において一般用医薬品との併用の可否を判断することは困難なことが多く、その薬剤を処方した医師若しくは歯科医師又は調剤を行った薬剤師に相談するよう説明する必要がある。
問116	3	a　誤：過去に医療機関で治療を受けていた（今は治療を受けていない）という場合には、どのような疾患について、いつ頃かかっていたのか（いつ頃治癒したのか）を踏まえ、購入者等が一般用医薬品の使用の可否を適切に判断することができるよう情報提供がなされることが重要である。

番号	解答	解説
問117	1	c　誤：プラセボ効果は、医薬品を使用したこと自体による楽観的な結果への期待（暗示効果）や、条件付けによる生体反応、時間経過による自然発生的な変化（自然緩解など）等が関与して生じると考えられている。 d　誤：プラセボ効果は、主観的な変化だけでなく、客観的に測定可能な変化として現れることもあるが、不確実であり、それを目的として医薬品が使用されるべきではない。
問118	4	4　誤：プラセボ効果（偽薬効果）は、主観的な変化だけでなく、客観的に測定可能な変化として現れることもある。
問119	2	a　誤：プラセボ効果によってもたらされる反応や変化には、望ましいもの（効果）と不都合なもの（副作用）とがある。
問120	4	4　誤：プラセボ効果は、主観的な変化だけでなく、客観的に測定可能な変化として現れることもあるが、不確実であり、それを目的として医薬品が使用されるべきではない。
問121	5	a　誤：プラセボ効果によってもたらされる反応や変化にも、望ましいもの（効果）と不都合なもの（副作用）とがある。
問122	4	a　誤：プラセボ効果とは、医薬品を使用したとき、結果的又は偶発的に薬理作用によらない作用を生じることをいう。 b　誤：プラセボ効果によってもたらされる反応や変化にも、望ましいもの（効果）と不都合なもの（副作用）とがある。 c　誤：プラセボ効果は、医薬品を使用したこと自体による楽観的な結果への期待（暗示効果）や、条件付けによる生体反応、時間経過による自然発生的な変化（自然緩解など）等が関与して生じると考えられている。
問123	5	d　誤：プラセボ効果は、主観的な変化だけでなく、客観的に測定可能な変化として現れることもある。
問124	1	プラセボ効果は、医薬品を使用したこと自体による（　楽観的な結果への期待　）や、条件付けによる生体反応、時間経過による（　自然発生的な変化　）等が関与して生じると考えられている。 プラセボ効果によってもたらされる反応や変化は不確実であり、それを目的として医薬品が（　使用されるべきではない　）。
問125	2	イ　誤：プラセボ効果によってもたらされる反応や変化には、望ましいもの（効果）と不都合なもの（副作用）とがある。 エ　誤：プラセボ効果は、主観的な変化だけでなく、客観的に測定可能な変化として現れることもあるが、不確実であり、それを目的として医薬品が使用されるべきではない。
問126	2	b　誤：医薬品は、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多く、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限である使用期限が定められている。なお、保管期限の表示に関する規定はない。
問127	1	c　誤：医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けられない。 d　誤：表示されている「使用期限」は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限であり、液剤などでは、いったん開封されると記載されている期日まで品質が保証されない場合がある。
問128	5	a　誤：医薬品に配合されている成分（有効成分及び添加物成分）には、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多い。 c　誤：医薬品に表示されている使用期限は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限である。
問129	4	a　誤：医薬品に配合されている成分（有効成分及び添加物成分）には、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多い。 b　誤：表示されている「使用期限」は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限である。 c　誤：医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けられない。

番号	解答	解説
問130	2	a　誤：医薬品は、高い水準で均一な品質が保証されていなければならないが、配合されている成分（有効成分及び添加物成分）には、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多い。 b　誤：医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けられない。
問131	1	a　誤：医薬品の外箱等に表示されている「使用期限」は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限である。
問132	5	a　誤：医薬品は、適切な保管・陳列がなされなければ、効き目が低下したり、人体に好ましくない作用をもたらす物質を生じることがある。 b　誤：医薬品は、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多い。
問133	5	a　誤：医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けられない。 d　誤：医薬品に配合されている成分には、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多い。
問134	3	c　誤：医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けられない。
問135	4	ア　誤：医薬品に配合されている成分（有効成分及び添加物成分）には、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）を起こしやすいものが多い。 ウ　誤：使用期限は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限である。
III　適切な医薬品選択と受診勧奨		
問136	4	一般用医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、（　薬剤師　）その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（（　要指導医薬品　）を除く。）」と定義されている。
問137	3	一般用医薬品は、医薬品医療機器等法第 4 条第 5 項第 4 号において「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が（　著しくない　）ものであって、（　薬剤師　）その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（（　要指導医薬品　）を除く。）」と定義されている。
問138	3	「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が（　著しくない　）ものであつて、（　薬剤師その他の医薬関係者　）から提供された情報に基づく（　需要者　）の選択により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）」
問139	4	記述は、すべて正しい。
問140	5	記述は、すべて正しい。
問141	3	a　誤：「重度な疾病の治療」は、一般用医薬品の役割ではない。 一般用医薬品の役割としては、（1）軽度な疾病に伴う症状の改善、（2）生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、（3）生活の質（QOL）の改善・向上、（4）健康状態の自己検査、（5）健康の維持・増進、（6）その他保健衛生の 6 つがあり、医療機関での治療を受けるほどではない体調の不調や疾病の初期段階、あるいは日常において、生活者が自らの疾病の治療、予防又は生活の質の改善・向上を図ることを目的としている。
問142	1	1　誤：「重度な疾病の治療」は、一般用医薬品の役割ではない。 一般用医薬品の役割としては、（1）軽度な疾病に伴う症状の改善、（2）生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、（3）生活の質（QOL）の改善・向上、（4）健康状態の自己検査、（5）健康の維持・増進、（6）その他保健衛生の 6 つがあり、医療機関での治療を受けるほどではない体調の不調や疾病の初期段階、あるいは日常において、生活者が自らの疾病の治療、予防又は生活の質の改善・向上を図ることを目的としている。

番号	解答	解説
問143	2	2　誤：「重度な疾病に伴う症状の改善」は、一般用医薬品の役割ではない。 一般用医薬品の役割としては、（1）軽度な疾病に伴う症状の改善、（2）生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、（3）生活の質（QOL）の改善・向上、（4）健康状態の自己検査、（5）健康の維持・増進、（6）その他保健衛生の６つがあり、医療機関での治療を受けるほどではない体調の不調や疾病の初期段階、あるいは日常において、生活者が自らの疾病の治療、予防又は生活の質の改善・向上を図ることを目的としている。
問144	3	3　誤：「重篤な疾病に伴う症状の改善」は、一般用医薬品の役割ではない。 一般用医薬品の役割としては、（1）軽度な疾病に伴う症状の改善、（2）生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、（3）生活の質（QOL）の改善・向上、（4）健康状態の自己検査、（5）健康の維持・増進、（6）その他保健衛生の６つがある。
問145	1	a、d　誤：一般用医薬品の役割としては、（1）軽度な疾病に伴う症状の改善、（2）生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、（3）生活の質（QOL）の改善・向上、（4）健康状態の自己検査、（5）健康の維持・増進、（6）その他保健衛生の6つがある。
問146	3	a　誤：一般用医薬品は、法において「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）」と定義されている。 c　誤：一般用医薬品の役割としては、（1）軽度な疾病に伴う症状の改善、（2）生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、（3）生活の質（QOL）の改善・向上、（4）健康状態の自己検査、（5）健康の維持・増進、（6）その他保健衛生の6つがある。
問147	3	b　誤：症状が重いとき（例えば、高熱や激しい腹痛がある場合、患部が広範囲である場合等）に、一般用医薬品を使用することは、一般用医薬品の役割にかんがみて、適切な対処とはいえない。医療機関を受診して、医師の診療を受ける必要がある。
問148	1	c　誤：近年、急速な高齢化の進展や生活習慣病の増加など疾病構造の変化、生活の質の向上への要請等に伴い、「専門家による適切なアドバイスの下」、身近にある一般用医薬品を利用するセルフメディケーションの考え方がみられるようになってきた。「専門家によるアドバイスなしで」が誤り。 d　誤：登録販売者においては、薬剤師とともに一般用医薬品の販売等に従事する医薬関係者（専門家）として、適切なセルフメディケーションの普及定着、医薬品の適正使用の推進のための啓発活動に積極的に参加、協力することが期待される。一般用医薬品の販売に従事する医薬関係者には、薬剤師も含まれる。
問149	4	a　誤：セルフメディケーションの主役は一般の生活者である。 c　誤：一般用医薬品で対処可能な範囲は、医薬品を使用する人によって変わってくるものであり、例えば、乳幼児や妊婦等では、通常の成人の場合に比べ、その範囲は限られてくる。
問150	3	c　誤：情報提供は必ずしも医薬品の販売に結びつけるのでなく、医療機関の受診を勧めたり（受診勧奨）、医薬品の使用によらない対処を勧めることが適切な場合があることにも留意する必要がある。
問151	4	ア　誤：セルフメディケーションの主役は一般の生活者であり、登録販売者による情報提供は必ずしも医薬品の販売に結びつけるのでなく、医療機関の受診を勧めたり（受診勧奨）、医薬品の使用によらない対処を勧めることが適切な場合があることにも留意する必要がある。 イ　誤：症状が重いとき（例えば、高熱や激しい腹痛がある場合、患部が広範囲である場合等）に、一般用医薬品を使用することは、一般用医薬品の役割にかんがみて、適切な対処とはいえない。
問152	5	a　誤：専門家による適切なアドバイスの下、身近にある一般用医薬品を利用するというのが、セルフメディケーションの考え方である。 b　誤：症状が重いとき（例えば、高熱や激しい腹痛がある場合、患部が広範囲である場合等）に、一般用医薬品を使用することは、一般用医薬品の役割にかんがみて、適切な対処とはいえない。

番号	解答	解説
問153	1	b　誤：一般用医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して常に「科学的な根拠」に基づいた情報提供により、セルフメディケーションを支援していくことが期待されている。「自己の経験」が誤り。
問154	5	c　誤：症状が重いとき（例えば、高熱や激しい腹痛がある場合、患部が広範囲である場合等）に、一般用医薬品を使用することは、一般用医薬品の役割にかんがみて、適切な対処とはいえない。
問155	3	記述は、すべて正しい。
問156	5	b　誤：購入者が適切な医薬品を選択し、実際にその医薬品を使用する人が必要な注意を払って適正に使用していくためには、医薬品の販売に従事する専門家が、可能な限り、購入者側の個々の状況の把握に努めることが重要となる。 c　誤：購入者側の状況を把握するには、医薬品の販売等に従事する専門家から購入者に尋ねることが少なくないが、会話しやすい雰囲気づくりに努め、購入者が健康への高い関心を有する生活者として参加意識を持って、医薬品を使用する状況等について自らの意志で伝えてもらえるよう促していくことが重要である。 d　誤：購入者側に情報提供を受けようとする意識が乏しく、コミュニケーションが成立しがたい場合もあるが、医薬品の販売等に従事する専門家は、そうした場合であっても、購入者側から医薬品の使用状況に係る情報をできる限り引き出し、可能な情報提供を行っていくためのコミュニケーション技術を身につけるべきである。
問157	4	a　誤：一般用医薬品を販売する際は、専門用語を分かりやすい表現で伝えるなどの適切な情報提供を行い、また、購入者が知りたい情報を十分に得ることができるように、相談に対応することが不可欠である。 d　誤：購入者側に情報提供を受けようとする意識が乏しい場合であっても、購入者側から医薬品の使用状況に係る情報をできる限り引き出し、可能な情報提供を行っていくためのコミュニケーション技術を身につけるべきである。
問158	2	c　誤：家庭における常備薬として購入する場合など、すぐに医薬品を使用する状況にない場合には、購入者等に対して、実際に使用する際に、販売時になされた情報提供の内容を思い起こしながら、改めて添付文書等に目を通すよう促すことが重要である。
問159	5	a　誤：購入者側に情報提供を受けようとする意識が乏しく、コミュニケーションが成立しがたい場合であっても、購入者側から医薬品の使用状況に係る情報をできる限り引き出し、可能な情報提供を行っていくためのコミュニケーション技術を身につけるべきである。
問160	1	ウ　誤：医薬品の適正な使用のため必要な情報は、基本的に添付文書や製品表示に記載されており、それらの記載は一般的・網羅的な内容となっているため、個々の購入者や使用者にとって、どの情報に特に留意すべきなのかについて適切に理解することは必ずしも容易でない。医薬品の販売に従事する専門家においては、購入者等が、自分自身や家族の健康に対する責任感を持ち、適切な医薬品を選択して、適正に使用しようとするよう、働きかけていくことが重要である。 エ　誤：一般用医薬品の場合、必ずしも情報提供を受けた当人が医薬品を使用するとは限らないことを踏まえ、販売時のコミュニケーションを考える必要がある。
問161	5	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問162	2	2　誤：「その医薬品を使用する人の血液型は何型か」は、確認しておきたい基本的なポイントではない。医薬品の販売等に従事する専門家が購入者から確認しておきたい基本的なポイントとしては、次のような事項があげられる。 (1) 何のためにその医薬品を購入しようとしているか（購入者側のニーズ、購入の動機） (2) その医薬品を使用するのは情報提供を受けている当人か、又はその家族等が想定されるか (3) その医薬品を使用する人として、小児や高齢者、妊婦等が想定されるか (4) その医薬品を使用する人が医療機関で治療を受けていないか (5) その医薬品を使用する人が過去にアレルギーや医薬品による副作用等の経験があるか (6) その医薬品を使用する人が相互作用や飲み合わせで問題を生じるおそれのある他の医薬品や食品を摂取していないか (7) その医薬品がすぐに使用される状況にあるか（その医薬品によって対処しようとする症状等が現にあるか） (8) 症状等がある場合、それはいつ頃からか、その原因や患部等の特定はなされているか
問163	1	記述は、すべて正しい。
問164	2	a　誤：登録販売者は、一般用医薬品のうち、第二類医薬品及び第三類医薬品の販売、情報提供等を担っている。 d　誤：一般用医薬品では、薬局又は店舗販売業において購入された後、すぐに使用されるとは限らず、家庭における常備薬として購入されることも多い。
Ⅳ　薬害の歴史		
問165	3	a　誤：医薬品の副作用は、医薬品が十分注意して使用されたとしても起こり得るものである。 c　誤：薬害の原因となった医薬品のうち、サリドマイド製剤、キノホルム製剤については、一般用医薬品として販売されていた製品もある。 d　誤：副作用は、眠気、口渇等の比較的よく見られるものから、死亡や日常生活に支障を来すほどの重大なものまで、その程度は様々である。
問166	3	3　誤：血管新生を妨げる作用がないのはR体である。なお、サリドマイドが摂取されると、R体とS体は体内で相互に転換するため、R体のサリドマイドを分離して製剤化しても催奇形性は避けられない。
問167	3	a　誤：サリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生した。 d　誤：サリドマイド訴訟は、我が国では「国及び製薬企業」が被告として提訴された。「製薬企業のみ」が誤り。
問168	1	1　誤：サリドマイド訴訟は、「催眠鎮静剤等」として販売されたサリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常が発生したことに対する損害賠償訴訟である。「貧血用薬」が誤り。
問169	5	a　誤：サリドマイド製剤は、「催眠鎮静成分」として承認された医薬品である。「解熱鎮痛成分」が誤り。 b　誤：サリドマイドの血管新生を妨げる作用は、サリドマイドの光学異性体のうち、一方の異性体（S体）のみが有する作用であるが、R体とS体は体内で相互に転換するため、R体のサリドマイドを分離して製剤化しても催奇形性は避けられない。 c　誤：我が国では、1961年12月に西ドイツ（当時）の企業からサリドマイド製剤の催奇形性についての勧告が届いており、かつ翌年になってからもその企業から警告が発せられていたにもかかわらず、出荷停止は1962年5月まで行われず、販売停止及び回収措置は同年9月であるなど、対応の遅さが問題視された。

番号	解答	解説
問170	1	c　誤：1961年11月、西ドイツ（当時）のレンツ博士がサリドマイド製剤の催奇形性について警告を発し、西ドイツでは製品が回収されるに至った。一方、我が国では、同年12月に西ドイツ企業から勧告が届いており、かつ翌年になってからもその企業から警告が発せられていたにもかかわらず、出荷停止は1962年5月まで行われず、販売停止及び回収措置は同年9月であるなど、対応の遅さが問題視された。
問171	5	a　誤：妊娠している女性が摂取した場合、サリドマイドは「血液－胎盤関門」を通過して胎児に移行するため、胎児に先天異常が発生する。「血液－脳関門」が誤り。 b　誤：サリドマイドによる薬害事件を契機として、WHO加盟国を中心に「市販後」の副作用情報の収集の重要性が改めて認識された。「市販前」が誤り。
問172	5	サリドマイド訴訟は、（　催眠鎮静剤　）等として販売されたサリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生したことに対する損害賠償訴訟である。 なお、サリドマイド胎芽症は、サリドマイドの光学異性体のうち、（　S体　）のみが有するとされる血管新生を（　妨げる　）作用による。
問173	1	c　誤：サリドマイド製剤は、催眠鎮静成分として承認され、副作用として血管新生を「妨げる」作用があった。「促進する」が誤り。
問174	4	サリドマイド製剤は、日本において1958年に（　催眠鎮静剤　）等として販売されたが、副作用として血管新生を（　妨げる　）作用があり、妊娠している女性が使用したところ、胎児に移行し、その胎児に先天性異常が発生した。 なお、サリドマイドの血管新生を（　妨げる　）作用は、サリドマイドの光学異性体のうち（　S　）体のみが有するとされている。
問175	3	a　誤：スモン訴訟とは、「整腸剤」として販売されていたキノホルム製剤を使用したことにより、亜急性脊髄視神経症に罹患したことによる損害賠償訴訟である。「催眠鎮静剤」が誤り。
問176	2	b　誤：スモンの原因とされるキノホルム製剤は、「整腸剤」として販売されていた。「鎮痛剤」が誤り。
問177	5	c　誤：スモンはその症状として、初期には腹部の膨満感から激しい腹痛を伴う下痢を生じ、次第に下半身の痺れや脱力、歩行困難等が現れる。麻痺は上半身にも拡がる場合があり、ときに視覚障害から失明に至ることもある。
問178	1	記述は、すべて正しい。
問179	4	スモン訴訟は、（　整腸剤　）として販売されていた（　キノホルム製剤　）を使用したことにより、（　亜急性脊髄視神経症　）に罹患したことに対する損害賠償訴訟である。スモン訴訟等を契機として、1979年、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図るため、医薬品副作用被害救済制度が創設された。
問180	1	c　誤：キノホルム製剤は、我が国では、1970年8月になって、スモンの原因はキノホルムであるとの説が発表され、同年9月に販売が停止された。 d　誤：スモン訴訟をひとつの契機として、「医薬品副作用被害救済制度」が創設された。「医薬品副作用モニター制度」が誤り。
問181	2	選択肢のうち、亜急性脊髄視神経症（スモン）の原因となったものは、キノホルム製剤である。
問182	5	HIV訴訟は、（　血友病　）患者が、HIVが混入した原料（　血漿　）から製造された（　血液凝固因子　）製剤の投与を受けたことにより、HIVに感染したことに対する損害賠償訴訟である。HIV訴訟の和解後には、製薬企業に対し、従来の副作用報告に加えて感染症報告が義務づけられ、また、血液製剤の安全確保対策として、検査や献血時の問診の充実が図られた。
問183	5	HIV訴訟は、（　血友病　）患者が、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が混入した原料（　血漿　）から製造された（　血液凝固因子　）製剤の投与を受けたことにより、HIVに感染したことに対する損害賠償訴訟である。

番号	解答	解説
問184	1	a　誤：医薬品副作用被害救済制度が創設される契機となったのは、サリドマイド訴訟、スモン訴訟である。HIV訴訟の和解を踏まえて行われたのは、エイズ治療研究開発センター及び拠点病院の整備や治療薬の早期提供等の推進などの恒久対策のほか、製薬企業に対し従来の副作用報告に加えて感染症報告の義務づけ、緊急に必要とされる医薬品を迅速に供給するための緊急輸入制度の創設等である。 b　誤：HIV訴訟は、血友病患者が、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が混入した「原料血漿」から製造された血液凝固因子製剤の投与を受けたことにより、HIVに感染したことに対する損害賠償訴訟である。「原料血清」が誤り。 c　誤：「国及び製薬企業」を被告として、1989年5月に大阪地裁、同年10月に東京地裁で提訴された。「問題となった製薬企業のみ」が誤り。
問185	4	HIV 感染者に対する恒久対策のほか、医薬品の副作用等による健康被害の再発防止に向けた取り組みも進められ、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（当時）との連携による承認審査体制の充実、製薬企業に対し従来の副作用報告に加えて（　感染症報告　）の義務づけ、緊急に必要とされる医薬品を迅速に供給するための（　緊急輸入　）制度の創設等を内容とする改正（　薬事法　）が 1996 年に成立し、翌年 4 月に施行された。また、血液製剤の安全確保対策として検査や献血時の問診の充実が図られるとともに、薬事行政組織の再編、情報公開の推進、健康危機管理体制の確立等がなされた。
問186	3	HIV 訴訟は、（　血友病　）患者が、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が混入した原料（　血漿　）から製造された血液凝固因子製剤の投与を受けたことにより、HIV に感染したことに対する損害賠償訴訟である。国及び（　製薬企業　）を被告として、1989 年 5 月に大阪地裁、同年 10 月に東京地裁で提訴された。
問187	4	a　誤：HIV訴訟は、国及び「製薬企業」を被告として、大阪地裁、東京地裁で提訴された。大阪地裁、東京地裁は、それぞれ和解勧告を行い、両地裁で和解が成立した。「医療機関」が誤り。 b　誤：サリドマイド、キノホルムによる薬害が明らかとなったのは、HIV訴訟の和解よりも前である。
問188	4	HIV 訴訟は、（　血友病　）患者が、HIV が混入した（　原料血漿　）から製造された（　血液凝固因子製剤　）の投与を受けたことにより、HIV に感染したことに対する損害賠償訴訟である。
問189	4	HIV 訴訟とは、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が混入した原料血漿から製造された血液凝固因子製剤が（　血友病　）患者に投与されたことにより、HIV に感染したことに対する損害賠償訴訟である。 国は、HIV 感染者に対する恒久対策として、エイズ治療研究開発センター及び拠点病院の整備や（　治療薬の早期提供　）等の様々な取組みを推進してきている。 また、血液製剤の安全確保対策として検査や（　献血　）時の問診の充実が図られた。
問190	5	（　血友病　）患者が、HIV が混入した原料血漿から製造された（　血液凝固因子製剤　）の投与を受けたことにより、HIV に感染したことに対する損害賠償訴訟である。（　国及び製薬企業　）を被告として、1989 年 5 月に大阪地裁、同年 10 月に東京地裁で提訴された。その後、和解勧告が行われ、1996 年 3 月に両地裁で和解が成立した。
問191	3	b　誤：CJDは、次第に認知症に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。「初期には腹部の膨満感から激しい腹痛を伴う下痢を生じ、次第に下半身の痺れや脱力、歩行困難が現れる」のは、スモンである。 d　誤：CJDは、細菌でもウイルスでもないタンパク質の一種であるプリオンが原因とされている。
問192	2	CJD は、（　タンパク質　）の一種である（　プリオン　）が脳の組織に感染し、次第に認知症に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。 （　ヒト乾燥硬膜　）の原料が採取された段階で（　プリオン　）に汚染されている場合があり、（　プリオン　）不活化のための十分な化学的処理が行われないまま製品として流通し、脳外科手術で移植された患者に CJD が発生した。
問193	3	b　誤：CJDは、細菌でもウイルスでもない「タンパク質」の一種であるプリオンが原因とされた。「リン脂質」が誤り。

番号	解答	解説
問194	1	b　誤：CJDは、細菌でもウイルスでもないタンパク質の一種であるプリオンが原因とされる。 d　誤：医薬品副作用被害救済制度が創設される契機となったのは、サリドマイド訴訟、スモン訴訟である。CJD訴訟の和解に際して、国（厚生労働大臣）は、医薬品等の安全性を確保するため必要な規制の強化を行うとともに、生物由来の医薬品等による被害の救済制度を早期に創設できるよう努めることを誓約し、2002年に行われた薬事法改正に伴い、生物由来製品の安全対策強化、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による生物由来製品による感染等被害救済制度の創設等がなされた。
問195	4	a　誤：CJDは、「タンパク質」の一種であるプリオンが原因とされている。「ウイルス」が誤り。 b　誤：CJDは、次第に「認知症」に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。「筋萎縮性側索硬化症」が誤り。
問196	1	a　誤：CJD訴訟は、脳外科手術等に用いられていた「ヒト乾燥硬膜」を介してCJDに罹患したことに対する損害賠償訴訟である。「ウシ乾燥硬膜」が誤り。 c　誤：CJDは、次第に認知症に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。
問197	1	a　誤：クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）は、細菌でもウイルスでもないタンパク質の一種であるプリオンが脳の組織に感染し、次第に認知症に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。
問198	1	記述は、すべて正しい。
問199	2	脳外科手術等に用いられていた（　ヒト乾燥硬膜　）を介して CJD に罹患したことに対する損害賠償訴訟である。CJD は、（　タンパク質　）の一種であるプリオンが原因とされ、プリオンが脳の組織に感染し、次第に認知症に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。 本訴訟をひとつの契機として、2002 年に行われた薬事法改正に伴い、（　生物由来　）製品の安全対策強化や（　生物由来　）製品による感染等被害救済制度の創設等がなされた。
問200	4	ア、イ　誤：ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が混入した製剤、ヒト乾燥硬膜は、一般用医薬品として販売されたことはない。副作用等に関する訴訟の原因となった医薬品が一般用医薬品として販売されていたのは、サリドマイド製剤、キノホルム製剤である。

番号	解答	解説

第２章　人体の働きと医薬品

Ⅰ　人体の構造と働き

問1	5	c　誤：全身に広く分布するエクリン腺を支配する交感神経線維の末端では、「アセチルコリン」が神経伝達物質として放出される。「ノルアドレナリン」が誤り。
問2	1	c　誤：唾液には、デンプンをデキストリンや麦芽糖に分解する消化酵素（プチアリン。唾液アミラーゼともいう。）が含まれている。 d　誤：唾液は、「味覚」の形成にも重要な役割を持つ。「嗅覚」が誤り。
問3	1	1　誤：歯冠の表面は「エナメル質」で覆われ、体で最も硬い部分となっている。「象牙質」が誤り。
問4	4	b　誤：唾液によって口腔内はpHが「ほぼ中性」に保たれ、酸による歯の齲蝕を防いでいる。「アルカリ性」が誤り。 c　誤：歯の齲蝕が「象牙質」に達すると、神経が刺激されて、歯がしみたり痛みを感じるようになる。「エナメル質」が誤り。
問5	3	a　誤：口腔においては、咀嚼による機械的消化、消化酵素の作用による化学的消化の両方が行われる。 c　誤：胃は中身が空の状態では扁平に縮んでいるが、食道から内容物が送られてくると、その刺激に反応して胃壁の平滑筋が「弛緩」し、容積が拡がる。「収縮」が誤り。
問6	1	a　誤：空腸は小腸の一部であって、大腸には属さない。また、大腸の内壁粘膜には小腸のような絨毛はない。 b　誤：嚥下された飲食物は、重力によって胃に落ち込むのでなく、食道の運動によって胃に送られる。 c　誤：「肝臓」では、フィブリノゲン等の血液凝固因子、胆汁酸などの生合成の出発物質となるコレステロール等、生命維持に必須な役割を果たす種々の生体物質が産生される。「胆嚢」が誤り。
問7	2	b　誤：消化器系には、消化管と消化腺があり、消化管には、口腔、咽頭、食道、胃、小腸、大腸、肛門が含まれる。唾液腺、肝臓、胆嚢、膵臓は消化腺である。 d　誤：小腸のうち十二指腸に続く部分の、概ね上部40％が空腸、残り約60％が回腸であるが、明確な境目はない。
問8	2	2　誤：歯の齲蝕とは、口腔内の常在細菌が「糖質」から産生する酸によって歯が脱灰されることで起こる歯の欠損のことであり、象牙質に達すると、神経が刺激されて、歯がしみたり痛みを感じるようになる。「脂質」が誤り。
問9	3	イ　誤：膵臓は、「弱アルカリ性」である膵液を十二指腸へ分泌する。「弱酸性」が誤り。 ウ　誤：ブドウ糖は主に「小腸」で吸収され、血液によって肝臓に運ばれてグリコーゲンとして蓄えられる。「大腸」が誤り。
問10	5	1　誤：消化液に含まれる消化酵素の作用によって飲食物を分解することを、化学的消化という。機械的消化は、口腔における咀嚼や、消化管の運動などによって消化管の内容物を細かくして消化液と混和し、化学的消化を容易にすることをいう。 2　誤：食道は喉もとから上腹部のみぞおち近くまで続く、直径1～2cmの管状の器官で、消化液の分泌腺はない。 3　誤：歯冠の表面は「エナメル質」で覆われ、「エナメル質」の下には「象牙質」と呼ばれる硬い骨状の組織がある。「エナメル質」と「象牙質」が入れ替えられている。 4　誤：ペプシノーゲンは、胃酸によって主に「タンパク質」を消化する酵素であるペプシンとなり、胃酸とともに胃液として働く。「炭水化物」が誤り。

番号	解答	解説
問11	3	a　誤：食道から内容物が送られてくると、その刺激に反応して胃壁の平滑筋が「弛緩」する。「収縮」が誤り。 b　誤：ペプシノーゲンは、胃酸によって「タンパク質」を消化する酵素であるペプシンとなり、胃酸とともに胃液として働く。「炭水化物」が誤り。 c　誤：胃内に滞留する内容物の滞留時間は、炭水化物主体の食品の場合には比較的「短く」、脂質分の多い食品の場合には比較的「長い」。「長く」「短い」が誤り。
問12	5	b　誤：膵液は、デンプンを分解する「アミラーゼ（膵液アミラーゼ）」、脂質を分解する「リパーゼ」など、多くの消化酵素を含んでいる。「アミラーゼ（膵液アミラーゼ）」と「リパーゼ」が入れ替えられている。 c　誤：胆汁に含まれる胆汁酸塩（コール酸、デオキシコール酸等の塩類）は、「脂質」の消化を容易にする。「タンパク質」が誤り。
問13	5	5　誤：マルターゼは「小腸の腸管粘膜で産生」される。「食道から分泌」が誤り。
問14	3	a　誤：デンプンを分解する消化酵素は、マルターゼ、アミラーゼなどである。 c　誤：脂質を分解する消化酵素は、リパーゼである。
問15	1	c　誤：アミノ酸が分解された場合等に生成する「アンモニア」は、体内に滞留すると有害な物質であり、肝臓において「尿素」へと代謝される。「アンモニア」と「尿素」が入れ替えられている。 d　誤：膵臓は、炭水化物、タンパク質、脂質のそれぞれを消化するすべての酵素の供給を担っている。
問16	4	a　誤：小腸は、全長6～7mの管状の臓器で、十二指腸、空腸、回腸の3部分に分かれる。 b　誤：「空腸」で分泌される腸液（粘液）に、腸管粘膜上の消化酵素が加わり、消化液として働く。「回腸」が誤り。
問17	1	b　誤：「脂質（トリグリセリド）」は、消化酵素であるリパーゼの作用によって分解を受けるが、小腸粘膜の上皮細胞で吸収されると「脂質」に再形成され、乳状脂粒（リポタンパク質の一種でカイロミクロンとも呼ばれる）となる。「タンパク質」が誤り。 d　誤：炭水化物とタンパク質は、消化酵素の作用によってそれぞれ「単糖類」、アミノ酸に分解されて吸収される。「二糖類」が誤り。
問18	3	b　誤：膵液は弱アルカリ性で、胃で酸性となった内容物を中和するのに重要である。
問19	5	記述は、すべて正しい。
問20	2	c　誤：膵臓は、炭水化物、タンパク質、脂質のそれぞれを消化するすべての酵素の供給を担っている。
問21	1	c　誤：消化管から吸収されたアルコールは、肝臓へと運ばれて一度アセトアルデヒドに代謝されたのち、さらに代謝されて酢酸となる。 d　誤：肝機能障害や胆管閉塞などを起こすとビリルビンが循環血液中に滞留して、黄疸（皮膚や白目が黄色くなる症状）を生じる。
問22	5	d　誤：肝臓は、胆汁酸やホルモンなどの生合成の出発物質となるコレステロール、フィブリノゲン等の血液凝固因子、アルブミン、必須アミノ酸以外のアミノ酸を生合成することができる。
問23	5	b　誤：小腸で吸収されたブドウ糖は、血液によって肝臓に運ばれて「グリコーゲン」として蓄えられる。「グルコース」が誤り。 d　誤：肝臓では、必須アミノ酸以外のアミノ酸を生合成することができる。
問24	4	a　誤：胆汁に含まれる胆汁酸塩は、「脂溶性ビタミン」の吸収を助ける。「水溶性ビタミン」が誤り。 b　誤：腸内に放出された胆汁酸塩の大部分は、「小腸」で再吸収されて肝臓に戻される。「大腸」が誤り。 c　誤：アルコールは、胃や小腸で吸収されるが、肝臓へと運ばれて一度「アセトアルデヒド」に代謝されたのち、さらに代謝されて「酢酸」となる。「アセトアルデヒド」と「酢酸」が入れ替えられている。 d　誤：アミノ酸が分解された場合等に生成する「アンモニア」は、肝臓において「尿素」へと代謝される。「アンモニア」と「尿素」が入れ替えられている。

番号	解答	解説
問25	2	b　誤：肝臓では、必須アミノ酸以外のアミノ酸を生合成することができる。必須アミノ酸は生合成できない。 d　誤：肝臓は、脂溶性ビタミンであるビタミンA、D等のほか、ビタミンB6やB12等の水溶性ビタミンの貯蔵臓器でもある。
問26	5	b　誤：肝臓では、必須アミノ酸以外のアミノ酸を生合成することができる。
問27	1	小腸で吸収された（　ブドウ糖　）は、血液によって（　肝臓　）に運ばれて（　グリコーゲン　）として蓄えられる。
問28	1	c　誤：十二指腸の上部を除く小腸の内壁には輪状のひだがあり、その粘膜表面は絨毛（柔突起ともいう）に覆われてビロード状になっている。大腸には絨毛等はない。 d　誤：「十二指腸」には膵臓からの膵管と胆嚢からの胆管の開口部があり、それぞれ膵液と胆汁を腸管内へ送り込んでいる。「空腸」が誤り。
問29	4	4　誤：通常、糞便の成分の大半は水分で、そのほか、はがれ落ちた腸壁上皮細胞の残骸（15～20%）や腸内細菌の死骸（10～15%）が含まれ、食物の残滓は約5%に過ぎない。
問30	1	c　誤：S状結腸に溜まった糞便が「直腸」へ送られてくると、その刺激に反応して便意が起こる。「下行結腸」が誤り。 d　誤：「十二指腸の上部を除く小腸」の内壁には輪状のひだがあり、その粘膜表面は絨毛（柔突起ともいう）に覆われてビロード状になっている。「大腸」が誤り。
問31	1	c　誤：肛門周囲は、「肛門括約筋」で囲まれており、排便を意識的に調節することができる。「肛門平滑筋」が誤り。 d　誤：肛門周囲は、「静脈」が細かい網目状に通っていて、それらの血管が鬱血すると痔の原因となる。「動脈」が誤り。
問32	2	c　誤：肺自体には肺を動かす筋組織がないため、自力で膨らんだり縮んだりするのではなく、横隔膜や肋間筋によって拡張・収縮して呼吸運動が行われている。 d　誤：「喉頭」は、「咽頭」と気管の間にある軟骨に囲まれた円筒状の器官で、軟骨の突起した部分がいわゆるのどぼとけである。「喉頭」と「咽頭」が入れ替えられている。
問33	2	c　誤：喉頭の大部分と気管から気管支までの粘膜は「線毛上皮」で覆われており、吸い込まれた粉塵、細菌等の異物は、気道粘膜から分泌される粘液にからめ取られ、「線毛運動」による粘液層の連続した流れによって気道内部から咽頭へ向けて排出され、唾液とともに嚥下される。「絨毛」「絨毛運動」が誤り。 d　誤：肺胞の壁は非常に薄くできていて、周囲を毛細血管が網のように取り囲んでいる。ガス交換を行うため、肺胞は粘液層や線毛によって保護されていない。
問34	3	a　誤：「咽頭」の後壁にある扁桃は、リンパ組織が集まってできていて、気道に侵入してくる細菌、ウイルス等に対する免疫反応が行われる。「喉頭」が誤り。 d　誤：鼻腔の内壁から分泌される鼻汁には「リゾチーム」が多く含まれ、気道の防御機構の一つとなっている。「リパーゼ」が誤り。
問35	1	b　誤：喉頭から肺へ向かう気道が左右の肺へ分岐するまでの部分を「気管」といい、そこから肺の中で複数に枝分かれする部分を「気管支」という。「気管」と「気管支」が入れ替えられている。 c　誤：肺自体には肺を動かす筋組織がないため、自力で膨らんだり縮んだりするのではなく、横隔膜や肋間筋によって拡張・収縮して呼吸運動が行われている。 d　誤：肺胞の壁を介して、心臓から送られてくる血液から「二酸化炭素」が肺胞気中に拡散し、代わりに「酸素」が血液中の赤血球に取り込まれるガス交換が行われる。「二酸化炭素」と「酸素」が入れ替えられている。

番号	解答	解説
問36	2	b　誤：肺胞の壁を介して、心臓から送られてくる血液から「二酸化炭素」が肺胞気中に拡散し、代わりに「酸素」が血液中の赤血球に取り込まれるガス交換が行われる。「二酸化炭素」と「酸素」が入れ替えられている。 d　誤：「喉頭」は、発声器としての役割もあり、呼気で「喉頭」上部にある声帯を振動させて声が発せられる。「咽頭」が誤り。
問37	3	ア　誤：呼吸器系は、鼻腔、咽頭、喉頭、気管、気管支、肺からなっており、鼻腔から咽頭・喉頭までの部分を上気道、気管から気管支、肺までの部分を下気道という。 エ　誤：「間質」は、毛細血管と「肺胞」を取り囲み支持している組織である。「間質」と「肺胞」が入れ替えられている。
問38	4	a　誤：肺でのガス交換が行われた血液は、心臓の「左側部分（左心房、左心室）」に入り、そこから全身に送り出される。「右側部分（右心房、右心室）」が誤り。 b　誤：肺自体には肺を動かす筋組織がないため、自力で膨らんだり縮んだりするのではなく、横隔膜や肋間筋によって拡張・収縮して呼吸運動が行われている。 c　誤：血管壁にかかる圧力（血圧）は、通常、上腕部の「動脈」で測定される。「静脈」が誤り。
問39	3	b　誤：静脈にかかる圧力は比較的「低い」ため、静脈の血管壁は動脈よりも「薄い」。「高い」「厚い」が誤り。 c　誤：心臓が収縮したときの血圧を「最大血圧」、心臓が弛緩したときの血圧を「最小血圧」という。「最大血圧」と「最小血圧」が入れ替えられている。
問40	5	a　誤：血漿中の「グロブリン」は、免疫反応において、体内に侵入した細菌やウイルス等の異物を特異的に認識する抗体としての役割を担う。「アルブミン」が誤り。 b　誤：血管壁にかかる圧力（血圧）は、通常、上腕部の「動脈」で測定され、心臓が収縮したときの血圧を最大血圧という。「静脈」が誤り。
問41	1	2　誤：心臓から拍出された血液を送る血管を「動脈」、心臓へ戻る血液を送る血管を「静脈」という。「動脈」と「静脈」が入れ替えられている。 3　誤：心臓の右側部分（右心房、右心室）は、全身から集まってきた血液を肺へ送り出す。肺でのガス交換が行われた血液は、心臓の左側部分（左心房、左心室）に入り、そこから全身に送り出される。 4　誤：リンパ液の流れは、主に「骨格筋」の収縮によるものである。「平滑筋」が誤り。
問42	1	1　誤：心臓の内部は上部左右の「心房」、下部左右の「心室」の4つの空洞に分かれており、「心房」で血液を集めて、「心室」に送り、「心室」から血液を拍出している。「心房」と「心室」が入れ替えられている。
問43	5	心臓の内部は上部左右の心房、下部左右の心室の４つの空洞に分かれている。全身から集まってきた血液は（　右心房　）に入り、（　右心室　）から血液を肺へ送り出す。肺でのガス交換が行われた血液は、（　左心房　）に入り、（　左心室　）から全身に送り出される。このような心臓の動きを拍動という。その際に血液が確実に一方向に流れるよう、心室には血液を取り込む側と送り出す側にそれぞれ弁があり、拍動と協調して交互に開閉する。
問44	2	b　誤：循環器系は、心臓、血管系、血液、脾臓、リンパ系からなり、血管系が心臓を中心とする「閉鎖循環系」であるのに対して、リンパ系は末端がリンパ毛細管となった「開放循環系」である。「閉鎖循環系」と「開放循環系」が入れ替えられている。
問45	5	a　誤：肺でのガス交換が行われた血液は、心臓の「左側部分（左心房、左心室）」に入り、そこから全身に送り出される。「右側部分（右心房、右心室）」が誤り。 b　誤：消化管で吸収された物質は一度「肝臓」を通って代謝や解毒を受けた後に、血流に乗って全身を循環する。「腎臓」が誤り。
問46	4	動脈の多くは体の（　深部　）を通っている。動脈の血管壁は静脈より（　厚い　）。血圧は、通常、上腕部の（　動脈　）で測定される。
問47	2	毛細血管の薄い血管壁を通して、（　酸素　）と（　栄養分　）が血液中から組織へ運び込まれ、それと交換に（　二酸化炭素　）や（　老廃物　）が組織から血液中へ取り込まれる。

番号	解答	解説
問48	5	b　誤：脂質（中性脂肪、コレステロール等）は、血漿中のタンパク質と結合してリポタンパク質を形成し、血漿中に分散している。 c　誤：赤血球は、中央部がくぼんだ円盤状の細胞で、骨髄で産生される。
問49	4	a　誤：「単球」は、血管壁を通り抜けて組織の中に入り込むことができ、組織の中ではマクロファージ（貪食細胞）と呼ばれる。「リンパ球」が誤り。 b　誤：損傷した血管は、血管壁が収縮することで血流を減少させると同時に、損傷部位に「血小板」が粘着、凝集して傷口を覆う。「白血球」が誤り。
問50	3	c　誤：白血球のうち好中球は最も数が多く、白血球の約60%を占めている。血管壁を通り抜けて組織の中に入り込むことができ、感染が起きた組織に遊走して集まり、細菌やウイルス等を食作用によって取り込んで分解する。「白血球の約5%であるが、血管壁を通り抜けて組織の中に入り込むことができ、感染が起きた組織に遊走して集まり、細菌やウイルス等を食作用によって取り込んで分解する」のは、単球である。
問51	3	a　誤：血管の損傷部位では、血小板から放出される酵素によって血液を凝固させる一連の反応が起こり、血漿タンパク質の一種である「フィブリノゲン」が傷口で重合して線維状の「フィブリン」となる。「フィブリノゲン」と「フィブリン」が入れ替えられている。 b　誤：「グロブリン」は、その多くが、免疫反応において、体内に侵入した細菌やウイルス等の異物を特異的に認識する抗体としての役割を担う。アルブミンは、血液の浸透圧を保持する（血漿成分が血管から組織中に漏れ出るのを防ぐ）働きがあるほか、ホルモンや医薬品の成分等と複合体を形成して、それらが血液によって運ばれるときに代謝や排泄を受けにくくする。 c　誤：好中球は、最も数が多く、白血球の約60%を占めている。血管壁を通り抜けて組織の中に入り込むことができ、感染が起きた組織に遊走して集まり、細菌やウイルス等を食作用によって取り込んで分解する。「白血球の約5%と少ないが最も大きく、強い食作用を持つ」のは、単球である。 d　誤：赤血球は、「鉄分」と結合したタンパク質であるヘモグロビンを含み、「骨髄」で産生される。「銅」「副腎髄質」が誤り。
問52	2	b　誤：リンパ球は、リンパ節、脾臓等のリンパ組織で増殖し、細菌、ウイルス等の異物を認識する「T細胞リンパ球」と、それらに対する抗体（免疫グロブリン）を産生する「B細胞リンパ球」がある。「T細胞リンパ球」と「B細胞リンパ球」が入れ替えられている。 d　誤：「アルブミン」は、血液の浸透圧を保持する働きがあるほか、ホルモンや医薬品の成分等と複合体を形成して、それらが血液によって運ばれるときに代謝や排泄を受けにくくする。「フィブリノゲン」が誤り。
問53	1	a　誤：赤血球は「骨髄」で産生されるが、赤血球の数が少なすぎたり、赤血球中のヘモグロビン量が欠乏すると、血液は酸素を十分に供給できず、疲労や血色不良などの貧血症状が現れる。「副腎髄質」が誤り。 b　誤：赤血球に含まれるヘモグロビンは「鉄分」と結合したタンパク質で、酸素量の多いところ（肺胞の毛細血管）で酸素分子と結合し、酸素が少なく二酸化炭素が多いところ（末梢組織の毛細血管）で酸素分子を放出する性質がある。「銅」が誤り。
問54	2	c　誤：主な働きは、脾臓内を流れる血液から古くなった「赤血球」を濾し取って処理することである。「リンパ球」が誤り。 d　誤：脾臓には、リンパ球が増殖、密集する組織（リンパ組織）があり、血流中の細菌やウイルス等の異物に対する免疫応答に関与する。
問55	5	a　誤：リンパ液の流れは主に「骨格筋」の収縮によるものであり、流速は血流に比べて緩やかである。「平滑筋」が誤り。 b　誤：脾臓の主な働きは、脾臓内を流れる血液から古くなった「赤血球」を濾し取って処理することである。「白血球」が誤り。
問56	3	a　誤：脾臓の主な働きは、脾臓内を流れる血液から古くなった「赤血球」を濾し取って処理することである。「白血球」が誤り。 d　誤：リンパ管には逆流防止のための弁がある。

番号	解答	解説
問57	2	1　誤：腎臓には、心臓から拍出される血液の「1／5～1／4」が流れている。「約5%」が誤り。 3　誤：自律神経系に作用するアドレナリンとノルアドレナリンは、「副腎髄質」で産生・分泌される。「副腎皮質」が誤り。 4　誤：膀胱の排尿筋は、交感神経系が活発になると「弛緩」する。「収縮」が誤り。
問58	1	1　誤：「自律神経系に作用するアドレナリンとノルアドレナリンが産生・分泌される」のは、副腎皮質ではなく副腎髄質である。
問59	5	a　誤：腎臓には、心臓から拍出される血液の「1／5～1／4」が流れており、血液中の老廃物の除去のほか、水分及び電解質（特にナトリウム）の排出調節を行っている。「約90%」が誤り。
問60	1	c　誤：副腎皮質ホルモンの一つであるアルドステロンは、体内に「塩分」と水を貯留し、「カリウム」の排泄を促す作用があり、電解質と水分の排出調節の役割を担っている。「塩分」と「カリウム」が入れ替えられている。 d　誤：「膀胱括約筋」が緩むと、同時に「膀胱壁の排尿筋」が収縮し、尿が尿道へと押し出される。「膀胱括約筋」と「膀胱壁の排尿筋」が入れ替えられている。
問61	3	a　誤：腎小体では、肝臓でアミノ酸が分解されて生成する尿素など、血液中の老廃物が濾過され、原尿として尿細管へ入る。「原尿中のブドウ糖やアミノ酸等の栄養分及び血液の維持に必要な水分や電解質が再吸収される」のは、尿細管である。 c　誤：副腎皮質では、アルドステロンなどの副腎皮質ホルモンが産生・分泌される。「自律神経系に作用するアドレナリンとノルアドレナリンが産生・分泌される」のは、副腎髄質である。
問62	4	b　誤：「ボウマン嚢」から1本の尿細管が伸びて、腎小体と尿細管とで腎臓の基本的な機能単位（ネフロン）を構成している。「糸球体」が誤り。
問63	2	イ　誤：副腎は、左右の腎臓の「上部」にそれぞれ附属し、皮質と髄質の2層構造からなる。「下部」が誤り。 エ　誤：膀胱の出口にある膀胱括約筋が「緩む」と、同時に膀胱壁の排尿筋が「収縮し」、尿が尿道へ押し出される。「収縮する」「緩み」が誤り。
問64	1	b　誤：腎臓では、血液中の老廃物の除去のほか、水分及び電解質（特にナトリウム）の排出調節が行われており、血液の量と組成を維持して、血圧を一定範囲内に保つ上でも重要な役割を担っている。 d　誤：「ビタミンD」は、腎臓で活性型に転換され、骨の形成や維持に関わる。「ビタミンE」が誤り。
問65	3	腎臓に入る動脈は細かく枝分かれして、毛細血管が小さな球状になった（　糸球体　）を形成する。（　糸球体　）の外側を袋状の（　ボウマン嚢　）が包み込んでおり、これを（　腎小体　）という。
問66	1	b　誤：副腎は、腎臓の上部に附属し、副腎皮質からは「アルドステロン」が、副腎髄質からは「アドレナリンとノルアドレナリン」が産生・分泌されている。「アルドステロン」と「アドレナリンとノルアドレナリン」が入れ替えられている。 d　誤：尿のほとんどは水分で、尿素、尿酸等の老廃物、その他微量の電解質、ホルモン等を含む。尿は血液が濾過されて作られるため、糞便とは異なり、健康な状態であれば細菌等の微生物は存在しない。
問67	5	記述は、すべて正しい。
問68	1	a　誤：「網膜」には光を受容する細胞（視細胞）が密集していて、個々の視細胞は神経線維につながり、それが束になって眼球の後方で視神経となる。「結膜」が誤り。 c　誤：水晶体から網膜までの眼球内は、硝子体という透明のゼリー状組織で満たされている。
問69	1	b　誤：涙液は、起きている間は絶えず分泌されており、「目頭」の内側にある小さな孔（涙点）から涙道に流れこんでいる。「目尻」が誤り。 d　誤：虹彩は、水晶体の「前」にあり、瞳孔を散大・縮小させて眼球内に入る光の量を調節している。「後ろ」が誤り。

番号	解答	解説
問70	5	a　誤：眼瞼は、むくみ（浮腫）等、全身的な体調不良の症状が「現れやすい」部位である。「現れにくい」が誤り。 b　誤：目を使う作業を続けると、眼筋の疲労のほか、遠近の焦点調節を行っている「毛様体」の疲労等を生じる。「虹彩」が誤り。 c　誤：角膜には血管が通っておらず、房水によって栄養分や酸素が供給される。 d　誤：視細胞には、色を識別する細胞と、わずかな光でも敏感に反応する細胞の2種類があり、後者が光を感じる反応には「ビタミンA」が不可欠である。「ビタミンE」が誤り。
問71	2	b　誤：目を使う作業を続けると、眼筋の疲労のほか、遠近の焦点調節を行っている「毛様体」の疲労などが起こる。「硝子体」が誤り。 c　誤：雪眼炎とは、紫外線を含む光に長時間曝されることにより、「角膜」の上皮に損傷を生じることである。「結膜」が誤り。
問72	4	ア　誤：水晶体の前にある「虹彩」が瞳孔を散大・縮小させて眼球内に入る光の量を調整している。「角膜」が誤り。 イ　誤：遠くの物を見るときには、水晶体の周りを囲んでいる毛様体が弛緩するため、水晶体が「扁平になる」。「丸くなり厚みが増す」が誤り。
問73	4	目の充血は血管が（　拡張　）して赤く見える状態であるが、（　結膜　）の充血では白目の部分だけでなく眼瞼の裏側も赤くなる。（　強膜　）が充血したときは、眼瞼の裏側は赤くならず、（　強膜　）自体が乳白色であるため、白目の部分がピンク味を帯びる。
問74	2	b　誤：視覚情報は、「網膜」に密集して存在する視細胞が、色や光を感じることにより受容される。「結膜」が誤り。 d　誤：聴覚情報は、鼓膜の振動、耳小骨の振動、「内耳の蝸牛」のリンパ液の振動へと伝わり、聴細胞の感覚毛を揺らすことで感知される。「耳石器官内部」が誤り。
問75	2	c　誤：耳垢は、「外耳道」にある耳垢腺や皮脂腺からの分泌物に、埃や「外耳道上皮」の老廃物などが混じったものである。「内耳」「内耳上皮」が誤り。
問76	4	a　誤：「水晶体」は、その周りを囲んでいる毛様体の収縮・弛緩によって、近くの物を見るときには丸く厚みが増し、遠くの物を見るときには扁平になる。「硝子体」が誤り。 b　誤：涙液は起きている間は絶えず分泌されているが、睡眠中は涙液分泌がほとんどない。
問77	5	c　誤：内耳にある前庭は、水平・垂直方向の加速度を感知する「耳石器官」と、体の回転や傾きを感知する「半規管」に分けられる。「耳石器官」と「半規管」が入れ替えられている。 d　誤：鼓室の内部では、「互いに連結」した微細な「3つ」の耳小骨が鼓膜の振動を増幅して、「内耳」へ伝導する。「独立」「6つ」「外耳」が誤り。
問78	4	4　誤：乗り物酔い（動揺病）は、乗り物に乗っているとき反復される加速度刺激や動揺によって、平衡感覚が混乱して生じる身体の変調であり、その平衡感覚は、「前庭」内部のリンパ液の動きにより感知される。「蝸牛」が誤り。
問79	1	a　誤：小さな子供では、耳管が太く短くて、走行が「水平」に近いため、鼻腔からウイルスや細菌が侵入し感染が起こりやすい。「垂直」が誤り。 b　誤：蝸牛は渦巻き形をした器官で、内部はリンパ液で満たされ、中耳の耳小骨から伝わる振動がリンパ液を震わせ、その振動が聴細胞の小突起（感覚毛）を揺らして、聴神経が刺激される。「水平・垂直方向の加速度を感知する部分と、体の回転や傾きを感知する部分に分けられる」のは、前庭である。 c　誤：鼻中隔の前部は、毛細血管が豊富に分布していることに加えて粘膜が薄いため、傷つきやすく鼻出血を起こしやすい。 d　誤：においに対する感覚は非常に鋭敏であるが順応を起こしやすく、長時間同じにおいを嗅いでいると次第にそのにおいを感じなくなる。

番号	解答	解説
問80	3	a　誤：鼻腔に隣接した目と目の間、額部分、頬の下、鼻腔の奥に空洞があり、それらを総称して副鼻腔といい、いずれも鼻腔と細い管でつながっている。 c　誤：「内耳」は、聴覚器官である蝸牛と、平衡器官である前庭の2つの部分からなる。「中耳」が誤り。
問81	4	4　誤：内耳の「前庭」は、水平・垂直方向の加速度を感知する部分（耳石器官）と、体の回転や傾きを感知する部分（半規管）に分けられ、内部はリンパ液で満たされている。「蝸牛」が誤り。
問82	2	b　誤：メラニン色素の防護能力を超える紫外線に曝されると、皮膚組織が損傷を受け、炎症を生じて発熱や水疱、痛み等の症状が起きる。
問83	5	a　誤：外皮系には、身体を覆う皮膚と、汗腺、皮脂腺、乳腺等の皮膚腺のほか、爪や毛等の角質が含まれる。 b　誤：汗腺には、腋窩（わきのした）などの毛根部に分布する「アポクリン腺」と、手のひらなど毛根がないところも含め全身に分布する「エクリン腺」の二種類がある。「アポクリン腺」と「エクリン腺」が入れ替えられている。
問84	1	表皮の最も外側にある（　角質層　）は、細胞膜が丈夫な線維性のタンパク質である（　ケラチン　）でできた板状の角質細胞と、リン脂質の一種である（　セラミド　）を主成分とする細胞間脂質で構成されており、皮膚のバリア機能を担っている。皮膚に物理的な刺激が繰り返されると（　角質層　）が肥厚して、たこやうおのめができる。
問85	5	a　誤：体温が上がり始めると、皮膚を通っている毛細血管に血液がより多く流れるように血管が開き、体外へより多くの熱を排出する。 b　誤：角質層は、細胞膜が丈夫な線維性の「ケラチン」でできた板状の角質細胞と、「セラミド」を主成分とする細胞間脂質で構成されている。「ケラチン」と「セラミド」が入れ替えられている。 d　誤：メラニン色素の防護能力を超える紫外線に曝されると、表皮の最下層にあるメラノサイトの働きが「活性化」されてメラニン色素の過剰な産生が起こり、シミやそばかすとして皮膚に沈着する。「抑制」が誤り。
問86	1	1　誤：メラニン色素は、「表皮」の最下層にあるメラニン産生細胞で産生され、太陽光に含まれる紫外線から皮膚組織を防護する役割がある。「真皮」が誤り。
問87	3	イ　誤：「真皮」は、線維芽細胞とその細胞で産生された線維性のタンパク質（コラーゲン、フィブリリン、エラスチン等）からなる結合組織の層で、皮膚の弾力と強さを与えている。「表皮」が誤り。 ウ　誤：汗腺には、腋窩（わきのした）などの毛根部に分布するアポクリン腺（体臭腺）と、手のひらなど毛根がないところも含め全身に分布するエクリン腺の二種類がある。
問88	3	皮膚は、体温を一定に保つための重要な役割を担っている。体温が（　上　）がり始めると、皮膚を通っている毛細血管は（　弛緩　）し、体外へより多くの熱を排出する。また、（　エクリン腺　）から汗を分泌する。
問89	3	b　誤：汗腺には、腋窩（わきのした）などの毛根部に分布する「アポクリン腺」と、手のひらなど毛根がないところも含め全身に分布する「エクリン腺」の二種類がある。「アポクリン腺」と「エクリン腺」が入れ替えられている。
問90	4	b　誤：骨は生きた組織であり、成長が停止した後も一生を通じて破壊（骨吸収）と修復（骨形成）が行われている。 c　誤：骨組織を構成する無機質は、炭酸カルシウムやリン酸カルシウム等の石灰質からなるが、それらのカルシウムが骨から溶け出し、ほぼ同量のカルシウムが骨に沈着する。
問91	1	b　誤：骨の関節面は、弾力性に富む柔らかい「軟骨層（関節軟骨）」に覆われており、衝撃を和らげ、関節の動きを滑らかにしている。「骨膜」が誤り。 d　誤：心筋は、消化管壁や膀胱等に分布する筋と同様に、自律神経に支配されているが、平滑筋ではない。

番号	解答	解説
問92	1	c　誤：腱は結合組織のみでできているため、伸縮性はあまりない。 d　誤：骨格筋は随意筋であり、筋線維に横縞模様がある。平滑筋は不随意筋であり、筋線維に骨格筋のような横縞模様がない。心筋は、不随意筋であるが筋線維には骨格筋のような横縞模様がある。
問93	2	c　誤：平滑筋は、筋線維に骨格筋のような横縞模様がなく、消化管壁、血管壁、膀胱等に分布し、比較的弱い力で持続的に収縮する特徴がある。
問94	3	a　誤：骨は生きた組織であり、成長が停止した後も一生を通じて破壊（骨吸収）と修復（骨形成）が行われている。 d　誤：随意筋は、「体性神経系」に支配されている。「自律神経系」が誤り。
問95	5	a　誤：随意筋（骨格筋）は「体性神経系」で支配されるのに対して、不随意筋（平滑筋及び心筋）は「自律神経系」に支配されている。「体性神経系」と「自律神経系」が入れ替えられている。 b　誤：骨は生きた組織であり、成長が停止した後も一生を通じて破壊（骨吸収）と修復（骨形成）が行われている。
問96	1	b　誤：骨は生きた組織であり、成長が停止した後も一生を通じて破壊（骨吸収）と修復（骨形成）が行われている。 d　誤：平滑筋及び心筋は、「自律神経系」に支配されている。「体性神経系」が誤り。
問97	2	イ　誤：筋組織は、筋細胞（筋線維）とそれらをつなぐ結合組織からなり、その機能や形態によって、骨格筋、平滑筋、心筋の3つに分類される。 エ　誤：「平滑筋」は、筋線維に「骨格筋」のような横縞模様がない。「平滑筋」と「骨格筋」が入れ替えられている。
問98	3	a　誤：筋組織は筋細胞と結合組織からできているのに対して、腱は結合組織のみでできているため、伸縮性はあまりない。 c　誤：骨格筋の疲労は、「グリコーゲン」の代謝に伴って生成する「乳酸」が蓄積し、筋組織の収縮性が低下する現象である。「グリコーゲン」と「乳酸」が入れ替えられている。 d　誤：骨格筋は、自分の意識通りに動かすことができる随意筋であるが、平滑筋は意識的にコントロールできない不随意筋である。
問99	4	a　誤：筋組織は、筋細胞（筋線維）とそれらをつなぐ結合組織からできているのに対して、腱は結合組織のみでできているため、「伸縮性はあまりない」。「伸縮性が高い」が誤り。 b　誤：平滑筋は、「自律神経系」に支配されているのに対し、骨格筋は、「体性神経系」に支配されている。「自律神経系」と「体性神経系」が入れ替えられている。
問100	1	1　誤：末梢神経系の1つである「自律神経系」は、呼吸や血液の循環等のように生命や身体機能の維持のための機能を担う。「体性神経系」が誤り。
問101	1	a　誤：脳において、血液の循環量は心拍出量の約15%、酸素の消費量は全身の約20%、ブドウ糖の消費量は全身の約25%と多い。 b　誤：小児では、血液脳関門が未発達であるため、循環血液中に移行した医薬品の成分が脳の組織に達しやすい。 d　誤：自律神経系は交感神経と副交感神経からなり、交感神経系は瞳孔散大や気管・気管支の拡張、腸の運動「低下」等、緊張状態に対応した態勢をとるように働く。「亢進」が誤り。
問102	1	d　誤：「延髄」には、心臓中枢や呼吸中枢等の生体機能を制御する部位がある。「脊髄」が誤り。
問103	4	a　誤：タンパク質などの大分子や小分子でもイオン化した物質は血液中から脳の組織へ移行しにくい。 c　誤：脊髄は脊椎の中にあり、脳と末梢の間で刺激を伝えるほか、末梢からの刺激の一部に対して脳を介さずに刺激を返す場合があり、これを脊髄反射と呼ぶ。
問104	2	a　誤：「延髄」には、呼吸を調節する呼吸中枢がある。「視床下部」が誤り。

番号	解答	解説
問105	5	ア　誤：脳は、細胞同士が複雑かつ活発に働くため、酸素の消費量は全身の約「20%」である。「50%」が誤り。 イ　誤：「延髄」には、心拍数を調節する心臓中枢、呼吸を調節する呼吸中枢がある。「脊髄」が誤り。 ウ　誤：中枢神経系は、脳と「脊髄」から構成されている。「延髄」が誤り。 エ　誤：脊髄は脊椎の「中」にあり、脳と末梢の間で刺激を伝えている。「外」が誤り。
問106	2	b　誤：交感神経系が活発になると、少量の粘性の高い唾液を分泌する。 c　誤：副交感神経系の活動が抑制されると、瞳孔が散大する。
問107	5	a　誤：交感神経の節後線維の末端から放出される神経伝達物質は「ノルアドレナリン」であり、副交感神経の節後線維の末端から放出される神経伝達物質は「アセチルコリン」である。「ノルアドレナリン」と「アセチルコリン」が入れ替えられている。 c　誤：概ね、交感神経系は体が闘争や恐怖等の緊張状態に対応した態勢をとるように働き、副交感神経系は体が食事や休憩等の安息状態となるように働く。 d　誤：気管及び気管支は、交感神経系が活発になると「拡張」し、副交感神経系が活発になると「収縮」する。「拡張」と「収縮」が入れ替えられている。
問108	2	自律神経系は、交感神経系と副交感神経系からなる。概ね、交感神経系は（　緊張状態　）に対応した態勢をとるように働き、副交感神経系は（　安息状態　）となるように働く。交感神経の節後線維の末端から神経伝達物質の（　ノルアドレナリン　）が放出され、副交感神経の節後線維の末端から神経伝達物質の（　アセチルコリン　）が放出される。ただし、汗腺を支配する交感神経線維の末端では、例外的に（　アセチルコリン　）が伝達物質として放出される。
問109	4	4　誤：副交感神経系が交感神経系より優位に働くと、腸の運動が「亢進」する。「低下」が誤り。
問110	3	交感神経の節後線維の末端から放出される神経伝達物質は（　ノルアドレナリン　）であり、副交感神経の節後線維の末端から放出される神経伝達物質は（　アセチルコリン　）である。ただし、汗腺を支配する交感神経線維の末端では、例外的に（　アセチルコリン　）が伝達物質として放出される。 交感神経が活発になっているときは、瞳孔は（　散大　）し、心拍数は（　増加　）する。
問111	3	1　誤：副交感神経系が優位な場合、目では瞳孔が収縮する。 2　誤：副交感神経系が優位な場合、心臓では心拍数が減少する。 4　誤：副交感神経系が優位な場合、肝臓ではグリコーゲンが合成される。 5　誤：副交感神経系が優位な場合、腸の運動が亢進する。
問112	4	1　誤：副交感神経系が活発になっているとき、目では瞳孔が収縮する。 2　誤：副交感神経系が活発になっているとき、心臓では心拍数が減少する。 3　誤：副交感神経系が活発になっているとき、気管、気管支は収縮する。 5　誤：副交感神経系が活発になっているとき、腸の運動は亢進する。
問113	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、排尿筋の収縮である。
II　薬が働く仕組み		
問114	5	c　誤：局所作用を目的とする医薬品によって全身性の副作用が生じることもある。
問115	3	d　誤：皮膚吸収された有効成分は、最初に肝臓で代謝を「受ける前」に血流に乗って全身に分布する。「受けた後」が誤り。
問116	2	a　誤：一般に、消化管からの吸収は、「消化管が積極的に医薬品成分を取り込む」現象ではなく、「濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく」現象である。「消化管が積極的に医薬品成分を取り込む」と「濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく」が入れ替えられている。
問117	1	d　誤：有効成分が皮膚から浸透して体内の組織で作用する医薬品の場合は、浸透する量は皮膚の状態、傷の有無やその程度などによって影響を受ける。
問118	5	吸収された有効成分の大部分が門脈を経由して肝臓を通過するのは、全身作用を目的とした内服薬の場合である。選択肢のうち、内服薬は、口腔内崩壊錠である。

番号	解答	解説
問119	4	a　誤：点鼻薬では鼻腔粘膜で吸収された成分は、初めに肝臓で代謝を「受けることなく」全身に分布する。「受けて」が誤り。 b　誤：一般用医薬品には全身作用を目的とした点鼻薬はなく、いずれの医薬品も、鼻腔粘膜への局所作用を目的として用いられている。
問120	2	b　誤：医薬品の効力をより強く期待して、添付文書に記載された用法用量より服用量を増やしたり、服用間隔を短くするなどをしても、ある濃度以上になるとより強い薬効は得られなくなり、薬効は頭打ちとなる。一方、有害な作用（副作用や毒性）は現れやすくなる。
問121	4	循環血液中に移行した有効成分は、血流によって全身の組織・器官へ運ばれて作用するが、多くの場合、標的となる細胞に存在する（　受容体　）、酵素、（　トランスポーター　）などの（　タンパク質　）と結合し、その機能を変化させることで薬効や（　副作用　）を現す。
問122	1	c　誤：血中濃度はある時点でピークに達し、その後は低下していくが、これは「代謝・排泄」の速度が「吸収・分布」の速度を上回るためである。「代謝・排泄」と「吸収・分布」が入れ替えられている。 d　誤：一度に大量の医薬品を摂取したり、十分な間隔をあけずに追加摂取したりして血中濃度を高くしても、ある濃度以上になるとより強い薬効は得られなくなり、薬効は頭打ちとなるが、一方、有害な作用（副作用や毒性）は現れやすくなる。
問123	2	b　誤：一般用医薬品には全身作用を目的とした点鼻薬はなく、いずれの医薬品も、鼻腔粘膜への局所作用を目的として用いられている。 d　誤：坐剤の有効成分は、直腸内壁の粘膜から吸収されるため、内服の場合よりも全身作用が「速やか」に現れる。「緩やか」が誤り。
問124	3	b　誤：坐剤の有効成分は、直腸内壁の粘膜から吸収され、容易に循環血液中に入り、初めに肝臓で代謝を「受けることなく」全身に分布する。「受けてから」が誤り。 c　誤：錠剤、カプセル剤等の固形剤は、消化管内で崩壊して、有効成分が溶け出さなければならず、「胃」で有効成分が溶出するものが大部分である。「小腸」が誤り。
問125	5	b　誤：循環血液中に移行せずに薬効を発揮する医薬品であっても、その成分が体内から消失する過程では、吸収されて循環血液中に移行する場合がある。
問126	4	ア　誤：一般に、消化管からの吸収は、濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく現象である。 ウ　誤：肝機能が低下した人では、医薬品を代謝する能力が「低い」ため、正常な人に比べて全身循環に到達する有効成分の量がより多くなり、効き目が過剰に現れたり、副作用を生じやすくなったりする。「高い」が誤り。 エ　誤：有効成分と血漿タンパク質との複合体は、腎臓で濾過されないため、有効成分が長く循環血液中に留まることとなる。
問127	1	d　誤：消化管より吸収され、循環血液中に移行した有効成分は、主として「肝臓」に存在する薬物代謝酵素による代謝を受け、代謝物の形で腎臓から尿中に排泄される。「腎臓」が誤り。
問128	4	記述は、すべて正しい。
問129	3	3　誤：医薬品の有効成分が代謝を受けると、作用を失ったり（不活性化）、作用が現れたり（代謝的活性化）、あるいは体外へ排泄されやすい「水溶性」の物質に変化する。「脂溶性」が誤り。
問130	5	a　誤：腎機能が低下した人では、正常の人よりも有効成分の尿中への排泄が遅れ、血中濃度が下がりにくい。そのため、医薬品の効き目が過剰に現れたり、副作用を生じやすくなったりする。 c　誤：医薬品の有効成分は未変化体のままで、あるいは代謝物として、腎臓から尿中へ、肝臓から胆汁中へ、又は肺から呼気中へ排出される。

番号	解答	解説
問131	1	b　誤：医薬品の有効成分は未変化体のままで、あるいは代謝物として、腎臓から尿中へ、肝臓から胆汁中へ、又は肺から呼気中へ排出される。 d　誤：多くの医薬品の有効成分は血液中で血漿タンパク質と複合体を形成しており、血漿タンパク質との結合は、「速やかかつ可逆的」である。「緩やかかつ不可逆的」が誤り。
問132	3	1　誤：舌下錠では、吸収されて循環血液中に入った成分は、初めに肝臓で代謝を受けることなく全身に分布する。 2　誤：シロップ剤は、小児に用いる医薬品で白糖等を混ぜたものである。 4　誤：チュアブル錠は、口の中で舐めたり噛み砕いたりして服用する剤形であり、水なしでも服用できる。 5　誤：トローチは、飲み込まずに口の中で舐めて、徐々に溶かして使用する。
問133	1	c　誤：クリーム剤は、有効成分が適用部位に留まりやすいという特徴がある。一般的には、適用する部位の状態に応じて、患部が乾燥していたり患部を水で洗い流したい場合等にはクリーム剤を用いることが多い。「適用部位を水から遮断したい場合に用いることが多い」のは、軟膏剤である。 d　誤：外用液剤は、外用の液状製剤である。有効成分を霧状にする等して局所に吹き付ける剤形で、手指等では塗りにくい部位や、広範囲に適用する場合に適しているのは、スプレー剤である。
問134	2	b　誤：カプセル剤は、カプセル内に散剤や液剤等を充填した剤形であり、カプセルの原材料として「ゼラチン」が広く用いられているため「ゼラチン」に対してアレルギーを持つ人は使用を避けるなどの注意が必要である。「乳糖」「乳成分」が誤り。 d　誤：チュアブル錠は、口の中で舐めたり噛み砕いたりして服用する剤形であり、水なしでも服用できる。「腸内での溶解を目的として錠剤表面をコーティングしているものであるため、口の中で舐めたり噛み砕いて服用してはならない」のは、腸溶錠である。
問135	5	a　誤：口腔内崩壊錠は、口の中の唾液で速やかに溶ける工夫がなされているため、水なしで服用することができる。「薬効を期待する部位が口の中や喉である場合が多く、飲み込まずに口の中で舐めて徐々に溶かして使用する」のは、トローチ、ドロップである。 b　誤：チュアブル錠は、口の中で舐めたり噛み砕いたりして服用する剤形であり、水なしでも服用できる。「表面がコーティングされているものもあるので、噛み砕かずに水などで食道に流し込む必要がある」のは、錠剤や顆粒剤である。
問136	4	a　誤：口腔内崩壊錠は、口の中の唾液で速やかに溶ける工夫がなされているため、水なしで服用することができる。「薬効を期待する部位が口の中や喉に対するものである場合が多く、飲み込まずに口の中で舐めて、徐々に溶かして使用する」のは、トローチ、ドロップである。 b　誤：チュアブル錠は、口の中で舐めたり噛み砕いたりして服用する剤形であり、水なしでも服用できる。「表面がコーティングされているものもあるので、噛み砕かずに水などで食道に流し込む必要がある」のは、錠剤や顆粒剤である。 d　誤：外用液剤は、外用の液状製剤であり、軟膏剤やクリーム剤に比べて、患部が乾きやすいという特徴がある。また、適用部位に直接的な刺激感等を与える場合がある。「有効成分を霧状にする等して局所に吹き付ける剤形であり、手指等では塗りにくい部位や、広範囲に適用する場合に適している」のは、スプレー剤である。
問137	4	a　誤：一般的には、適用する部位の状態に応じて、適用部位を水から遮断したい場合には「軟膏剤」を用い、患部が乾燥していたり患部を水で洗い流したい場合等には「クリーム剤」を用いることが多い。「軟膏剤」と「クリーム剤」が入れ替えられている。 c　誤：顆粒剤は粒の表面がコーティングされているものもあるので、噛み砕かずに水などで食道に流し込む。 d　誤：カプセル剤は、カプセル内に散剤や顆粒剤、液剤等を充填した剤形であり、内服用の医薬品として広く用いられている。また、水なしで服用すると、カプセルの原材料として広く用いられているゼラチンが喉や食道に貼り付くことがあるため、必ず適切な量の水（又はぬるま湯）とともに服用する。「口の中の唾液で速やかに溶ける工夫がなされている」のは口腔内崩壊錠、「飲み込まずに口の中で舐めて、溶かして使用する」のはトローチ、ドロップである。

番号	解答	解説
問138	1	ウ　誤：経口液剤は、既に有効成分が液中に溶けたり分散したりしているため、服用後比較的速やかに消化管から吸収されるという特徴があり、有効成分の血中濃度が「上昇しやすい」。「上昇しにくい」が誤り。 エ　誤：顆粒剤は、粒の表面がコーティングされているものもあるので、噛み砕かずに水などで食道に流し込む。
問139	2	b　誤：経口液剤は、固形製剤よりも飲み込みやすく、服用後、「比較的速やかに」消化管から吸収される。「ゆるやかに」が誤り。 d　誤：クリーム剤は、有効成分が適用部位に留まりやすく、一般的には患部が乾燥していたり患部を水で洗い流したい場合等に用いることが多い。
問140	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、口腔内崩壊錠である。
問141	3	a　誤：チュアブル錠は、口の中で舐めたり噛み砕いたりして服用する剤形であり、水なしでも服用できる。「水なしで服用すると喉や食道に貼り付くことがあるため、必ず水（又はぬるま湯）とともに服用する」のは、カプセル剤である。 b　誤：軟膏剤は、有効成分が適用部位に留まりやすいという特徴があり、一般的に患部を水から遮断したい場合に用いる。患部を水で洗い流したい場合等に用いるのは、クリーム剤である。
Ⅲ　症状からみた主な副作用		
問142	4	b　誤：ショック（アナフィラキシー）は、一旦発症すると病態は急速に悪化することが多く、適切な対応が遅れるとチアノーゼや呼吸困難等を生じ、致命的な転帰をたどることがある。 c　誤：ショック（アナフィラキシー）は、生体異物に対する即時型のアレルギー反応の一種である。
問143	2	ショック（アナフィラキシー）は、生体異物に対する（　即時型　）のアレルギー反応の一種である。原因物質によって発生頻度は異なり、医薬品の場合、以前にその医薬品によって蕁麻疹等のアレルギーを起こしたことがある人で起きる可能性が高い。一般的に、（　複数　）の症状が現れ、発症後の病態は（　急速　）に悪化することが多い。
問144	3	a　誤：ショックは、生体異物に対する「即時型」のアレルギー反応の一種である。「遅延型」が誤り。 b　誤：医薬品によるショックは、以前にその医薬品によって蕁麻疹等のアレルギーを起こしたことがある人では起きる可能性が「高い」。「低い」が誤り。
問145	3	b　誤：中毒性表皮壊死融解症は、「ライエル症候群」とも呼ばれ、発生は非常にまれだが、一旦発症すると多臓器障害の合併症等により致命的な転帰をたどることがある。「ライ症候群」が誤り。
問146	3	a　誤：38℃以上の高熱、目の充血、目やに（眼分泌物）、まぶたの腫れ、目が開けづらい、口唇の違和感、口唇や陰部のただれ、排尿・排便時の痛み、喉の痛み、広範囲の皮膚の発赤等の症状が持続したり、又は急激に悪化したりする場合には、原因と考えられる医薬品の使用を中止して、直ちに皮膚科の専門医を受診する必要がある。 d　誤：皮膚粘膜眼症候群と中毒性表皮壊死融解症は、いずれも原因医薬品の使用開始後2週間以内に発症することが多いが、1ヶ月以上経ってから起こることもある。
問147	1	c　誤：皮膚粘膜眼症候群の発症機序の詳細は不明であり、また、発症の可能性がある医薬品の種類も多いため、発症の予測は極めて困難である。 d　誤：皮膚粘膜眼症候群は、スティーブンス・ジョンソン症候群（SJS）とも呼ばれる。ライエル症候群と呼ばれるのは、中毒性表皮壊死融解症である。
問148	1	記述は、すべて正しい。
問149	2	d　誤：皮膚粘膜眼症候群と中毒性表皮壊死融解症は、いずれも発症機序の詳細は不明であり、発症の予測は困難である。
問150	3	3　誤：「中毒性表皮壊死融解症」の症例の多くが「皮膚粘膜眼症候群」の進展型とみられている。「中毒性表皮壊死融解症」と「皮膚粘膜眼症候群」が入れ替えられている。

番号	解答	解説
問151	4	中毒性表皮壊死融解症は、38℃以上の高熱を伴って（　広範囲の　）皮膚に発赤が生じ、全身の10%以上に火傷様の水疱、皮膚の剥離、びらん等が認められ、かつ、口唇の発赤・びらん、眼の充血等を伴う病態で、最初に報告した医師の名前にちなんで（　ライエル症候群　）とも呼ばれる。また、発症機序の詳細は不明で、発症の予測は困難であり、原因となった医薬品の使用開始後（　2週間以内に　）発症することが多い。
問152	1	b　誤：黄疸とは、「ビリルビン（黄色色素）」が胆汁中へ排出されず血液中に滞留することにより生じる、皮膚や白眼が黄色くなる病態である。「ヘモグロビン」が誤り。
問153	1	b　誤：軽度の肝障害の場合、自覚症状がなく、健康診断等の血液検査（肝機能検査値の悪化）で初めて判明することが多い。 d　誤：肝機能障害が疑われた時点で、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、医師の診療を受けることが重要である。
問154	5	c　誤：黄疸とは、ビリルビン（黄色色素）が胆汁中へ排出されず血液中に滞留することにより生じる、皮膚や白眼が黄色くなる病態である。
問155	2	a　誤：医薬品により生じる肝機能障害は、有効成分又はその代謝物の直接的肝毒性が原因で起きる中毒性のものと、有効成分に対する抗原抗体反応が原因で起きるアレルギー性のものに大別される。
問156	1	b　誤：医薬品により生じる肝機能障害は、有効成分又はその代謝物の直接的肝毒性が原因で起きる中毒性のものと、有効成分に対する抗原抗体反応が原因で起きるアレルギー性のものに大別される。 c　誤：偽アルドステロン症は、副腎皮質からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらず、体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体からカリウムが失われることによって生じる病態である。
問157	4	d　誤：偽アルドステロン症は、副腎皮質からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらず、体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体からカリウムが失われる状態となる。
問158	2	2　誤：肝機能障害の主な症状に、ビリルビン（黄色色素）が「胆汁中」へ排出されず血液中に滞留することにより生じる黄疸がある。「胃」が誤り。
問159	3	a　誤：偽アルドステロン症は、副腎皮質からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらず、体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体からカリウムが失われることによって生じる病態である。「中毒性のものとアレルギー性のものに大別される」のは、医薬品により生じる肝機能障害である。 c　誤：ショック（アナフィラキシー）は、生体異物に対する「即時型」のアレルギー反応の一種である。「遅延型」が誤り。
問160	3	a　誤：偽アルドステロン症は、副腎皮質からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらず、体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体からカリウムが失われることによって生じる病態である。
問161	5	b　誤：偽アルドステロン症では、副腎皮質からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらず、体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体からカリウムが失われて病態を発症する。 c　誤：偽アルドステロン症は、小柄な人や高齢者で生じやすく、原因医薬品の長期服用後に初めて発症する場合もある。
問162	4	偽アルドステロン症は、体内に（　ナトリウム　）と水が貯留し、体から（　カリウム　）が失われることによって生じる病態である。アルドステロン分泌が増加していないにもかかわらずこのような状態となることから、偽アルドステロン症と呼ばれている。主な症状に、手足の脱力、（　血圧上昇　）、筋肉痛、こむら返り、倦怠感、手足のしびれ、頭痛、むくみ（浮腫）、喉の渇き、吐きけ・嘔吐等があり、病態が進行すると、筋力低下、起立不能、歩行困難、痙攣等を生じる。

番号	解答	解説
問163	1	体内に（　ナトリウム　）と水が貯留し、体から（　カリウム　）が失われることによって生じる病態である。（　副腎皮質　）からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらずこのような状態となることから、偽アルドステロン症と呼ばれている。 主な症状に、手足の脱力、（　血圧上昇　）、筋肉痛、こむら返り、倦怠感、手足のしびれ、頭痛、むくみ（浮腫）、喉の渇き、吐き気・嘔吐等があり、病態が進行すると、筋力低下、起立不能、歩行困難、痙攣等を生じる。
問164	4	4　誤：高血圧や心臓病等、循環器系疾患の診断を受けている人が、一般用医薬品を使用した際に、動悸（心悸亢進）や一過性の血圧上昇、顔のほてり等の症状が現れた場合、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、症状によっては医師の診療を受けるなどの対応が必要である。
問165	4	a　誤：眠気は比較的軽視されがちであるが、乗物や危険な機械類の運転操作中に眠気を生じると重大な事故につながる可能性が高いので、眠気を催すことが知られている医薬品を使用した後は、そのような作業に従事しないよう十分注意することが必要である。 c　誤：無菌性髄膜炎は、首筋のつっぱりを伴った激しい頭痛、発熱、吐きけ・嘔吐、意識混濁等の症状が現れ、早期に原因医薬品の使用を中止すれば、速やかに回復し、予後は比較的良好であることがほとんどである。
問166	2	b　誤：無菌性髄膜炎は、早期に原因医薬品の使用を中止すれば、速やかに回復し、予後は比較的良好であることがほとんどであるが、重篤な中枢神経系の後遺症が残った例も報告されている。 d　誤：精神神経症状は、医薬品の大量服用や長期連用、乳幼児への適用外の使用等の不適正な使用がなされた場合に限らず、通常の用法・用量でも発生することがある。
問167	5	b　誤：医薬品の副作用による精神神経症状は、医薬品の大量服用や長期連用、乳幼児への適用外の使用等の不適正な使用がなされた場合に限らず、通常の用法・用量でも発生することがある。 d　誤：無菌性髄膜炎は、多くの場合、発症は急性で、首筋のつっぱりを伴った激しい頭痛、発熱、吐きけ・嘔吐、意識混濁等の症状が現れる。
問168	1	ウ　誤：無菌性髄膜炎の多くは、発症が急性で、首筋のつっぱりを伴った激しい頭痛、発熱、吐き気・嘔吐、意識混濁等の症状が現れる。 エ　誤：無菌性髄膜炎は、早期に原因医薬品の使用を中止すれば、速やかに回復し、予後は比較的良好であることがほとんどである。
問169	4	b　誤：消化性潰瘍は、自覚症状が乏しい場合もあり、貧血症状（動悸や息切れ等）の検査時や突然の吐血・下血によって発見されることもある。 c　誤：医薬品の作用によって腸管運動が麻痺して腸内容物の通過が妨げられることがあり、これをイレウス様症状（腸閉塞様症状）という。 d　誤：消化器に対する医薬品の副作用によって、吐きけ・嘔吐、食欲不振、腹部（胃部）不快感、腹部（胃部）膨満感、腹痛、口内炎、口腔内の荒れや刺激感などを生じることがある。
問170	3	d　誤：イレウス様症状は、小児や高齢者のほか、普段から「便秘」傾向のある人に発症のリスクが高い。「下痢」が誤り。
問171	4	a　誤：消化性潰瘍は、医薬品の副作用により胃や十二指腸の粘膜組織が傷害されて、その一部が粘膜筋板を超えて欠損する状態である。 d　誤：イレウス様症状は、小児や高齢者では発症のリスクが「高い」。「低い」が誤り。
問172	2	c　誤：イレウス様症状は、医薬品の作用によって腸管運動が麻痺して腸内容物の通過が妨げられた状態で、激しい腹痛やガス排出（おなら）の停止、嘔吐、腹部膨満感を伴う著しい便秘が現れる。 d　誤：イレウス様症状は、小児や高齢者では発症のリスクが「高い」。「低い」が誤り。
問173	2	a　誤：消化性潰瘍では、自覚症状が乏しい場合もあり、貧血症状（動悸や息切れ等）の検査時や突然の吐血・下血によって発見されることもある。 c　誤：小児や高齢者のほか、普段から便秘傾向のある人は、イレウス様症状（腸閉塞様症状）発症のリスクが「高い」。「低い」が誤り。 d　誤：消化性潰瘍は、医薬品の副作用により胃や十二指腸の粘膜組織が傷害されて、その一部が粘膜筋板を超えて欠損した状態である。

番号	解答	解説
問174	5	ア　誤：消化性潰瘍は、医薬品の副作用によって胃や十二指腸の粘膜組織が傷害されて、その一部が粘膜筋板を超えて欠損することにより現れる。 イ　誤：イレウス様症状は、医薬品の副作用によって腸管運動が麻痺して、腸内容物の通過が妨げられ、激しい腹痛やガス排出（おなら）の停止、嘔吐、腹部膨満感を伴う著しい便秘が現れる。 アとイの記述が入れ替えられている。
問175	1	d　誤：イレウス様症状は、小児や高齢者のほか、普段から便秘傾向のある人は、発症リスクが「高い」とされている。「低い」が誤り。
問176	5	a　誤：喘息は、原因となる医薬品の使用後、短時間（1時間以内）のうちに鼻水・鼻づまりが現れ、続いて咳、喘鳴（息をするとき喉がゼーゼー又はヒューヒュー鳴る）及び呼吸困難を生じる。 b　誤：喘息は、内服薬のほか、坐薬や外用薬でも誘発されることがある。
問177	3	b　誤：肺線維症は、間質性肺炎の症状が悪化した場合に移行することのある病態である。間質性肺炎の症状は、一般的に、医薬品の使用開始から1～2週間程度で起こることが多く、かぜや気管支炎の症状と区別が難しい。症状が一過性に現れ、自然と回復することもあるが、悪化すると肺線維症（肺が線維化を起こして硬くなる状態）に移行することがある。 c　誤：医薬品の副作用による喘息は、原因となる医薬品の使用後、「短時間（1時間以内）のうち」に鼻水・鼻づまりが現れ、続いて咳、喘鳴（息をするとき喉がゼーゼー又はヒューヒュー鳴る）及び呼吸困難を生じる。「1～2週間後」が誤り。
問178	2	c　誤：医薬品の副作用によって現れる喘息は、合併症を起こさない限り、原因となった医薬品の有効成分が体内から消失すれば症状は寛解する。
問179	4	a　誤：間質性肺炎は、肺の中で肺胞と毛細血管を取り囲んで支持している組織（間質）が炎症を起こしたものである。「気管支が炎症を生じたもの」は、通常の肺炎である。 c　誤：喘息は、内服薬のほか、坐薬や外用薬でも誘発されることがある。 d　誤：喘息は、原因となる医薬品の使用後、短時間（1時間以内）のうちに鼻水・鼻づまりが現れ、続いて咳、喘鳴（息をするとき喉がゼーゼー又はヒューヒュー鳴る）及び呼吸困難を生じる。
問180	2	2　誤：間質性肺炎は、一般的に医薬品の使用開始から「1～2週間」程度で起きることが多い。「1～2ヶ月」が誤り。
問181	5	a　誤：間質性肺炎は、肺の中で肺胞と毛細血管を取り囲んで支持している組織（間質）が炎症を起こしたものである。「気管支または肺胞が細菌に感染して炎症を生じたもの」は、通常の肺炎である。 c　誤：一般的に、原因となる医薬品の使用開始から「1～2週間」程度で起きることが多い。「1～2日」が誤り。
問182	5	a　誤：間質性肺炎は、肺の中で肺胞と毛細血管を取り囲んで支持している組織（間質）が炎症を起こしたものである。「気管支又は肺胞が細菌に感染して炎症を生じたもの」は、通常の肺炎である。 b　誤：息切れは、初期には登坂等の運動時に感じられるが、病態が進行すると平地歩行や家事等の軽労作時にも意識されるようになる。必ずしも発熱は伴わない。 d　誤：一般的に、医薬品の使用開始から1～2週間程度で起きることが多い。
問183	4	a　誤：間質性肺炎は肺の中で肺胞と毛細血管を取り囲んで支持している組織（間質）が炎症を起こしたものである。「気管支又は肺胞が細菌に感染して炎症を生じたもの」は、通常の肺炎である。 b　誤：息切れ・息苦しさ等の呼吸困難、空咳（痰の出ない咳）、発熱等の症状を呈し、自然と回復することもあるが、悪化すると肺線維症（肺が線維化を起こして硬くなる状態）に移行することがある。
問184	3	息切れ、疲れやすい、足のむくみ、急な体重の増加、咳とピンク色の痰などを認めた場合は、（　鬱血性心不全　）の可能性を疑う。 不整脈は、心臓の拍動リズムが乱れる病態で、不整脈の種類によっては失神することもある。このような場合は、（　自動体外式除細動器（AED）　）の使用を考慮するとともに、直ちに救急救命処置が可能な医療機関を受診する。また、医薬品の代謝機能の（　低下　）により発症リスクが高まることがある。
問185	5	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問186	4	c　誤：医薬品により循環器系に生じる副作用は、代謝機能の低下によって発症リスクが高まることがあるので、腎機能や肝機能の低下、併用薬との相互作用等に留意するべきである。
問187	4	c　誤：不整脈とは、心筋の自動性や興奮伝導の異常が原因で心臓の拍動リズムが乱れる病態で、めまい、立ちくらみ、全身のだるさ（疲労感）、動悸、息切れ、胸部の不快感、脈の欠落等の症状が現れる。「全身が必要とする量の血液を心臓から送り出すことができなくなり、肺に血液が貯留して、種々の症状を示す疾患である」のは、鬱血性心不全である。
問188	3	d　誤：排尿困難や尿閉は、前立腺肥大等の基礎疾患がない人でも現れることが知られており、男性に限らず女性においても報告されている。
問189	3	イ　誤：泌尿器系の副作用である膀胱炎様症状として、尿の回数「増加」、排尿時の疼痛、残尿感等の症状が現れることがある。「減少」が誤り。
問190	2	b　誤：医薬品による排尿困難や尿閉は、前立腺肥大等の基礎疾患がない人でも現れることが知られており、男性に限らず女性においても報告されている。
問191	5	a　誤：「副交感神経系」の機能を抑制する作用がある成分が配合された医薬品を使用すると、膀胱の排尿筋の収縮が抑制され、尿が出にくい、尿が少ししか出ない、残尿感がある等の症状を生じることがある。「交感神経系」が誤り。 c　誤：医薬品による排尿困難や尿閉は、前立腺肥大等の基礎疾患がない人でも現れることが知られており、男性に限らず女性においても報告されている。
問192	5	眼球内の角膜と水晶体の間を満たしている眼房水が（　排出されにくく　）なると、眼圧が（　上昇　）して視覚障害を生じることがある。 例えば、抗コリン作用がある成分が配合された医薬品によって眼圧が（　上昇　）し、眼痛や急激な視力低下を来すことがある。特に（　緑内障　）がある人では厳重な注意が必要である。
問193	1	眼球内の角膜と水晶体の間を満たしている（　眼房水　）が排出されにくくなると、眼圧が（　上昇　）して視覚障害を生じることがある。 例えば、抗コリン作用がある成分が配合された医薬品によって眼圧が（　上昇　）し、眼痛や眼の充血に加え、急激な視力低下を来すことがある。特に（　緑内障　）がある人では厳重な注意が必要である。
問194	4	ア　誤：眼球内の角膜と水晶体の間を満たしている眼房水が排出されにくくなると、眼圧が「上昇」して、視覚障害を生じることがある。「低下」が誤り。 イ　誤：薬疹は、あらゆる医薬品で起きる可能性があり、医薬品の使用後「1～2週間」で起きることが多いが、長期使用後に現れることもある。「1～2日」が誤り。
問195	3	b　誤：薬疹は、医薬品の使用後1～2週間で起きることが多いが、長期使用後に現れることもある。
問196	3	a　誤：光線過敏症は、医薬品が触れた部分だけでなく、全身へ広がって重篤化する場合がある。 d　誤：薬疹は医薬品の使用後「1～2週間」で起きることが多い。「1～2時間」が誤り。
問197	5	a　誤：外用薬による光線過敏症が現れた場合は、原因と考えられる医薬品の使用を中止して、皮膚に医薬品が残らないよう十分に患部を洗浄し、遮光（白い生地や薄手の服は紫外線を透過するおそれがあるので不可）して速やかに医師の診療を受ける必要がある。 b　誤：外用薬による光線過敏症の症状は、医薬品が触れた部分だけでなく、全身へ広がって重篤化する場合がある。貼付剤の場合は剥がした後でも発症することがある。
問198	4	c　誤：薬疹は医薬品の使用後1～2週間で起きることが多いが、長期使用後に現れることもある。
問199	1	b　誤：含嗽薬（うがい薬）等の場合は、その多くが唾液や粘液によって食道へ流れてしまうため、咽頭粘膜からの吸収が原因で全身的な副作用が起こることは少ない。ただし、アレルギー反応は微量の抗原でも生じるため、点眼薬や含嗽薬（うがい薬）等でもショック（アナフィラキシー）等のアレルギー性副作用を生じることがある。 c　誤：間質性肺炎を発症すると、肺胞と毛細血管の間のガス交換効率が低下して血液に酸素を十分取り込むことができず、体内は低酸素状態となる。

番号	解答	解説
問200	2	2　誤：貼付剤により光線過敏症が現れた場合は、原因と考えられる医薬品の使用を中止して、皮膚に医薬品が残らないよう十分に患部を洗浄し、遮光（白い生地や薄手の服は紫外線を透過するおそれがあるので不可）して速やかに医師の診療を受ける必要がある。

番号	解答	解説
第３章　主な医薬品とその作用		
Ⅰ　精神神経に作用する薬		
問1	3	b　誤：非感染性であるアレルギーや冷気、乾燥は、かぜの要因になることがある。
問2	3	a　誤：かぜの約8割は、「ウイルス」の感染が原因である。「細菌」が誤り。 c　誤：かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかったり、発熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。
問3	2	c　誤：かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかったり、発熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。
問4	4	c　誤：香蘇散は、体力虚弱で、神経過敏で気分がすぐれず胃腸の弱いもののかぜの初期、血の道症に適すとされる。「体力中等度又はやや虚弱で、多くは腹痛を伴い、ときに微熱・寒気・頭痛・吐きけなどのあるものの胃腸炎、かぜの中期から後期の症状に適すとされる」のは、柴胡桂枝湯である。
問5	3	a　誤：かぜの約8割は、「ウイルス」の感染が原因であるが、それ以外に「細菌」の感染や、まれに冷気や乾燥、アレルギーのような非感染性の要因による場合もある。「ウイルス」と「細菌」が入れ替えられている。 d　誤：発熱、咳、鼻水など症状がはっきりしている場合には、症状を効果的に緩和させるため、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎を緩和させる薬などを選択することが望ましい。存在しない症状に対する不要な成分が配合されていると、無意味に副作用のリスクを高めることとなる。
問6	5	1　誤：かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかったり、発熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。 2　誤：インフルエンザ（流行性感冒）は、「インフルエンザウイルス」による呼吸器感染症であり、一般用医薬品のかぜ薬では治療できない。「インフルエンザ菌」が誤り。 3　誤：かぜであるからといって必ずしもかぜ薬（総合感冒薬）を選択するのが最適とは限らない。発熱、咳、鼻水など症状がはっきりしている場合には、症状を効果的に緩和させるため、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎を緩和させる薬などを選択することが望ましい。存在しない症状に対する不要な成分が配合されていると、無意味に副作用のリスクを高めることとなる。 4　誤：グアイフェネシンは、去痰成分である。
問7	1	a　誤：発熱、咳、鼻水など症状がはっきりしている場合には、症状を効果的に緩和させるため、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎を緩和させる薬などを選択することが望ましい。 c　誤：かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかったり、発熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。
問8	1	a　誤：インフルエンザ（流行性感冒）は、「ウイルス」の呼吸器感染によるものであるが、感染力が強く、また重症化しやすいため、かぜとは区別して扱われる。「細菌」が誤り。 d　誤：かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかったり、発熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。
問9	1	a　誤：アセトアミノフェンは、発熱を鎮め、痛みを和らげる成分である。 b　誤：ブロムヘキシン塩酸塩は、痰の切れを良くする成分である。
問10	5	a　誤：トラネキサム酸は、炎症による腫れを和らげる抗炎症成分である。 b　誤：グアイフェネシンは、痰の切れを良くする去痰成分である。
問11	4	a　誤：ブロムヘキシン塩酸塩は、痰の切れを良くする去痰成分である。 c　誤：クロペラスチン塩酸塩は、中枢神経系に作用して咳を抑える鎮咳成分である。
問12	2	イ　誤：ブロムヘキシン塩酸塩は、痰の切れを良くする去痰成分である。 ウ　誤：チペピジンヒベンズ酸塩は、咳を抑える鎮咳成分である。

番号	解答	解説
問13	1	ウ　誤：ヘスペリジンは、ビタミン様物質のひとつで、ビタミンCの吸収を助ける等の作用があるとされる。 エ　誤：かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかったり、発熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。
問14	4	a　誤：クレマスチンフマル酸塩は、抗ヒスタミン成分である。アドレナリン作動成分は、dl-メチルエフェドリン塩酸塩である。 b　誤：ジヒドロコデインリン酸塩は、鎮咳成分である。気管支拡張成分は、アドレナリン作動成分のdl-メチルエフェドリン塩酸塩である。
問15	5	選択肢のうち、麻薬性鎮咳成分と呼ばれ、依存性があるのは、コデインリン酸塩である。
問16	3	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、エテンザミドである。
問17	5	a　誤：グリチルリチン酸は、化学構造がステロイド性抗炎症成分に類似していることから、抗炎症作用を示すと考えられている。
問18	4	a　誤：解熱鎮痛成分は、アスピリン、サリチルアミドなどである。ブロムヘキシン塩酸塩、エチルシステイン塩酸塩は、去痰成分である。 b　誤：アドレナリン作動成分は、メチルエフェドリン塩酸塩、プソイドエフェドリン塩酸塩などである。グリチルリチン酸二カリウムは、抗炎症成分である。 c　誤：単独でかぜの症状緩和に用いられる漢方処方製剤は、葛根湯、麻黄湯などである。加味逍遙散、桃核承気湯は、婦人薬として用いられる漢方処方製剤である。
問19	1	c　誤：小青竜湯は、体力中等度又はやや虚弱で、うすい水様の痰を伴う咳や鼻水が出るものの気管支炎、気管支喘息、鼻炎、アレルギー性鼻炎、むくみ、感冒、花粉症に適すとされる。「体力充実して、かぜのひきはじめで、寒気がして発熱、頭痛があり、体のふしぶしが痛く汗が出ていないものの感冒等に適すとされる」のは、麻黄湯である。 d　誤：葛根湯は、頭痛、肩こりにも効果があり、カンゾウが配合されている。
問20	1	a～dのうち、記述にあてはまるのは、葛根湯と小青竜湯である。
問21	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、葛根湯である。
問22	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、小青竜湯である。
問23	2	選択肢のうち、構成生薬としてカンゾウ及びマオウの両方を含むものは、小青竜湯である。
問24	5	a　誤：多くの解熱鎮痛薬には、体内におけるプロスタグランジンの産生を「抑える」成分が配合されている。「促す」が誤り。 b　誤：解熱鎮痛薬とは、発熱や痛みの原因となっている病気や外傷を根本的に治すものではなく、病気や外傷が原因で生じている発熱や痛みを緩和するために使用される医薬品（内服薬）の総称である。 d　誤：ジヒドロコデインリン酸塩は、副作用である「便秘」に注意を要する。「下痢」が誤り。
問25	2	b　誤：口渇は、トラネキサム酸の代表的な副作用ではない。トラネキサム酸は、血栓のある人（脳血栓、心筋梗塞、血栓性静脈炎等）や血栓を起こすおそれのある人に使用する場合は、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要である。「代表的な副作用として、口渇が知られている」のは、抗コリン成分や抗ヒスタミン成分である。 d　誤：長期間にわたって解熱鎮痛薬を使用すると、自覚症状がないまま徐々に臓器の障害が進行するおそれがあるため、長期連用は避けるべきである。
問26	3	b　誤：プロスタグランジンは、体温を通常よりも「高く」維持するように調節する。「低く」が誤り。
問27	2	b　誤：末梢におけるプロスタグランジンの産生抑制は、循環血液量を増加させるが、腎血流量は減少させる。 c　誤：解熱鎮痛薬は、頭痛の症状が現れないうちに予防的に使用することは適切でない。 d　誤：解熱鎮痛成分のアセトアミノフェンは、内服薬のほか、坐薬もあるため、吸収する部位は異なるものの、併用すると影響し合う。

番号	解答	解説
問28	4	a　誤：解熱鎮痛薬とは、発熱や痛みの原因となっている病気や外傷を根本的に治すものではなく、病気や外傷が原因で生じている発熱や痛みを緩和するために使用される医薬品（内服薬）の総称である。 c　誤：アスピリン喘息は、アスピリン特有の副作用ではなく、他の解熱鎮痛成分でも生じる可能性がある。
問29	5	解熱鎮痛薬の有効成分によりプロスタグランジンの産生が（　抑制　）されると、胃酸分泌が（　増加　）するとともに胃壁の血流量が（　低下　）して、胃粘膜障害を起こしやすくなる。
問30	4	4　誤：イブプロフェンはプロスタグランジンの産生を「抑制」することで消化管粘膜の防御機能を低下させるため、消化管に広範に炎症を生じる疾患である胃・十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎又はクローン氏病の既往歴がある人が使用すると、それら疾患の再発を招くおそれがある。「促進」が誤り。
問31	2	c　誤：アスピリンは、サリチル酸系解熱鎮痛成分である。「現在、一般用医薬品で唯一のピリン系解熱鎮痛成分」なのは、イソプロピルアンチピリンである。 d　誤：イブプロフェンは、アスピリン等に比べて胃腸への悪影響が少ないが、一般用医薬品においては、15歳未満の小児に対しては、いかなる場合も使用してはならない。
問32	4	a　誤：ピリン系の解熱鎮痛成分は、一般用医薬品ではイソプロピルアンチピリンのみである。 b　誤：アスピリン（アスピリンアルミニウムを含む。）及びサザピリンは、15歳未満の小児に対しては、いかなる場合も一般用医薬品として使用してはならない。また、エテンザミド及びサリチルアミドについては、水痘（水疱瘡）又はインフルエンザにかかっている15歳未満の小児に対しては使用を避ける必要がある。 c　誤：ジリュウは、フトミミズ科のPheretima aspergillum Perrier又はその近縁動物の内部を除いたものを基原とする生薬で、古くから「熱さまし」として用いられてきた。ジリュウのエキスを製剤化した製品は、「感冒時の解熱」が効能・効果となっている。「ツヅラフジ科のオオツヅラフジの蔓性の茎及び根茎を、横切したものを基原とするもので、鎮痛、尿量増加（利尿）等の作用を期待して用いられる」のは、ボウイである。
問33	1	c　誤：解熱鎮痛成分によって、胃酸分泌調節作用が妨げられると、胃酸分泌が「増加」する。「減少」が誤り。 d　誤：「アセトアミノフェン」、カフェイン、エテンザミドの組合せは、それぞれの頭文字からACE処方と呼ばれる。「アスコルビン酸」が誤り。
問34	4	4　誤：イソプロピルアンチピリンは、解熱及び鎮痛の作用は比較的強いが、ライ症候群の発生は示唆されていない。
問35	4	1　誤：アスピリンは、他の解熱鎮痛成分に比較して胃腸障害を起こしやすい。 2　誤：サザピリンは、サリチル酸系解熱鎮痛成分である。 3　誤：「アセトアミノフェン」、カフェイン、エテンザミドの組み合わせは、それぞれの頭文字から「ACE処方」と呼ばれる。「アスピリン」が誤り。
問36	5	b　誤：シャクヤクは、鎮痛鎮痙作用を示し、内臓の痛みにも用いられる。 c　誤：ショウキョウは、発汗を促して解熱を助ける作用を期待して用いられる。 bとcの記述が入れ替えられている。
問37	4	a　誤：エテンザミドは、痛みの発生を抑える働きが作用の中心となっている他の解熱鎮痛成分に比べ、痛みが神経を伝わっていくのを抑える働きが「強い」。「弱い」が誤り。 c　誤：無水カフェインは、解熱鎮痛成分の鎮痛作用を増強する効果を期待して、また、中枢神経系を刺激して頭をすっきりさせたり、疲労感・倦怠感を和らげることなどを目的として配合されている場合がある。
問38	2	b　誤：アリルイソプロピルアセチル尿素は、脳の興奮を抑え、痛覚を鈍くする作用がある。「脳に軽い興奮状態を引き起こし、一時的に眠気や倦怠感を抑える効果がある」のは、無水カフェインである。
問39	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、芍薬甘草湯である。
問40	3	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、呉茱萸湯である。

番号	解答	解説
問41	4	記述にあてはまるのは、呉茱萸湯である。 呉茱萸湯は、体力中等度以下で手足が冷えて肩がこり、ときにみぞおちが膨満するものの頭痛、頭痛に伴う吐きけ・嘔吐、しゃっくりに適すとされる。
問42	1	b　誤：解熱鎮痛薬は、頭痛の症状が軽いうちに服用すると効果的であるが、症状が現れないうちに予防的に使用することは適切でない。 d　誤：桔梗湯は、体力に関わらず広く応用できる。喉が腫れて痛み、ときに咳がでるものの扁桃炎、扁桃周囲炎に適すとされる。「体力中等度以下で手足が冷えて肩がこり、ときにみぞおちが膨満するものの頭痛、頭痛に伴う吐きけ・嘔吐、しゃっくりに適すとされる」のは、呉茱萸湯である。
問43	1	c　誤：抗ヒスタミン成分を主薬とする睡眠改善薬は、一時的な睡眠障害（寝つきが悪い、眠りが浅い）の緩和に用いられるものであり、慢性的に不眠症状がある人や、医療機関において不眠症の診断を受けている人を対象とするものではない。また、妊娠中にしばしば生じる睡眠障害は、ホルモンのバランスや体型の変化等が原因であり、睡眠改善薬の適用対象ではない。
問44	2	c　誤：睡眠改善薬は、一時的な睡眠障害（寝つきが悪い、眠りが浅い）の緩和に用いられるものであり、慢性的に不眠症状がある人や、医療機関において不眠症の診断を受けている人を対象とするものではない。 d　誤：15歳未満の小児では、抗ヒスタミン成分により眠気とは反対の神経過敏や中枢興奮などの副作用が起きやすいため、抗ヒスタミン成分を含有する睡眠改善薬の使用は避けることとされている。
問45	1	a　誤：抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬は、睡眠改善薬として一時的な睡眠障害（寝つきが悪い、眠りが浅い）の緩和に用いられるものであり、慢性的に不眠症状がある人や、医療機関において不眠症の診断を受けている人を対象とするものではない。 d　誤：ジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する睡眠改善薬は、15歳未満の小児では神経過敏や中枢興奮などが現れやすいため、使用を避けることとされている。
問46	3	a　誤：抗ヒスタミン成分を主薬とする睡眠改善薬は、脳内のヒスタミン「刺激」を低下させることで眠気を促す。「濃度」が誤り。 c　誤：加味帰脾湯は、体力中等度「以下」の人に適すとされる。「以上」が誤り。
問47	1	a　誤：柴胡加竜骨牡蛎湯は、体力中等度以上で、精神不安があって、動悸、不眠、便秘などを伴う高血圧の随伴症状（動悸、不安、不眠）、神経症、更年期神経症、小児夜なき、便秘に適すとされる。「体力中等度以下で、心身が疲れ、血色が悪く、ときに熱感を伴うものの貧血、不眠症、精神不安、神経症に適すとされる」のは、加味帰脾湯である。 b　誤：ジフェンヒドラミン塩酸塩は、脳内におけるヒスタミン刺激を「低下させて」、眠気を促す。「高めて」が誤り。 c　誤：ブロモバレリル尿素は胎児に障害を引き起こす可能性があるため、妊婦又は妊娠していると思われる女性は使用を避けるべきである。
問48	4	a　誤：抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬は、睡眠改善薬として一時的な睡眠障害（寝つきが悪い、眠りが浅い）の緩和に用いられるものであり、慢性的に不眠症状がある人や、医療機関において不眠症の診断を受けている人を対象とするものではない。 d　誤：ブロモバレリル尿素は胎児に障害を引き起こす可能性があるため、妊婦又は妊娠していると思われる女性は使用を避けるべきである。
問49	5	b　誤：カノコソウ、チャボトケイソウ等の生薬成分が複数配合されている製品があるが、これら生薬成分のみからなる鎮静薬であっても、複数の鎮静薬の併用や、長期連用は避けるべきである。 c　誤：酸棗仁湯は、1週間位服用して症状の改善がみられない場合には、漫然と服用を継続せず、医療機関を受診するなどの対応が必要である。
問50	3	イ　誤：生薬成分のみからなる鎮静薬であっても、複数の鎮静薬の併用や、長期連用は避けるべきである。 ウ　誤：カノコソウは、オミナエシ科のカノコソウの根茎及び根を基原とする生薬で、神経の興奮・緊張緩和を期待して配合される。

番号	解答	解説
問51	2	b　誤：小児及び若年者では、抗ヒスタミン成分により眠気とは反対の神経過敏や中枢興奮などが現れることがある。特に15歳未満の小児ではそうした副作用が起きやすいため、抗ヒスタミン成分を含有する睡眠改善薬の使用は避ける。 d　誤：目が覚めたあとも、注意力の低下や寝ぼけ様症状、判断力の低下等の一時的な意識障害、めまい、倦怠感を起こすことがあるので注意が必要である。
問52	4	1　誤：ブロモバレリル尿素は、反復して摂取すると依存を生じることが知られている。 2　誤：寝つきが悪いときの処置としてアルコールが摂取される（いわゆる「寝酒」）ことがあるが、飲酒とともにジフェンヒドラミン塩酸塩を服用すると、その薬効や副作用が増強されるおそれがあるため、服用時には飲酒を避ける必要がある。 3　誤：入眠障害、熟眠障害、中途覚醒、早朝覚醒等の症状が慢性的に続いている場合は、鬱病等の精神神経疾患や、何らかの身体疾患に起因する不眠、又は催眠鎮静薬の使いすぎによる不眠等の可能性も考えられるため、医療機関を受診させるなどの対応が必要である。
問53	4	b　誤：抑肝散加陳皮半夏は体力中等度をめやすとしてやや消化器が弱いものに幅広く用いることができる。 c　誤：酸棗仁湯は「体力中等度以下」で、心身が疲れ、精神不安、不眠などがあるものの不眠症に適すとされる。「体力中等度以上」が誤り。 d　誤：桂枝加竜骨牡蛎湯は体力中等度以下で疲れやすく、興奮しやすいものの神経質、不眠症、小児夜なき、夜尿症、眼精疲労、神経症に適すとされる。「体力中等度以上で、精神不安があるものの神経症や不眠症に適すとされる」のは、柴胡加竜骨牡蛎湯である。
問54	5	寝つきが悪いときの処置としてアルコールが摂取されることがあるが、飲酒とともに（　ブロモバレリル尿素　）などを含む催眠鎮静薬を服用すると、その鎮静効果が（　増強　）されるおそれがあるため、服用時には飲酒を避ける必要がある。
問55	3	a　誤：カフェインには、作用は弱いながら反復摂取により依存を形成する性質がある。 c　誤：カフェインには腎臓におけるナトリウムイオン（同時に水分）の再吸収「抑制」作用があり、尿量の「増加」をもたらす。「促進」「減少」が誤り。
問56	2	b　誤：カフェインは、尿量の「増加」をもたらす。「減少」が誤り。 c　誤：小児用の眠気防止薬はない。
問57	2	b　誤：腎臓におけるナトリウムイオンの再吸収「抑制」作用があり、尿量の増加をもたらす。「促進」が誤り。
問58	2	カフェインは、脳に軽い興奮状態を引き起こし、一時的に眠気や倦怠感を抑える効果があり、眠気防止薬におけるカフェインの１回摂取量はカフェインとして（　200　）mg、1 日摂取量はカフェインとして（　500　）mg が上限とされている。
問59	3	c　誤：一般用医薬品の眠気防止薬におけるカフェインの1回摂取量はカフェインとして200mg、1日摂取量はカフェインとして500mgが上限とされている。 d　誤：眠気による倦怠感を和らげる補助成分としてビタミンB1、ビタミンB2、パントテン酸カルシウム等、ビタミンB6、ビタミンB12、ニコチン酸アミド、アミノエチルスルホン酸（タウリン）等が配合されている場合がある。
問60	3	a　誤：眠気防止薬には、眠気を抑える成分ではないが、眠気による倦怠感を和らげる補助成分としてチアミン塩化物塩酸塩が配合されている場合がある。 b　誤：カフェインは、腎臓におけるナトリウムイオンの再吸収「抑制」作用があり、尿量の「増加（利尿）」をもたらす。「促進」「減少」が誤り。
問61	3	a　誤：眠気防止薬は、15歳未満の小児に使用されることがないよう注意が必要である。 c　誤：カフェインの眠気防止に関連しない作用として、「腎臓」におけるナトリウムイオンの再吸収抑制があり、尿量の増加（利尿）をもたらす。「肝臓」が誤り。
問62	2	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問63	3	a　誤：ジフェニドール塩酸塩は、内耳にある前庭と脳を結ぶ神経（前庭神経）の調節作用のほか、内耳への血流を改善する作用を示す。 d　誤：アミノ安息香酸エチルは、胃粘膜への麻酔作用によって嘔吐刺激を和らげ、乗物酔いに伴う吐きけを抑える作用を示す。 aとdの記述が入れ替えられている。
問64	1	c　誤：ジメンヒドリナートは、「抗ヒスタミン成分」である。「抗コリン成分」が誤り。 d　誤：スコポラミン臭化水素酸塩水和物は、乗物酔い防止に古くから用いられている抗コリン成分で、中枢に作用して自律神経系の混乱を軽減させるとともに、末梢では消化管の緊張を低下させる作用を示す。「胃粘膜への局所麻酔作用により嘔吐刺激を和らげる」のは、アミノ安息香酸エチルのような局所麻酔成分である。
問65	2	2　誤：乗物酔い防止薬には、主として吐きけを抑えることを目的とした成分も配合されるが、つわりに伴う吐きけへの対処として使用することは適当でない。
問66	2	1　誤：抗ヒスタミン成分、抗コリン成分、鎮静成分、カフェイン類等の配合成分が重複して、鎮静作用や副作用が強く現れるおそれがあるので、かぜ薬、解熱鎮痛薬、催眠鎮静薬、鎮咳去痰薬、胃腸鎮痛鎮痙薬、アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）等との併用は避ける必要がある。 3　誤：乗物酔いの発現には不安や緊張などの心理的な要因による影響も大きく、それらを和らげることを目的として、ブロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素のような鎮静成分が配合されている場合がある。ジプロフィリンは、脳に軽い興奮を起こさせて平衡感覚の混乱によるめまいを軽減させるキサンチン系成分である。 4　誤：ピリドキシン塩酸塩は、ビタミン成分である。「乗物酔い防止に用いられている抗コリン成分」は、スコポラミン臭化水素酸塩水和物、ロートコンの軟エキスである。
問67	2	b　誤：メクリジン塩酸塩は、抗ヒスタミン成分である。 d　誤：ジプロフィリンは、キサンチン系成分である。
問68	1	b　誤：スコポラミン臭化水素酸塩水和物は、肝臓で速やかに代謝されてしまうため、抗ヒスタミン成分等と比べて作用の持続時間は短い。
問69	4	a　誤：ニコチン酸アミドは、吐きけの防止に働くことを期待して配合されるビタミン成分である。「不安や緊張などの心理的な要因を和らげることを目的として配合される鎮静成分」は、ブロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素などである。 c　誤：メクリジン塩酸塩は、他の抗ヒスタミン成分と比べて作用が現れるのが「遅く」、持続時間は「長い」。「早く」「短い」が誤り。
問70	1	d　誤：吐き気の防止に働くことを期待して、ピリドキシン塩酸塩、ニコチン酸アミド、リボフラビン等のビタミン成分が補助的に配合されている場合がある。
問71	3	イ　誤：スコポラミン臭化水素酸塩水和物は、乗物酔い防止に古くから用いられている抗コリン成分で、消化管からよく吸収され、他の抗コリン成分と比べて脳内に移行しやすいとされる。 ウ　誤：ジメンヒドリナートは、延髄にある嘔吐中枢への刺激や内耳の前庭における自律神経反射を抑える作用を示す抗ヒスタミン成分である。「脳に軽い興奮を起こさせて平衡感覚の混乱によるめまいを軽減させる」のは、カフェインやジプロフィリンなどのキサンチン系成分である。
問72	4	a　誤：身体的な問題がなく生じる夜泣き、ひきつけ、疳の虫等の症状については、成長に伴って自然に治まるのが通常である。 c　誤：漢方処方製剤は、用法用量において適用年齢の下限が設けられていない場合にあっても、生後3ヶ月未満の乳児には使用しないこととなっている。
問73	5	a　誤：小児鎮静薬として使用される漢方処方製剤は、用法用量において適用年齢の下限が設けられていない場合にあっても、生後3ヶ月未満の乳児には使用しないこととなっている。 d　誤：抑肝散を小児の夜泣きに用いる場合、1週間位服用しても症状の改善がみられないときには、いったん服用を中止して、専門家に相談する等、その漢方処方製剤の使用が適しているかどうか見直すなどの対応が必要である。

番号	解答	解説
問74	1	c　誤：レイヨウカクは、緊張や興奮を鎮める作用等を期待して用いられる。 d　誤：小児の疳を適応症とする主な漢方処方製剤としては、柴胡加竜骨牡蛎湯、桂枝加竜骨牡蛎湯、抑肝散、抑肝散加陳皮半夏のほか、小建中湯がある。葛根湯は、小児の疳に対する適応はない。
問75	5	ア　誤：症状の原因となる体質の改善を主眼としているものが多く、鎮静作用のほか、血液の循環を「促す」作用があるとされている生薬成分を中心に配合されている。「抑制する」が誤り。 イ　誤：柴胡加竜骨牡蛎湯や抑肝散を小児の夜泣きに用いる場合、1週間位服用しても症状の改善がみられないときには、いったん服用を中止して、専門家に相談する等、その漢方処方製剤の使用が適しているかどうか見直すなどの対応が必要である。 ウ　誤：用法用量において適用年齢の下限が設けられていない漢方処方製剤は、生後3ヶ月未満の乳児には使用しないこととなっている。
問76	2	a　誤：小児鎮静薬は、夜泣き、ひきつけ、疳の虫等の症状を鎮めることを目的とするほか、小児における虚弱体質、消化不良などの改善も目的としている。 b　誤：小児鎮静薬を保護者側の安眠等を図ることを優先して使用することは適当でない。
問77	2	選択肢のうち、小児の疳又は夜なきのいずれにも用いないものは、五積散である。
II　呼吸器官に作用する薬		
問78	2	c　誤：ノスカピン、デキストロメトルファン臭化水素酸塩、チペピジンヒベンズ酸塩は、「非麻薬性鎮咳成分」と呼ばれる。「麻薬性鎮咳成分」が誤り。
問79	2	c　誤：セネガはヒメハギ科のセネガ又はヒロハセネガの根を基原とする生薬で、去痰作用を期待して用いられる。「オオバコ科のオオバコの花期の全草を基原とする生薬で、去痰作用を期待して用いられる」のは、シャゼンソウである。
問80	3	b　誤：ジメモルファンリン酸塩は、中枢神経系に作用して咳を抑える鎮咳成分である。 c　誤：メチルエフェドリン塩酸塩は、「交感神経系」を刺激して気管支を拡張させる作用を示す。「副交感神経系」が誤り。
問81	4	a　誤：デキストロメトルファン臭化水素酸塩は、中枢神経系に作用して咳を抑える鎮咳成分である。 b　誤：グアイフェネシンは、気道粘膜からの粘液の分泌を促進することを目的として配合される。「痰の中の粘性タンパク質を溶解・低分子化して粘性を減少させる」のは、エチルシステイン塩酸塩、メチルシステイン塩酸塩などである。
問82	3	b　誤：ジプロフィリンはキサンチン系の成分で、自律神経系を介さずに気管支の平滑筋に直接作用して弛緩させ、気管支を拡張させることで咳を鎮める。「延髄の咳嗽中枢に作用して咳を抑える」のは、コデインリン酸塩、ノスカピンなどである。 c　誤：メトキシフェナミン塩酸塩は、交感神経系を刺激して気管支を拡張させるアドレナリン作動成分である。「粘液成分の含量比を調整し痰の切れを良くする」のは、カルボシステインである。
問83	4	a　誤：メチルエフェドリン塩酸塩は、「交感神経系」を刺激して気管支を拡張させる作用を示し、呼吸を楽にして咳や喘息の症状を鎮めることを目的として用いられる。「副交感神経系」が誤り。 b　誤：トラネキサム酸は、気道の炎症を和らげることを目的として配合されている場合がある。「痰の中の粘性タンパク質を溶解・低分子化して粘性を減少させる」のは、エチルシステイン塩酸塩、カルボシステインなどである。
問84	2	ウ　誤：ノスカピン塩酸塩は、非麻薬性鎮咳成分である。「モルヒネと同じ基本構造を持ち、依存性がある成分であり、麻薬性鎮咳成分とも呼ばれる」のは、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩である。 エ　誤：ジヒドロコデインリン酸塩は、胃腸の運動を「低下」させる作用を示し、副作用として「便秘」が現れることがある。「亢進」「下痢」が誤り。
問85	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、エチルシステイン塩酸塩である。
問86	3	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問87	1	c　誤：ノスカピンは、非麻薬性鎮咳成分である。「麻薬性鎮咳成分とも呼ばれ、長期連用や大量摂取によって多幸感が現れることがあり、薬物依存につながるおそれがある」のは、ジヒドロコデインリン酸塩である。 d　誤：ブロムヘキシン塩酸塩は、分泌促進作用・溶解低分子化作用・線毛運動促進作用を示す去痰成分である。「気道の炎症を和らげることを目的として配合されている」のは、トラネキサム酸である。
問88	2	b　誤：バクモンドウは、ユリ科のジャノヒゲの根の膨大部を基原とする生薬で、鎮咳、去痰、滋養強壮等の作用を期待して用いられる。「ヒメハギ科のイトヒメハギの根を基原とする生薬で、去痰作用を期待して用いられる」のは、オンジである。 c　誤：ゴミシは、マツブサ科のチョウセンゴミシの果実を基原とする生薬で、鎮咳作用を期待して用いられる。「オオバコ科のオオバコの花期の全草を基原とする生薬」は、シャゼンソウである。また、「咳嗽中枢を鎮静させる作用を示す」生薬は、バラ科のホンアンズ、アンズ等の種子を基原とするキョウニンである。
問89	3	3　誤：キキョウは、キキョウ科のキキョウの根を基原とする生薬で、痰又は痰を伴う咳に用いられる。「ユリ科のジャノヒゲの根の膨大部を基原とする生薬で、鎮咳、去痰、滋養強壮等の作用を期待して用いられる」のは、バクモンドウである。
問90	4	選択肢のうち、鎮咳去痰薬に配合される去痰作用のある生薬は、シャゼンソウとバクモンドウである。
問91	3	a　誤：トウキは、血行を改善し、血色不良や冷えの症状を緩和するほか、強壮、鎮静、鎮痛等の作用を期待して用いられる。「去痰作用を期待して用いられる」のは、シャゼンソウ、オウヒなどである。 b　誤：ヨクイニンは、肌荒れやいぼに用いられる。
問92	2	a　誤：半夏厚朴湯は、体力中等度をめやすとして、幅広く応用できる。気分がふさいで、咽喉・食道部に異物感があり、ときに動悸、めまい、嘔気などを伴う不安神経症、神経性胃炎、つわり、咳、しわがれ声、のどのつかえ感に適すとされる。構成生薬としてカンゾウを含まない。 d　誤：五虎湯は、構成生薬としてマオウを含むため、心臓病、高血圧、糖尿病又は甲状腺機能障害の診断を受けた人では、症状を悪化させるおそれがある。
問93	2	b　誤：柴朴湯は、むくみの症状のある人には不向きとされる。 d　誤：半夏厚朴湯は、構成生薬としてカンゾウを含まず、体力中等度をめやすとして、幅広く応用できる。気分がふさいで、咽喉・食道部に異物感があり、ときに動悸、めまい、嘔気などを伴う不安神経症、神経性胃炎、つわり、咳、しわがれ声、のどのつかえ感に適すとされる。
問94	3	a　誤：ゴミシは、マツブサ科のチョウセンゴミシの果実を基原とする生薬で、鎮咳作用を期待して用いられる。「ヒメハギ科のイトヒメハギの根を基原とする生薬で、去痰作用を期待して用いられる」のは、オンジである。 d　誤：マオウは、中枢神経系に対する作用が他の気管支拡張成分に比べ強いとされ、依存性がある成分であることに留意する必要がある。
問95	1	記述にあてはまるのは、半夏厚朴湯である。 半夏厚朴湯は、体力中等度をめやすとして、幅広く応用できる。気分がふさいで、咽喉・食道部に異物感があり、ときに動悸、めまい、嘔気などを伴う不安神経症、神経性胃炎、つわり、咳、しわがれ声、のどのつかえ感に適すとされる。 柴朴湯も、咽喉・食道部に異物感があるものの咳に適すとされるが、むくみの症状のある人等には不向きとされる。
問96	5	b　誤：リゾチーム塩酸塩が配合された口腔咽喉薬や含嗽薬は、鶏卵アレルギーの既往歴がある人では使用を避ける必要がある。 d　誤：ヨウ素は、レモン汁やお茶などに含まれるビタミンC等の成分と反応すると脱色を生じて殺菌作用が失われる。

番号	解答	解説
問97	3	a　誤：口腔咽喉薬には、鎮咳成分や気管支拡張成分、去痰成分は配合されていない。これらの成分が配合されている場合には、鎮咳去痰薬に分類される。 d　誤：クロルヘキシジングルコン酸塩が配合された含嗽薬は、口腔内に傷やひどいただれのある人では、強い刺激を生じるおそれがあるため、使用を避ける必要がある。
問98	2	c　誤：口腔咽喉薬には、鎮咳成分や気管支拡張成分、去痰成分は配合されていない。 d　誤：噴射式の液剤では、息を吸いながら噴射すると気管支や肺に入ってしまうおそれがあるため、軽く息を吐いたり、声を出しながら噴射することが望ましい。
問99	5	c　誤：ベンゼトニウム塩化物は、口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを目的として用いられる。「喉の粘膜を刺激から保護する目的で配合される」のは、グリセリンである。
問100	2	b　誤：含嗽薬は、水で用時希釈又は溶解して使用するものが多いが、調製した濃度が濃すぎても薄すぎても効果が十分得られない。 c　誤：ハッカは、芳香による清涼感等を目的として配合されている場合がある。「咽頭粘膜をひきしめる（収斂）作用により炎症の寛解を促す効果を期待して用いられる」のは、ラタニアである。 d　誤：トラネキサム酸は、声がれ、喉の荒れ、喉の不快感、喉の痛み又は喉の腫れの症状を鎮めることを目的として用いられる抗炎症成分である。「口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを期待して用いられる」のは、セチルピリジニウム塩化物、デカリニウム塩化物などの殺菌消毒成分である。
問101	4	d　誤：デカリニウム塩化物は、口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを目的とした殺菌消毒成分である。「炎症を生じた粘膜組織の修復を促す作用を期待して配合される」のは、アズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）である。
問102	3	b　誤：アズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）は、炎症を生じた粘膜組織の修復を促す作用を期待して用いられる。 c　誤：クロルヘキシジン塩酸塩は、口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを目的として用いられる。 bとcの記述が入れ替えられている。
問103	1	b　誤：喉の粘膜を刺激から保護する成分として、グリセリンが配合されている場合がある。セチルピリジニウム塩化物は、口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを目的として用いられる殺菌消毒成分である。 d　誤：口腔咽喉薬に抗ヒスタミン成分が配合されている場合、咽頭における局所的な作用を目的として配合されるが、結果的に抗ヒスタミン成分を経口的に摂取することとなり、内服薬と同様な副作用が現れることがある。
問104	5	a　誤：ヨウ素系殺菌消毒成分が口腔内に使用される場合、結果的にヨウ素の摂取につながり、「甲状腺」におけるホルモン産生に影響を及ぼす可能性がある。「扁桃腺」が誤り。 b　誤：咽頭の粘膜に付着したアレルゲンによる喉の不快感等の症状を鎮めることを目的として、口腔咽喉薬に抗ヒスタミン成分を配合する場合、咳に対する薬効を標榜することは出来ない。 d　誤：含嗽薬は、水で用時希釈又は溶解して使用するものが多いが、調製した濃度が濃すぎても薄すぎても効果が十分得られない。
問105	5	ア　誤：ヨウ素は、レモン汁やお茶などに含まれるビタミンC等の成分と反応すると脱色を生じて殺菌作用が失われるため、ヨウ素系殺菌消毒成分が配合された含嗽薬では、そうした食品を摂取した直後の使用や混合は避けることが望ましい。 イ　誤：噴射式の液剤では、息を吸いながら噴射すると気管支や肺に入ってしまうおそれがあるため、軽く息を吐いたり、声を出しながら噴射することが望ましい。

番号	解答	解説
Ⅲ　胃腸に作用する薬		
問106	2	吐きけや嘔吐は、（　延髄　）にある嘔吐中枢の働きによって起こる。嘔吐中枢が刺激される経路はいくつかあるが、消化管での刺激が（　副交感神経　）系を通じて嘔吐中枢を刺激する経路や、内耳の前庭にある（　平衡器官　）の不調によって生じる刺激によって嘔吐中枢を刺激する経路がある。
問107	3	c　誤：胃粘膜保護・修復成分であるアルジオキサは、アルミニウムを含むため、透析を受けている人では使用を避ける必要がある。
問108	1	c　誤：アルジオキサやスクラルファートは、胃粘膜保護・修復成分である。健胃成分は、オウバク、オウレンなどである。 d　誤：ピレンゼピン塩酸塩は、「アセチルコリン」の働きを抑える。「ノルアドレナリン」が誤り。
問109	4	a　誤：制酸成分は、中和反応によって胃酸の働きを「弱める」ことを目的としている。「強める」が誤り。 c　誤：センブリが配合された散剤は、オブラートで包む等、味や香りを遮蔽する方法で服用されると効果が期待できず、そのような服用の仕方は適当でない。
問110	2	イ　誤：センブリは、苦味によって弱った胃の働きを高める。「消化管内容物中に発生した気泡の分離を促す」のは、ジメチルポリシロキサン（別名ジメチコン）である。 ウ　誤：ピレンゼピン塩酸塩は、副交感神経の伝達物質であるアセチルコリンの働きを抑える。「炭水化物、脂質、タンパク質、繊維質の分解に働く酵素を補う」のは、ジアスターゼ、リパーゼなどである。
問111	3	a　誤：ピレンゼピン塩酸塩は、胃液分泌抑制成分である。 d　誤：ジメチルポリシロキサン（別名ジメチコン）は、消泡成分である。
問112	4	b　誤：様々な胃腸の症状に幅広く対応できるよう、制酸、胃粘膜保護、健胃、消化、整腸、鎮痛鎮痙、消泡等、それぞれの作用を目的とする成分を組み合わせた製品（いわゆる総合胃腸薬）もある。 c　誤：整腸薬には、医薬部外品として製造販売されている製品もある。
問113	2	b　誤：制酸薬の配合成分として、胃酸の働きを「弱める」もの、胃液の分泌を「抑える」ものなどが用いられる。「強める」「促す」が誤り。
問114	4	4　誤：ロペラミド塩酸塩が配合された止瀉薬は、食べすぎ・飲みすぎによる下痢、寝冷えによる下痢の症状に用いられることを目的としており、食あたりや水あたりによる下痢については適用対象でない。
問115	3	b　誤：胃液分泌抑制成分として、ロートエキスが配合されている。 c　誤：アルミニウムを含む成分として、アルジオキサ、合成ヒドロタルサイトが配合されている。
問116	4	a　誤：スクラルファートは、胃粘液の分泌を促す、胃粘膜を覆って胃液による消化から保護する、荒れた胃粘膜の修復を促す等の作用を期待して配合されている。「中和反応によって胃酸の働きを弱めることを目的として配合されている」のは、ケイ酸アルミン酸マグネシウム、合成ヒドロタルサイトである。 b　誤：合成ヒドロタルサイトは、中和反応によって胃酸の働きを弱めることを目的として配合されている。「炭水化物、脂質、タンパク質、繊維質等の分解に働く酵素を補うことを目的として配合されている」のは、ジアスターゼ、プロザイムなどの消化成分であるが、設問の胃腸薬には配合されていない。
問117	3	a　誤：センブリは、「リンドウ科」のセンブリの開花期の全草を基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられる。「キンポウゲ科」が誤り。 c　誤：リュウタンは、リンドウ科のトウリンドウ等の根及び根茎を基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられる。「クマ科のヒグマその他近縁動物の胆汁を乾燥したものを基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられる」のは、ユウタンである。

番号	解答	解説
問118	3	c　誤：ゲンチアナは、リンドウ科のゲンチアナの根及び根茎を基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられる。「クマ科のヒグマその他近縁動物の胆汁を乾燥したものを基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられる」のは、ユウタンである。 d　誤：ソウジュツは、キク科のホソバオケラ等、又はそれらの雑種の根茎を基原とする生薬で、香りによる健胃作用を期待して用いられる。「ミカン科のウンシュウミカンの成熟した果皮を基原とする生薬で、香りによる健胃作用を期待して用いられる」のは、チンピである。
問119	4	アルジオキサ、スクラルファートは（　アルミニウム　）を含む成分であるため、透析を受けている人では使用を避ける必要がある。透析治療を受けていない人でも、長期連用は避ける必要がある。また、腎臓病の診断を受けた人では、（　アルミニウム　）が体内に貯留しやすいため、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。
問120	2	a　誤：オウバク、オウレン、センブリ等の生薬成分が配合されている健胃薬は、散剤をオブラートで包む等、味や香りを遮蔽する方法で服用されると効果が期待できず、そのような服用の仕方は適当でない。 d　誤：センナ、ダイオウが配合された瀉下薬は、吸収された成分の一部が乳汁中に移行することが知られている。乳児に下痢を生じるおそれがあり、母乳を与える女性では使用を避けるか、又は使用期間中の授乳を避ける必要がある。
問121	2	a　誤：センブリは、苦味による健胃作用を期待して用いられるほか、日本薬局方収載のセンブリ末は「止瀉薬」として用いられる。「瀉下薬」が誤り。 b　誤：ユウタンは、クマ科のヒグマその他近縁動物の「胆汁」を乾燥したものを基原とする生薬で、「苦味」による健胃作用を期待して用いられる。「舌」「香り」が誤り。 d　誤：平胃散は、体力中等度以上で、胃がもたれて消化が悪く、ときに吐きけ、食後に腹が鳴って下痢の傾向のある人における食べすぎによる胃のもたれ、急・慢性胃炎、消化不良、食欲不振に適すとされる。「体力中等度以下で腹部筋肉が弛緩する傾向にあり、胃痛又は腹痛があって、ときに胸やけや、げっぷ、食欲不振、吐きけなどを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適すとされる」のは、安中散である。
問122	5	記述は、すべて正しい。
問123	2	選択肢のうち、胃の不調を改善する目的で用いられるものは、安中散、人参湯、六君子湯である。
問124	1	1　誤：ロペラミド塩酸塩は、腸管の運動を低下させる作用や、水分や電解質の分泌を抑える作用を示すことにより、下痢を抑える止瀉成分である。「腸内容物の浸透圧を高めることで糞便中の水分量を増し、また、大腸を刺激して排便を促す」のは、酸化マグネシウム、硫酸ナトリウムなどである。
問125	3	a　誤：ピコスルファートナトリウムは、大腸を刺激して排便を促す成分である。 c　誤：炭酸カルシウムは、腸管内の異常発酵等によって生じた有害な物質を吸着する成分である。
問126	2	a　誤：ロペラミド塩酸塩は、止瀉作用を持つ。 d　誤：ヒマシ油は、瀉下作用を持つ。
問127	1	c　誤：食品には緩下作用（緩和な瀉下作用）を示すものがあり、そうした食品との相互作用について留意されるべきである。
問128	2	1　誤：ビスマスは血液-胎盤関門を通過することが知られており、妊婦又は妊娠していると思われる女性では使用を避けるべきである。 3　誤：ロペラミド塩酸塩が配合された止瀉薬は、食べすぎ・飲みすぎによる下痢、寝冷えによる下痢の症状に用いられることを目的としており、食あたりや水あたりによる下痢については適用対象でない。 4　誤：ベルベリンは、腸内殺菌成分である。「腸管内に生じた有害物質の吸着成分」は、炭酸カルシウム、乳酸カルシウムなどである。 5　誤：収斂成分を主体とする止瀉薬は、腸粘膜のタンパク質と結合して不溶性の膜を形成し、腸粘膜をひきしめる（収斂）ことにより、腸粘膜を保護することを目的としている。

番号	解答	解説
問129	5	b　誤：ビスマスを含む成分は、収斂作用のほか、腸内で発生した有毒物質を分解する作用も持つとされるが、細菌性の下痢や食中毒のときには使用を避けることが望ましいとされている。
問130	1	c　誤：木クレオソートは、細菌感染による下痢の症状を鎮めることを目的として用いられるほか、局所麻酔作用もあるとされる。また、過剰な腸管の（蠕動）運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉作用もある。「腸管内の異常発酵等によって生じた有害な物質を吸着させることを目的として用いられる」のは、炭酸カルシウム、乳酸カルシウムなどである。
問131	4	4　誤：生薬成分のカオリンや薬用炭は、腸管内の異常発酵等によって生じた有害な物質を吸着させることを目的として配合されている場合がある。「過剰な腸管の（蠕動）運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉作用がある」のは、木クレオソートである。
問132	1	ウ　誤：次没食子酸ビスマスは、腸粘膜のタンパク質と結合して不溶性の膜を形成し、腸粘膜をひきしめる（収斂）ことにより、腸粘膜を保護することを目的として配合されている場合がある。収斂成分を主体とする止瀉薬については、細菌性の下痢や食中毒のときに使用して腸の運動を鎮めると、かえって状態を悪化させるおそれがあるため、注意が必要である。 エ　誤：木クレオソートは、細菌感染による下痢の症状を鎮めることを目的として用いられる。「有害な物質を吸着させることを目的として用いられる」のは、炭酸カルシウム、乳酸カルシウムなどである。
問133	5	a　誤：ロペラミド塩酸塩が配合された止瀉薬は、食べすぎ・飲みすぎによる下痢、寝冷えによる下痢の症状に用いられることを目的としており、食あたりや水あたりによる下痢については適用対象でない。
問134	5	c　誤：無機塩類は、腸内容物の浸透圧を「高める」ことで糞便中の水分量を増やす。「下げる」が誤り。
問135	4	a　誤：センナは、胃や小腸で消化されないが、大腸に生息する腸内細菌によって分解され、分解生成物が大腸を刺激して瀉下作用をもたらすと考えられている。 d　誤：ヒマシ油は、急激で強い瀉下作用（峻下作用）を示すため、3歳未満の乳幼児では使用を避けることとされている。
問136	4	b　誤：ダイオウは、胃や小腸で消化されないが、大腸に生息する腸内細菌によって分解され、分解生成物が大腸を刺激して瀉下作用をもたらすと考えられている。「腸内容物の浸透圧を高めることで糞便中の水分量を増す」のは、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウムなどのマグネシウムを含む成分である。 d　誤：カルメロースナトリウムは、腸管内で水分を吸収して腸内容物に浸透し、糞便のかさを増やすとともに糞便を柔らかくすることによる瀉下作用を目的として配合される膨潤性瀉下成分である。「分解して生じるガスによって便通を促す」のは、マルツエキスである。
問137	3	刺激性瀉下成分が配合された瀉下薬のうち、ヒマシ油は（　小腸　）を刺激し、腸内容物の（　急速な　）排除を目的として用いられる。なお、（　3 歳未満の乳幼児　）では使用を避けることとされている。
問138	1	エ　誤：センノシドは、大腸に生息する腸内細菌によって分解され、分解生成物が大腸を刺激して瀉下作用をもたらすと考えられている。「小腸でリパーゼの働きによって生じる分解物が、小腸を刺激することで瀉下作用をもたらすと考えられている」のは、ヒマシ油である。
問139	1	d　誤：ヒマシ油は、急激で強い瀉下作用（峻下作用）を示すため、妊婦又は妊娠していると思われる女性では使用を避けることとされている。
問140	3	a　誤：桂枝加芍薬湯は、構成生薬としてカンゾウを含む。 d　誤：大黄牡丹皮湯は、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

番号	解答	解説
問141	2	b　誤：大黄甘草湯は、構成生薬としてダイオウを含み、体力に関わらず広く応用され、便秘、腹部膨満、腸内異常発酵の症状の緩和に適すとされる。 c　誤：大黄牡丹皮湯は、構成生薬としてダイオウを含み、体力中等度以上で、下腹部痛があって、便秘しがちなものの月経不順、月経困難、月経痛、便秘、痔疾に適すとされる。 bとcの記述が入れ替えられている。
問142	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、大黄甘草湯である。
問143	5	ア　誤：ジサイクロミン塩酸塩は、副交感神経の伝達物質であるアセチルコリンと受容体の反応を妨げることで、消化管の運動や胃液の分泌を抑える。 イ　誤：パパベリン塩酸塩は、消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣を鎮める作用を示すとされるが、胃液分泌を抑える作用は見出されない。 ウ　誤：「眼圧を上昇させる作用を示すことが知られており、緑内障の診断を受けた人では、症状の悪化を招くおそれがある」のは、抗コリン成分やパパベリン塩酸塩である。オキセサゼインは、副作用として、頭痛、眠気、めまい、脱力感が現れることがある。
問144	2	2　誤：パパベリン塩酸塩は、消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣を鎮める作用を示す。抗コリン成分と異なり自律神経系を介した作用ではないが、眼圧を上昇させる作用を示すことが知られており、緑内障の診断を受けた人では、症状の悪化を招くおそれがある。
問145	5	b　誤：メチルベナクチジウム臭化物は、副交感神経の伝達物質であるアセチルコリンと受容体の反応を妨げることで鎮痛鎮痙作用を示す抗コリン成分である。「消化管の粘膜及び平滑筋に対する麻酔作用による鎮痛鎮痙の効果を期待して配合されている」のは、アミノ安息香酸エチル、オキセサゼインなどの局所麻酔成分である。
問146	1	b　誤：パパベリン塩酸塩は、消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣を鎮める作用を示すとされるが、抗コリン成分と異なり、胃液分泌を抑える作用は見出されない。 d　誤：ロートエキスは、吸収された成分の一部が母乳中に移行して乳児の脈が速くなる（頻脈）おそれがあるため、母乳を与える女性では使用を避けるか、又は使用期間中の授乳を避ける必要がある。
問147	5	a　誤：ジサイクロミン塩酸塩は、「副交感神経」の伝達物質である「アセチルコリン」と受容体の反応を妨げることで、胃痛、腹痛を鎮める。「交感神経」「アドレナリン」が誤り。 b　誤：パパベリン塩酸塩は、消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣を鎮める作用を示すとされる。抗コリン成分と異なり自律神経系を介した作用ではないが、眼圧を上昇させる作用を示すことが知られている。
問148	5	a　誤：ブチルスコポラミン臭化物は、「副交感神経」の伝達物質である「アセチルコリン」と受容体の反応を妨げることで、鎮痛鎮痙作用を示す。「交感神経」「アドレナリン」が誤り。 c　誤：パパベリン塩酸塩は、消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣を鎮める作用を示すとされるが、胃液分泌を抑える作用は見出されない。
問149	1	c　誤：「メトヘモグロビン血症を起こすおそれがあるため、6歳未満の小児への使用は避ける必要がある」のは、アミノ安息香酸エチルである。 d　誤：レイヨウカクは、緊張や興奮を鎮める作用等を期待して、小児鎮静薬などに用いられる。「鎮痛鎮痙作用を期待して配合されている」のは、エンゴサク、シャクヤクなどである。
問150	1	2　誤：抗コリン作用を有する成分を含有する医薬品どうしが併用された場合、抗コリン作用が増強され、排尿困難、目のかすみや異常な眩しさ、頭痛、眠気、口渇、便秘等の副作用が現れやすくなる。 3　誤：痛みが次第に強くなる、痛みが周期的に現れる、嘔吐や発熱を伴う、下痢や血便・血尿を伴う、原因不明の痛みが30分以上続く等の場合には、基本的に医療機関を受診するなどの対応が必要である。 4　誤：胃腸鎮痛鎮痙薬に配合される抗コリン成分としては、メチルベナクチジウム臭化物、ブチルスコポラミン臭化物などがある。オキセサゼインは、局所麻酔成分である。
問151	1	選択肢のうち、抗コリン作用による副作用に含まれないものは、胃酸過多である。

番号	解答	解説
問152	2	a　誤：浣腸薬は、繰り返し使用すると直腸の感受性の低下（いわゆる慣れ）が生じて効果が弱くなり、医薬品の使用に頼りがちになるため、連用しないこととされている。 d　誤：坐剤を挿入した後すぐに排便を試みると、坐剤が排出されて効果が十分得られないことから、便意が強まるまでしばらく我慢する。
問153	2	b　誤：注入剤を半量使用する場合、残量を再利用すると感染のおそれがあるので使用後は廃棄する。 d　誤：グリセリンが配合された浣腸薬は、肛門や直腸の粘膜に損傷があり出血しているときに使用されると、傷口から血管内に入って、赤血球の破壊（溶血）を引き起こす、また、腎不全を起こすおそれがある。
問154	3	a　誤：ビサコジルは、大腸のうち特に結腸や直腸の粘膜を刺激して、排便を促すと考えられている。また、結腸での水分の吸収を抑えて、糞便のかさを増大させる働きもあるとされる。「直腸内で徐々に分解して炭酸ガスの微細な気泡を発生することで直腸を刺激する作用を期待して用いられる」のは、炭酸水素ナトリウムである。
問155	5	b　誤：注入剤を半量使用する場合、残量を再利用すると感染のおそれがあるので使用後は廃棄する。 c　誤：注入剤を使用する時の注意点として、注入するときはゆっくりと押し込み、注入が終わったら放出部をゆっくりと抜き取ることが挙げられる。
問156	4	a　誤：腹痛が著しい場合や便秘に伴って吐きけや嘔吐が現れた場合には、急性腹症（腸管の狭窄、閉塞、腹腔内器官の炎症等）の可能性があり、浣腸薬の配合成分の刺激によってその症状を悪化させるおそれがある。 c　誤：ソルビトールは、浸透圧の差によって腸管壁から水分を取り込んで直腸粘膜を刺激し、排便を促す効果を期待して用いられる。「炭酸ガスの微細な気泡を発生することで直腸を刺激する作用を期待して用いられる」のは、炭酸水素ナトリウムである。
問157	2	a　誤：浣腸薬は、繰り返し使用すると直腸の感受性の低下（いわゆる慣れ）が生じて効果が弱くなる。 b　誤：ビサコジルは、大腸のうち特に結腸や直腸の粘膜を刺激して、排便を促すと考えられている。また、結腸での水分の吸収を抑えて、糞便のかさを増大させる働きもあるとされる。「直腸内で徐々に分解して炭酸ガスの微細な気泡を発生することで直腸を刺激する作用を期待して用いられる」のは、炭酸水素ナトリウムである。
問158	5	a　誤：駆虫薬は、一度に多く服用しても駆虫効果が高まることはなく、かえって副作用が現れやすくなる。 c　誤：カイニン酸は、回虫に痙攣を起こさせる作用を示し、虫体を排便とともに排出させることを目的として用いられる。蟯虫の呼吸や栄養分の代謝を抑えて殺虫作用を示すのは、パモ酸ピルビニウムである。 d　誤：駆除した虫体や腸管内に残留する駆虫成分の排出を促すため瀉下薬が併用されることがあるが、ヒマシ油を使用すると腸管内で駆虫成分が吸収されやすくなり、副作用を生じる危険性が高まるため、ヒマシ油との併用は避ける必要がある。
問159	1	c　誤：ピペラジンリン酸塩は、アセチルコリン伝達を妨げて、回虫及び蟯虫の運動筋を麻痺させる作用を示し、虫体を排便とともに排出させることを目的として用いられる。
問160	4	b　誤：一般用医薬品の駆虫薬が対象とする寄生虫は、回虫と蟯虫である。 d　誤：複数の駆虫薬を併用しても駆虫効果が高まることはなく、副作用が現れやすくなる。また、組合せによってはかえって駆虫作用が減弱することもある。
問161	4	a　誤：駆虫薬は腸管内に生息する虫体にのみ作用し、虫卵や腸管内以外に潜伏した幼虫（回虫の場合）には駆虫作用が及ばない。

番号	解答	解説
問162	1	a　誤：駆虫薬は、一度に多く服用しても駆虫効果が高まることはなく、かえって副作用が現れやすくなるため、定められた1日の服用回数や服用期間を守って適正に使用されることが重要である。 c　誤：駆除した虫体や腸管内に残留する駆虫成分の排出を促すため瀉下薬が併用されることがあるが、ヒマシ油を使用すると腸管内で駆虫成分が吸収されやすくなり、副作用を生じる危険性が高まるため、ヒマシ油との併用は避ける必要がある。 d　誤：「蟯虫」は、肛門から這い出してその周囲に産卵するため、肛門部の痒みやそれに伴う不眠、神経症を引き起こすことがある。「回虫」が誤り。
Ⅳ　心臓などの器官や血液に作用する薬		
問163	5	一般用医薬品の強心薬は、疲労やストレス等による（　軽度　）の心臓の動きの乱れについて、心臓の働きを整えて、動悸や息切れ等の症状の改善を目的として用いられる。その代表的な配合成分として、ヒキガエル科のシナヒキガエル等の毒腺の分泌物を集めた（　センソ　）やウシ科のウシの胆嚢中に生じた結石を基原とする（　ゴオウ　）などがある。
問164	5	b　誤：強心薬には、心筋を「収縮」させる成分が主体として配合されている。「弛緩」が誤り。
問165	2	b　誤：1日用量中センソ「5mg」を超えて含有する医薬品は、劇薬に指定されている。「1mg」が誤り。 d　誤：リュウノウは、中枢神経系の刺激作用による気つけの効果を期待して用いられる。「心筋に直接刺激を与え、その収縮力を高める作用があるとされる」のは、センソ、ゴオウ、ジャコウ、ロクジョウ等である。
問166	5	b　誤：ゴオウは、ウシ科のウシの胆嚢中に生じた結石を基原とする生薬で、強心作用のほか、末梢血管の拡張による血圧降下、興奮を静める等の作用があるとされる。「ウグイスガイ科のアコヤガイ等の外套膜組成中に病的に形成された顆粒状物質を基原とする生薬で、鎮静作用等を期待して用いられる」のは、シンジュである。 d　誤：センソが配合された一般用医薬品では、センソの1日用量が「5mg」以下となるよう用法・用量が定められている。「10mg」が誤り。
問167	4	a　誤：ユウタンは、クマ科のヒグマその他近縁動物の胆汁を乾燥したものを基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられるほか、消化補助成分として配合される場合もある。「ウシ科のウシの胆嚢中に生じた結石を基原とする生薬で、強心作用のほか、末梢血管の拡張による血圧降下、興奮を静める等の作用があるとされる」のは、ゴオウである。 c　誤：シンジュは、ウグイスガイ科のアコヤガイ、シンジュガイ又はクロチョウガイ等の外套膜組成中に病的に形成された顆粒状物質を基原とする生薬で、鎮静作用等を期待して用いられる。「シカ科のマンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角を基原とする生薬で、強心作用の他、強壮、血行促進等の作用があるとされる」のは、ロクジョウである。
問168	4	a　誤：白虎加人参湯は、体力中等度以上で、熱感と口渇が強いものの喉の渇き、ほてり、湿疹・皮膚炎、皮膚のかゆみに適すとされる。「体力中等度以下で、めまい、ふらつきがあり、ときにのぼせや動悸があるものの立ちくらみ、めまい、頭痛、耳鳴り、動悸、息切れ、神経症、神経過敏に適すとされる」のは、苓桂朮甘湯である。 b　誤：ジャコウは、シカ科のジャコウジカの雄の麝香腺分泌物を基原とする生薬で、強心作用のほか、呼吸中枢を刺激して呼吸機能を高めたり、意識をはっきりさせる等の作用があるとされる。「シカ科のマンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角を基原とする生薬で、強心作用の他、強壮、血行促進等の作用があるとされる」のは、ロクジョウである。

番号	解答	解説
問169	2	ウ　誤：ロクジョウは、シカ科のマンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角を基原とする生薬で、強心作用の他、強壮、血行促進等の作用があるとされる。「シカ科のジャコウジカの雄の麝香腺分泌物を基原とする生薬で、強心作用のほか、呼吸中枢を刺激して呼吸機能を高めたり、意識をはっきりさせる作用があるとされる」のは、ジャコウである。 エ　誤：リュウノウは、中枢神経系の刺激作用による気つけの効果を期待して用いられる。「ウグイスガイ科のアコヤガイ、シンジュガイ又はクロチョウガイ等の外套膜組成中に病的に形成された顆粒状物質を基原とする生薬で、鎮静作用等を期待して用いられる」のは、シンジュである。
問170	5	b　誤：パンテチンは、LDL等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、HDL産生を高める作用があるとされる。「腸管におけるコレステロールの吸収を抑える作用を示す」のは、大豆油不鹸化物（ソイステロール）である。 c　誤：「ビタミンC」は、消化管内で鉄が吸収されやすい状態に保つことを目的として用いられる。「ビタミンB12」が誤り。
問171	3	d　誤：苓桂朮甘湯は、強心作用が期待される生薬は含まず、主に尿量増加（利尿）作用により、水毒（漢方の考え方で、体の水分が停滞したり偏在して、その循環が悪いことを意味する。）の排出を促すことを主眼とする。
問172	5	（　ゴオウ　）は、ウシ科のウシの胆嚢中に生じた結石を基原とする生薬で、強心作用のほか、末梢血管の拡張による血圧降下、興奮を鎮める等の作用があるとされる。 （　ロクジョウ　）は、シカ科のマンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角を基原とする生薬で、強心作用の他、強壮、血行促進等の作用があるとされる。 （　センソ　）は、ヒキガエル科のシナヒキガエル等の毒腺の分泌物を集めたものを基原とする生薬で、皮膚や粘膜に触れると局所麻酔作用を示す。
問173	4	a　誤：大豆油不鹸化物（ソイステロール）には、腸管におけるコレステロールの吸収を抑える働きがあるとされる。「低密度リポタンパク質（LDL）等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、高密度リポタンパク質（HDL）産生を高める作用があるとされる」のは、パンテチンである。 d　誤：高コレステロール改善薬は、結果的に生活習慣病の予防につながるものであるが、ウエスト周囲径（腹囲）を減少させるなどの痩身効果を目的とする医薬品ではない。
問174	2	b　誤：コレステロールは、水に「溶けにくい」物質であるため、血液中では血漿タンパク質と結合したリポタンパク質となって存在する。「溶けやすい」が誤り。 c　誤：パンテチンは、「低密度リポタンパク質（LDL）」等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、「高密度リポタンパク質（HDL）」産生を高める作用があるとされる。「低密度リポタンパク質（LDL）」と「高密度リポタンパク質（HDL）」が入れ替えられている。
問175	4	d　誤：高コレステロール改善薬は、結果的に生活習慣病の予防につながるものであるが、ウエスト周囲径（腹囲）を減少させるなどの痩身効果を目的とする医薬品ではない。
問176	4	a　誤：ビタミンEは、コレステロールからの過酸化脂質の生成を抑えるほか、末梢血管における血行を促進する作用があるとされ、血中コレステロール異常に伴う末梢血行障害（手足の冷え、痺れ）の緩和等を目的として用いられる。「コレステロールの生合成抑制と排泄・異化促進作用、過酸化脂質分解作用を有する」のは、ビタミンB2である。 b　誤：リノール酸は、コレステロールと結合して、代謝されやすいコレステロールエステルを形成するとされ、肝臓におけるコレステロールの代謝を促す効果を期待して用いられる。「腸管におけるコレステロールの吸収を抑える効果を期待して用いられる」のは、大豆油不鹸化物（ソイステロール）である。

番号	解答	解説
問177	2	b　誤：パンテチンは、低密度リポタンパク質（LDL）等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、高密度リポタンパク質（HDL）産生を高める作用があるとされる。「腸管におけるコレステロールの吸収を抑える働きがあるとされる」のは、大豆油不鹸化物（ソイステロール）である。 d　誤：高コレステロール改善薬は、結果的に生活習慣病の予防につながるものであるが、ウエスト周囲径（腹囲）を減少させるなどの痩身効果を目的とする医薬品ではない。
問178	5	記述は、すべて正しい。
問179	2	b　誤：リノール酸は、コレステロールと結合して、代謝されやすいコレステロールエステルを形成するとされ、肝臓におけるコレステロールの代謝を促す効果を期待して用いられる。 d　誤：リボフラビン酪酸エステルは、コレステロールの生合成抑制と排泄・異化促進作用、中性脂肪抑制作用、過酸化脂質分解作用を有すると言われている。「コレステロールからの過酸化脂質の生成を抑えるほか、末梢血管における血行を促進する作用があるとされ、血中コレステロール異常に伴う末梢血行障害（手足の冷え、痺れ）の緩和等を目的として用いられる」のは、ビタミンEである。
問180	4	ア　誤：脂質異常症とは、医療機関で測定する検査値として、低密度リポタンパク質（LDL）が140mg／dL以上、高密度リポタンパク質（HDL）が40mg／dL未満、中性脂肪が150mg／dL以上のいずれかである状態をいう。 ウ　誤：コレステロールの産生及び代謝は、主として「肝臓」で行われる。「脾臓」が誤り。 エ　誤：パンテチンは、LDL等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、HDL産生を高める作用があるとされる。「コレステロールからの過酸化脂質の生成を抑えるほか、末梢血管における血行を促進する作用があるとされ、血中コレステロール異常に伴う末梢血行障害（手足の冷え、痺れ）の緩和等を目的として用いられる」のは、ビタミンEである。
問181	3	3　誤：ガンマ-オリザノールは、コレステロールからの過酸化脂質の生成を抑えるほか、末梢血管における血行を促進する作用があるとされる。「LDL等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、HDL産生を高める作用がある」のは、パンテチンである。
問182	4	a　誤：鉄分の摂取不足を生じても、初期には貯蔵鉄（肝臓などに蓄えられている鉄）や血清鉄（ヘモグロビンを産生するために、貯蔵鉄が赤血球へと運ばれている状態）が減少するのみでヘモグロビン量自体は変化せず、ただちに貧血の症状は現れない。 b　誤：貧血の症状がみられる以前から予防的に貧血用薬（鉄製剤）を使用することは適当でない。
問183	2	b　誤：鉄製剤を服用すると便が「黒く」なることがある。「赤く」が誤り。 d　誤：貧血の症状がみられる以前から予防的に貧血用薬（鉄製剤）を使用することは適当でない。
問184	4	a　誤：鉄分の摂取不足を生じても、初期には貯蔵鉄（肝臓などに蓄えられている鉄）や血清鉄（ヘモグロビンを産生するために、貯蔵鉄が赤血球へと運ばれている状態）が減少するのみでヘモグロビン量自体は変化せず、ただちに貧血の症状は現れない。 b　誤：葉酸は、正常な赤血球の形成に働くことを期待して配合されている場合がある。「消化管内で鉄が吸収されやすい状態に保つ目的」で配合されている場合があるのは、ビタミンCである。
問185	1	b　誤：「ビタミンC」は、消化管内で鉄が吸収されやすい状態に保つことを目的として用いられる。「ビタミンD」が誤り。
問186	4	a　誤：ビタミンB12は、正常な赤血球の形成に働くことを目的として配合されている場合がある。「消化管内で鉄が吸収されやすい状態に保つことを目的として用いられる」のは、ビタミンCである。 c　誤：鉄製剤服用の前後30分にタンニン酸を含む飲食物（緑茶、紅茶、コーヒー、ワイン、柿等）を摂取すると、タンニン酸と反応して鉄の吸収が「悪くなる」。「良くなる」が誤り。
問187	5	d　誤：服用の前後30分に「タンニン酸」を含む飲食物を摂取すると、鉄の吸収が悪くなることがあるので、服用前後はそれらの摂取を控えることとされている。「アスコルビン酸」が誤り。

番号	解答	解説
問188	4	a　誤：貧血用薬（鉄製剤）の主な副作用として、悪心（吐きけ）、嘔吐、食欲不振、胃部不快感、腹痛、便秘、下痢等の胃腸障害が知られている。間質性肺炎は報告されていない。 c　誤：貧血用薬（鉄製剤）を服用する前後30分にタンニン酸を含む飲食物（緑茶、紅茶、コーヒー等）を摂取すると、タンニン酸と反応して鉄の吸収が「悪くなる」。「促進される」が誤り。
問189	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、ビタミンB6、ビタミンCである。
問190	2	b　誤：貧血の症状がみられる以前から予防的に貧血用薬（鉄製剤）を使用することは適当でない。
問191	1	（　銅　）は、ヘモグロビンの産生過程で、鉄の代謝や輸送に重要な役割を持つ。補充した鉄分を利用してヘモグロビンが産生されるのを助ける目的で、硫酸（　銅　）が配合される場合がある。（　コバルト　）は、赤血球ができる過程で必要不可欠なビタミン B12 の構成成分であり、骨髄での造血機能を高める目的で、硫酸（　コバルト　）が配合されている場合がある。（　マンガン　）は、糖質・脂質・タンパク質の代謝をする際に働く酵素の構成物質であり、エネルギー合成を促進する目的で、硫酸（　マンガン　）が配合されている場合がある。
問192	1	c　誤：高血圧や心疾患に伴う諸症状を改善する医薬品は、体質の改善又は症状の緩和を主眼としており、いずれも高血圧や心疾患そのものの治療を目的とするものではない。 d　誤：三黄瀉心湯は、構成生薬としてダイオウを含むため、本剤を使用している間は、瀉下薬の使用を避ける必要がある。なお、三黄とはダイオウ、オウゴン、オウレンのことである。
問193	3	3　誤：コウカは、末梢の血行を促して鬱血を除く作用があるとされ、日本薬局方収載のコウカを煎じて服用する製品は、冷え症及び血色不良に用いられる。「高血圧等における毛細血管の補強、強化の効果を期待して用いられる」のは、ルチンである。
問194	3	b　誤：ルチンは、ビタミン様物質の一種で、高血圧等における毛細血管の補強、強化の効果を期待して用いられる。「ニコチン酸が遊離し、そのニコチン酸の働きによって末梢の血液循環を改善する作用を示すとされる」のは、ヘプロニカート、イノシトールヘキサニコチネートである。 c　誤：ユビデカレノンは、心筋の酸素利用効率を高めて収縮力を「高める」ことによって、血液循環の改善効果を示すとされる。「抑える」が誤り。
問195	5	a　誤：七物降下湯は、体力中等度以下で、顔色が悪くて疲れやすく、胃腸障害のないものの高血圧に伴う随伴症状（のぼせ、肩こり、耳鳴り、頭重）に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人では、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。「体力中等度以上で、のぼせ気味で顔面紅潮し、精神不安、みぞおちのつかえ、便秘傾向などのあるものの高血圧の随伴症状（のぼせ、肩こり、耳なり、頭重、不眠、不安）、鼻血、痔出血、便秘、更年期障害、血の道症に適すとされる」のは、三黄瀉心湯である。
問196	3	3　誤：ユビデカレノンは、作用が増強されて心臓に負担を生じたり、副作用が現れやすくなるおそれがあることから、強心薬等の併用は避ける必要がある。
問197	5	体力中等度以上で、（　のぼせ　）気味で顔面紅潮し、精神不安、みぞおちのつかえ、便秘傾向などのあるものの高血圧の随伴症状、鼻血、痔出血、便秘、更年期障害、血の道症に適すとされるが、体の虚弱な人、胃腸が弱く下痢しやすい人、だらだら出血が長引いている人では不向きとされる。 構成生薬として（　ダイオウ　）を含む。 （　鼻血　）に用いる場合には、漫然と長期の使用は避け、5～6回使用しても症状の改善がみられないときは、いったん使用を中止する。
問198	5	a　誤：フマル酸第一鉄を含有する貧血用薬は、2週間程度続けても症状の改善がみられないときに、継続して使用することは適当でない。 b　誤：ポリエンホスファチジルコリンを含有する高コレステロール改善薬は、しばらくの間（1～3ヶ月）使用を続けても症状の改善がみられないときに、継続して使用することは適当でない。 d　誤：ユビデカレノンを含有する循環器用薬は、2週間位使用して症状の改善がみられないときに、継続して使用することは適当でない。

番号	解答	解説
V　排泄に関わる部位に作用する薬		
問199	5	a　誤：裂肛は、肛門の出口からやや内側の上皮に傷が生じた状態であり、一般に、「切れ痔」（又は「裂け痔」）と呼ばれる。「肛門に存在する細かい血管群が部分的に拡張し、肛門内にいぼ状の腫れが生じたもの」は、痔核である。
問200	3	c　誤：痔瘻は、肛門内部に存在する肛門腺窩と呼ばれる小さなくぼみに糞便の滓が溜まって炎症・化膿を生じた状態である。「肛門の出口からやや内側の上皮に傷が生じた状態であり、一般に、切れ痔（又は裂け痔）と呼ばれる」のは、裂肛である。
問201	3	a　誤：クロルヘキシジン塩酸塩は、痔疾患に伴う局所の感染を防止することを目的として配合される殺菌消毒成分である。「肛門周囲の末梢血管の血行を促すことにより、鬱血を改善する効果を期待して、内用痔疾用薬に配合されている」のは、ビタミンEである。
問202	2	a　誤：直腸粘膜と皮膚の境目となる歯状線より上部の、直腸粘膜にできた痔核を内痔核と呼ぶが、直腸粘膜には知覚神経が通っていないため、自覚症状が少ないことが特徴である。 c　誤：アルミニウムクロルヒドロキシアラントイネートは、痔による肛門部の創傷の治癒を促す効果を期待して用いられる組織修復成分である。「痔に伴う痛みや痒みを和らげることを主な目的として用いられる」のは、リドカイン、アミノ安息香酸エチルなどの局所麻酔成分である。
問203	3	ア　誤：痔核は、肛門に存在する細かい血管群が部分的に拡張し、肛門内にいぼ状の腫れが生じたもので、一般にいぼ痔と呼ばれる。「肛門内部に存在する肛門腺窩と呼ばれる小さなくぼみに糞便の滓が溜まって炎症・化膿が生じた状態」は、痔瘻である。
問204	3	3　誤：カイカやカイカクは、いずれも主に止血効果を期待して用いられる。「主に抗炎症作用を期待して用いられる」のは、オウゴン、セイヨウトチノミである。
問205	4	記述は、すべて正しい。
問206	1	d　誤：芎帰膠艾湯は、体力中等度以下で冷え症で、出血傾向があり胃腸障害のないものの痔出血、貧血、月経異常・不正出血、皮下出血に適すとされる。「体力中等度以上で大便が硬く、便秘傾向のあるものの痔核（いぼ痔）、切れ痔、便秘、軽度の脱肛に適すとされている」のは、乙字湯である。
問207	4	a　誤：クロタミトンは、局所への穏やかな刺激によって痒みを抑える効果を期待して、熱感刺激を生じさせる局所刺激成分である。 c　誤：イソプロピルメチルフェノールは、痔疾患に伴う局所の感染を防止することを目的として配合される殺菌消毒成分である。「血管収縮作用による止血効果を期待して用いられる」のは、テトラヒドロゾリン塩酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩などのアドレナリン作動成分である。
問208	1	c　誤：アラントインは、痔による肛門部の創傷の治癒を促す効果を期待して用いられる組織修復成分である。 d　誤：クロルヘキシジン塩酸塩は、痔疾患に伴う局所の感染を防止することを目的として配合されている場合がある。「痔に伴う痛み・痒みを和らげることを期待して配合されている」のは、リドカイン、アミノ安息香酸エチルなどの局所麻酔成分である。
問209	2	イ　誤：デカリニウム塩化物は、殺菌消毒成分であり、痔疾患に伴う局所の感染を防止することを目的として配合されている場合がある。「アドレナリン作動成分であり、血管収縮作用による止血効果を目的として用いられる」のは、テトラヒドロゾリン塩酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩などである。 エ　誤：テトラヒドロゾリン塩酸塩は、アドレナリン作動成分であり、血管収縮作用による止血効果を期待して配合されていることがある。「痔に伴う痛み・痒みを和らげることを目的として用いられる」のは、リドカイン、アミノ安息香酸エチルなどの局所麻酔成分である。
問210	5	a　誤：リドカインは、痔に伴う痛み・痒みを和らげることを目的として用いられる局所麻酔成分である。 c　誤：クロルヘキシジン塩酸塩は、痔疾患に伴う局所の感染を防止することを目的として配合される殺菌消毒成分である。 d　誤：アラントインは、痔による肛門部の創傷の治癒を促す効果を期待して用いられる組織修復成分である。

番号	解答	解説
問211	4	a　誤：カゴソウは、シソ科のウツボグサの花穂を基原とする生薬である。「アケビ科のアケビ又はミツバアケビの蔓性の茎を、通例、横切りしたものを基原とする生薬」は、モクツウである。 d　誤：ブクリョウは、サルノコシカケ科のマツホドの菌核で、通例、外層をほとんど除いたものを基原とする生薬である。「ツツジ科のクマコケモモの葉を基原とする生薬で、残尿感、排尿に際しての不快感のあるものに用いられる」のは、ウワウルシである。
問212	4	b　誤：キササゲは、ノウゼンカズラ科のキササゲ等の果実を基原とする生薬であり、尿量増加（利尿）作用を期待して配合されている場合がある。 c　誤：ソウハクヒは、クワ科のマグワの根皮を基原とする生薬であり、尿量増加（利尿）作用を期待して配合されている場合がある。
問213	4	選択肢のうち、利尿作用のほかに、尿路の殺菌消毒効果を期待して用いられる生薬成分は、ウワウルシである。
問214	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、牛車腎気丸である。
問215	3	記述にあてはまるのは、猪苓湯である。
Ⅵ　婦人薬		
問216	1	b　誤：月経の周期には、視床下部や下垂体で産生されるホルモンと、「卵巣」で産生される女性ホルモンが関与している。「子宮」が誤り。 c　誤：月経前症候群は、月経の約10～3日前に現れ、月経開始と共に消失する腹部膨満感、頭痛、乳房痛などの身体症状や感情の不安定、興奮、抑鬱などの精神症状を主体とするものである。「加齢とともに女性ホルモンの分泌が減少していき、やがて月経が停止して、妊娠可能な期間が終了すること」を閉経という。
問217	5	b　誤：エチニルエストラジオールは、人工的に合成された女性ホルモンの一種であるが、妊娠中の女性ホルモン成分の摂取によって胎児の先天性異常の発生が報告されており、妊婦又は妊娠していると思われる女性では使用を避ける必要がある。
問218	2	a　誤：月経前症候群は、月経の約10～3日前に現れ、月経開始と共に消失する腹部膨満感、頭痛、乳房痛などの身体症状や感情の不安定、興奮、抑鬱などの精神症状を主体とするものである。 d　誤：人工的に合成された女性ホルモンの一種であるエチニルエストラジオールは、膣粘膜又は外陰部に適用されるものがある。この場合、成分は適用部位から吸収されて循環血液中に移行する。
問219	4	ア　誤：月経周期は、種々のホルモンの複雑な相互作用によって調節されており、「視床下部や下垂体」で産生されるホルモンと、卵巣で産生される女性ホルモンが月経周期に関与する。「乳腺」が誤り。 イ　誤：加齢とともに卵巣からの女性ホルモンの分泌が減少していき、やがて月経が停止して、妊娠可能な期間が終了することを「閉経」という。「更年期」が誤り。
問220	4	a　誤：血の道症は、臓器・組織の形態的異常が「なく」、抑鬱や寝つきが悪くなる、神経質、集中力の低下等の精神神経症状が現れる病態で、更年期（閉経周辺期）に「限らず現れることがある」。「あり」「限って現れる」が誤り。 c　誤：女性ホルモンの一種であるエストラジオールは、吸収された成分の一部が乳汁中に移行することが考えられ、母乳を与える女性では使用を避けるべきである。
問221	2	c　誤：利尿作用を期待して配合されている場合があるのは、モクツウ、ブクリョウなどである。オウレンは、胃腸症状に対する効果を期待して配合されている場合がある。
問222	5	a　誤：エチニルエストラジオールは、人工的に合成された女性ホルモンの一種であるが、妊娠中の女性ホルモン成分の摂取によって胎児の先天性異常の発生が報告されており、妊婦又は妊娠していると思われる女性では使用を避ける必要がある。 b　誤：五積散は、体力中等度又はやや虚弱で冷えがあるものの胃腸炎、腰痛、神経痛、関節痛、月経痛、頭痛、更年期障害、感冒に適すとされる。「体力中等度以上で、のぼせて便秘しがちなものの月経不順、月経困難症、月経痛、月経時や産後の精神不安、腰痛、便秘、高血圧の随伴症状（頭痛、めまい、肩こり）、痔疾、打撲症に適すとされる」のは、桃核承気湯である。

番号	解答	解説
問223	1	c　誤：桃核承気湯は、「カンゾウやダイオウ」を含む漢方処方製剤であり、体力中等度以上で、のぼせて便秘しがちなものの月経不順、月経困難症、月経痛に適すとされる。「マオウ」は含まない。 d　誤：五積散は、「カンゾウやマオウ」を含む漢方処方製剤であり、体力中等度、又はやや虚弱で冷えがあるものの胃腸炎、腰痛、神経痛、関節痛、月経痛、頭痛、更年期障害、感冒に適すとされるが、体の虚弱な人、胃腸の弱い人、発汗傾向の著しい人では、不向きとされる。「ダイオウ」は含まない。
問224	3	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、温清飲である。
問225	2	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、温清飲である。
問226	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、柴胡桂枝乾姜湯である。
問227	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、温清飲である。
問228	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、桂枝茯苓丸である。 桂枝茯苓丸は、比較的体力があり、ときに下腹部痛、肩こり、頭重、めまい、のぼせて足冷えなどを訴えるものの、月経不順、月経異常、月経痛、更年期障害、血の道症、肩こり、めまい、頭重、打ち身（打撲症）、しもやけ、しみ、湿疹・皮膚炎、にきびに適すとされる。
VII　内服アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）		
問229	3	a　誤：アレルゲンが体内に入り込むと、その物質を特異的に認識した「免疫グロブリン」により肥満細胞が刺激される。「免疫アルブミン」が誤り。 b　誤：アレルギーの発症に関わるマスト細胞は、肥満細胞ともいうが、肥満細胞の名称は、ヒスタミンやプロスタグランジン等の生理活性物質を細胞内に貯蔵するために細胞自体が大きくなることから付いたものであり、肥満症との関連性はない。
問230	4	a　誤：アレルゲンが皮膚や粘膜から体内に入り込むと、その物質を特異的に認識した免疫グロブリン（抗体）によって肥満細胞が刺激され、細胞間の刺激の伝達を担う生理活性物質であるヒスタミンやプロスタグランジン等の物質が遊離する。アレルゲンが肥満細胞を直接刺激するわけではない。 c　誤：肥満細胞から遊離したヒスタミンは、周囲の器官や組織の表面に分布する特定のタンパク質（受容体）と反応することで、血管「拡張」、血管透過性「亢進」等の作用を示す。「収縮」「低下」が誤り。
問231	5	アレルゲンが皮膚や粘膜から体内に入り込むと、その物質を特異的に認識した免疫グロブリン（抗体）によって（　肥満細胞　）が刺激され、細胞間の刺激の伝達を担う生理活性物質であるヒスタミンやプロスタグランジン等の物質が遊離する。（　肥満細胞　）から遊離したヒスタミンは、周囲の器官や組織の表面に分布する特定の（　タンパク質　）（受容体）と反応することで、（　血管拡張　）、血管透過性亢進（血漿タンパク質が組織中に漏出する）等の作用を示す。
問232	4	a　誤：鼻炎用内服薬には、鼻粘膜の充血や腫れを和らげる成分として「アドレナリン作動成分」が含まれるものがある。「アドレナリン抑制成分」が誤り。 c　誤：蕁麻疹についてはアレルゲンとの接触以外に、皮膚への物理的な刺激等によってヒスタミンが肥満細胞から遊離して生じるもの（寒冷蕁麻疹、日光蕁麻疹、心因性蕁麻疹など）も知られている。また、食品（特に、サバなどの生魚）が傷むとヒスタミンに類似した物質（ヒスタミン様物質）が生成することがあり、そうした食品を摂取することによって生じる蕁麻疹もある。
問233	2	c　誤：プソイドエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩ともに依存性があり、長期間にわたって連用された場合、薬物依存につながるおそれがある。
問234	3	3　誤：アレルギー症状が現れる前から予防的に一般用医薬品のアレルギー用薬を使用することは適当でない。アレルギー症状に対する医薬品の予防的使用は、医師の診断や指導の下で行われる必要がある。
問235	2	c　誤：メチルエフェドリン塩酸塩は、依存性がある成分である。

番号	解答	解説
問236	1	1　誤：クロモグリク酸ナトリウムは、肥満細胞からヒスタミンの遊離を抑える作用を示し、花粉、ハウスダスト（室内塵）等による鼻アレルギー症状の緩和を目的として配合される。
問237	3	3　誤：ベラドンナ総アルカロイドは、鼻腔内の刺激を伝達する「副交感神経系」に作用することによって、鼻汁分泌やくしゃみを抑える目的で用いられる。「交感神経系」が誤り。
問238	4	a　誤：ヒスタミンの働きを抑える作用を示す成分として用いられるのは、クロルフェニラミンマレイン酸塩、カルビノキサミンマレイン酸塩などの抗ヒスタミン成分である。ブロメラインは、鼻粘膜や喉の炎症による腫れを和らげることを目的として配合されている場合がある抗炎症成分である。 c　誤：ベラドンナ総アルカロイドは、鼻腔内の粘液分泌腺からの粘液の分泌を抑えるとともに、鼻腔内の刺激を伝達する「副交感神経系」の働きを抑えることによって、鼻汁分泌やくしゃみを抑える目的で用いられる。「交感神経系」が誤り。
問239	1	d　誤：交感神経系を刺激して鼻粘膜の血管を収縮させることによって鼻粘膜の充血や腫れを和らげることを目的として、プソイドエフェドリン塩酸塩、フェニレフリン塩酸塩などのアドレナリン作動成分が配合されている場合がある。ジフェンヒドラミン塩酸塩は、肥満細胞から遊離したヒスタミンが受容体と反応するのを妨げることにより、ヒスタミンの働きを抑える作用を示す抗ヒスタミン成分である。
問240	2	a～dのうち、抗ヒスタミン成分ではないものは、ヨウ化イソプロパミド、ブロメラインである。
問241	5	5　誤：セレギリン塩酸塩を服用している場合、体内でのプソイドエフェドリンの代謝が妨げられて、副作用が現れやすくなるおそれが高い。
問242	5	記述は、すべて正しい。
問243	3	a　誤：小青竜湯は、体力中等度又はやや虚弱で、うすい水様の痰を伴う咳や鼻水が出るものの気管支炎、気管支喘息、鼻炎、アレルギー性鼻炎、むくみ、感冒、花粉症に適すとされる。「体力中等度以上で口渇があり、尿量少なく、便秘するものの蕁麻疹、口内炎、皮膚の痒みに適すとされている」のは、茵蔯蒿湯である。 c　誤：十味敗毒湯は、体力中等度なものの皮膚疾患で、発赤があり、ときに化膿するものの化膿性皮膚疾患・急性皮膚疾患の初期、蕁麻疹、湿疹・皮膚炎、水虫に適すとされる。「比較的体力があるものの鼻づまり、蓄膿症、慢性鼻炎に適すとされている」のは、葛根湯加川芎辛夷である。
問244	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、葛根湯加川芎辛夷である。
VIII　鼻に用いる薬		
問245	2	c　誤：クロモグリク酸ナトリウムは、通常、抗ヒスタミン成分と組み合わせて配合される。 d　誤：ヒスタミンの遊離を抑える成分は、アレルギー性でない鼻炎や副鼻腔炎に対しては無効である。
問246	4	a　誤：ベンザルコニウム塩化物は、陽性界面活性成分で、黄色ブドウ球菌、溶血性連鎖球菌又はカンジダ等の真菌類に対する殺菌消毒作用を示すが、結核菌やウイルスには効果がない。 c　誤：点鼻薬は局所（鼻腔内）に適用されるものであるが、成分が鼻粘膜を通っている血管から吸収されて循環血液中に入りやすく、全身的な影響を生じることがある。
問247	4	ア　誤：アレルギー性鼻炎は、ハウスダストや花粉等のアレルゲンに対する過敏反応によって引き起こされる鼻粘膜の炎症である。「鼻腔内に付着したウイルスや細菌が原因となって生じる鼻粘膜の炎症で、かぜ症候群の随伴症状として現れることが多い」のは、急性鼻炎である。 ウ　誤：一般用医薬品の鼻炎用点鼻薬の適応範囲は、急性又はアレルギー性の鼻炎及びそれに伴う副鼻腔炎であり、蓄膿症などの慢性のものは対象となっていない。
問248	1	d　誤：リドカイン塩酸塩は、鼻粘膜の神経伝導を「可逆的」に遮断することで鼻汁の分泌を抑える。「不可逆的」が誤り。
問249	1	c　誤：リドカインは、局所を麻酔し、鼻粘膜の過敏性や痛みや痒みを抑える。「抗炎症作用により鼻粘膜の炎症を和らげる」のは、グリチルリチン酸二カリウムなどの抗炎症成分である。 d　誤：ケトチフェンは、抗ヒスタミン作用により鼻炎症状を和らげる。

番号	解答	解説
問250	5	a　誤：ナファゾリン塩酸塩は、交感神経系を刺激して鼻粘膜を通っている血管を収縮させることにより、鼻粘膜の充血や腫れを和らげることを目的として用いられる。 d　誤：クロモグリク酸ナトリウムは、アレルギー性でない鼻炎や副鼻腔炎に対しては無効である。
問251	4	a　誤：クロモグリク酸ナトリウムは、肥満細胞からヒスタミンの遊離を抑える作用を示し、花粉、ハウスダスト（室内塵）等による鼻アレルギー症状の緩和を目的として配合されている。 c　誤：ナファゾリン塩酸塩は、交感神経系を刺激して鼻粘膜を通っている血管を収縮させることにより、鼻粘膜の充血や腫れを和らげることを目的として配合されている。 aとcの記述が入れ替えられている。
問252	3	a　誤：一般用医薬品の鼻炎用点鼻薬の対応範囲は、急性又はアレルギー性の鼻炎及びそれに伴う副鼻腔炎であり、蓄膿症などの慢性のものは対象となっていない。
問253	2	b　誤：アレルギー性鼻炎は、ハウスダストや花粉等のアレルゲンに対する過敏反応によって引き起こされる鼻粘膜の炎症である。「鼻腔内に付着したウイルスや細菌が原因となって生じる鼻粘膜の炎症で、かぜの随伴症状として現れることが多い」のは、急性鼻炎である。 c　誤：鼻粘膜が腫れてポリープ（鼻茸）となっている場合には、一般用医薬品により対処を図ることは適当でなく、医療機関における治療（ステロイド性抗炎症成分を含む点鼻薬の処方等）が必要となる。
IX　眼科用薬		
問254	4	a　誤：点眼薬の1滴の薬液の量は約「50μL」であるのに対して、結膜嚢の容積は「30μL」程度とされている。「5μL」「3μL」が誤り。
問255	2	b　誤：人工涙液は、涙液成分を補うことを目的とするもので、目の疲れや乾き、コンタクトレンズ装着時の不快感等に用いられる。 d　誤：一般点眼薬は、目の疲れや痒み、結膜充血等の症状を抑える成分が配合されているものである。「目の洗浄に用いられる」のは、洗眼薬である。
問256	1	b　誤：眼科用薬は、一度に何滴も点眼しても効果が増すわけではなく、むしろ薬液が鼻腔内へ流れ込み、鼻粘膜や喉から吸収されて、副作用を起こしやすくなる。
問257	2	a　誤：一般的に、点眼薬の1滴の薬液量は、結膜嚢の容積より「多い」。「少ない」が誤り。 b　誤：人工涙液は、涙液成分を補うことを目的とするもので、目の疲れや乾き、コンタクトレンズ装着時の不快感等に用いられる。 d　誤：洗眼薬は、目の洗浄、眼病予防（水泳のあと、埃や汗が目に入ったとき等）に用いられるもので、主な配合成分として涙液成分のほか、抗炎症成分、抗ヒスタミン成分等が用いられる。「主に抗菌成分が配合されており、結膜炎（はやり目）やものもらい（麦粒腫）、眼瞼炎（まぶたのただれ）に用いられる」のは、抗菌性点眼薬である。
問258	3	b　誤：結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として、コンドロイチン硫酸ナトリウム、ヒドロキシプロピルメチルセルロースなどが用いられる。ホウ酸は、洗眼薬として用時水に溶解し、結膜嚢の洗浄・消毒に用いられる。また、その抗菌作用による防腐効果を期待して、点眼薬の添加物（防腐剤）として配合されていることもある。
問259	3	b　誤：1滴の薬液の量は約50μLであるのに対して、結膜嚢の容積は30μL程度とされており、一度に何滴も点眼しても効果が増すわけではなく、むしろ薬液が鼻腔内へ流れ込み、鼻粘膜や喉から吸収されて、副作用を起こしやすくなる。
問260	4	ア　誤：点眼薬の1滴の薬液の量は約50μLであるのに対して、結膜嚢の容積は30μL程度とされており、一度に何滴も点眼しても効果が増すわけではなく、むしろ薬液が鼻腔内へ流れ込み、鼻粘膜や喉から吸収されて、副作用を起こしやすくなる。 エ　誤：一般用医薬品の点眼薬には、緑内障の症状を改善できるものはない。

番号	解答	解説
問261	3	a　誤：コンタクトレンズ装着液は、配合成分としてあらかじめ定められた範囲内の成分のみを含む等の基準に当てはまる製品については、医薬部外品として認められている。 d　誤：ビタミンB12は、目の調節機能を助ける作用を期待して用いられる。「結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として用いられる」のは、コンドロイチン硫酸ナトリウム、ヒドロキシプロピルメチルセルロースなどである。
問262	3	a　誤：クロモグリク酸ナトリウムは、肥満細胞からのヒスタミン遊離を抑える作用を示し、花粉、ハウスダスト（室内塵）等による目のアレルギー症状（結膜充血、痒み、かすみ、流涙、異物感）の緩和を目的として、通常、抗ヒスタミン成分と組み合わせて配合される。「洗眼薬として用時水に溶解し、結膜嚢の洗浄・消毒に用いられる」のは、ホウ酸である。 c　誤：プラノプロフェンは、非ステロイド性抗炎症成分であり、炎症の原因となる物質の生成を抑える作用を示し、目の炎症を改善する効果を期待して用いられる。「結膜や角膜の乾燥を防ぐ効果を期待して用いられる」のは、コンドロイチン硫酸ナトリウム、ヒドロキシプロピルメチルセルロースなどである。
問263	4	b　誤：スルファメトキサゾールは、ブドウ球菌や連鎖球菌に効果がある。なお、すべての細菌に対して効果があるというわけではなく、また、ウイルスや真菌の感染に対する効果はない。 c　誤：クロモグリク酸ナトリウムは、肥満細胞からのヒスタミン遊離を「抑える」作用を示す。「促進する」が誤り。
問264	3	1　誤：スルファメトキサゾールは、細菌感染（ブドウ球菌や連鎖球菌）による結膜炎やものもらい（麦粒腫）、眼瞼炎などの化膿性の症状の改善を目的として用いられるサルファ剤である。「目の調節機能を改善する作用」を持つのは、ネオスチグミンメチル硫酸塩である。 2　誤：ポリビニルアルコールは、結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として配合されている場合がある。「肥満細胞からのヒスタミン遊離を抑える作用」を持つのは、クロモグリク酸ナトリウムである。 4　誤：ホウ酸は、洗眼薬として用時水に溶解し、結膜嚢の洗浄・消毒に用いられる。また、その抗菌作用による防腐効果を期待して、点眼薬の添加物（防腐剤）として配合されていることもある。「炎症を生じた眼粘膜の組織修復を促す作用」を持つのは、アズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）、アラントインである。
問265	2	b　誤：アズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）は、炎症を生じた眼粘膜の組織修復を促す作用を期待して配合されている場合がある。「結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として用いられる」のは、コンドロイチン硫酸ナトリウム、ヒドロキシプロピルメチルセルロースなどである。 d　誤：ビタミンB6は、アミノ酸の代謝や神経伝達物質の合成に関与していることから、目の疲れ等の症状を改善する効果を期待して用いられる。「視細胞が光を感受する反応に関与していることから、視力調整等の反応を改善する効果を期待して用いられる」のは、ビタミンAである。
問266	4	（　ビタミンA　）は、視細胞が光を感受する反応に関与していることから、視力調整等の反応を改善する効果を期待して用いられる。 自律神経系の伝達物質の産生に重要な成分である（　パントテン酸カルシウム　）等は、目の調節機能の回復を促す効果を期待して用いられる。
問267	2	イ　誤：スルファメトキサゾールは、細菌感染（ブドウ球菌や連鎖球菌）による結膜炎やものもらい（麦粒腫）、眼瞼炎などの化膿性の症状を改善する。なお、すべての細菌に対して効果があるというわけではなく、また、ウイルスや真菌の感染に対する効果はない。 エ　誤：ネオスチグミンメチル硫酸塩は、コリンエステラーゼの働きを抑える作用を示し、毛様体におけるアセチルコリンの働きを助けることで、目の調節機能を改善する効果を目的として用いられる。
問268	5	b　誤：コンドロイチン硫酸エステルナトリウムは、結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として配合されている。「ヒスタミンの働きを抑えることにより、目の痒みを和らげることを期待して用いられる」のは、クロルフェニラミンマレイン酸塩である。 d　誤：塩酸テトラヒドロゾリンは、血管収縮作用によって結膜を通っている血管を収縮させて目の充血を除去するアドレナリン作動成分である。「新陳代謝を促し、目の疲れを改善する効果を期待して用いられる」のは、L-アスパラギン酸カリウムである。

番号	解答	解説
問269	4	a　誤：配合されているネオスチグミンメチル硫酸塩は、アセチルコリンの働きを助けることで、目の調節機能を改善する。 c　誤：設問の点眼薬には、アドレナリン作動成分は配合されていない。
問270	5	b　誤：L-アスパラギン酸カリウムは、新陳代謝を促し、目の疲れを改善する効果を期待して配合されている。 d　誤：塩酸テトラヒドロゾリンは、結膜を通っている血管を収縮させて、目の充血を除去することを目的として配合されている。 bとdの記述が入れ替えられている。
問271	2	1　誤：「緑内障」と診断された人が、アドレナリン作動成分を含む点眼薬を使用すると、眼圧の「上昇」をまねき、その治療を妨げるおそれがあるため、使用前にその適否について、治療を行っている医師等に相談がなされるべきである。「白内障」「低下」が誤り。 3　誤：点眼後は、数秒間、眼瞼（まぶた）を閉じて、薬液を結膜嚢内に行き渡らせる。 4　誤：眼科用薬に配合されるサルファ剤は、一部の細菌に対する効果はあるが、ウイルスや真菌の感染に対する効果はない。
問272	3	b　誤：目の痛みが激しい場合には、急性緑内障、角膜潰瘍、眼球への外傷等を生じている可能性があり、その場合、すみやかに眼科専門医による適切な処置が施されなければ、視力障害等の後遺症を生じるおそれがある。 c　誤：視力の異常など、目に何らかの異常が現れたときには医療機関を受診し、専門医の診療を受けるように促すべきである。 d　誤：鶏卵によるアレルギーがある人には、「リゾチーム塩酸塩」を含有する点眼剤を勧めてはいけない。「グリチルリチン酸二カリウム」が誤り。
X　皮膚に用いる薬		
問273	4	b　誤：殺菌消毒成分として用いられるアクリノールは「黄色」の色素で、一般細菌類の一部に対する殺菌消毒作用を示す。「青色」が誤り。 c　誤：オキシドールは、作用の持続性が「乏しく」、また、組織への浸透性も「低い」。「あり」「高い」が誤り。 d　誤：マーキュロクロムは、一般細菌類の一部に対する殺菌消毒作用を示すが、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。
問274	5	b　誤：貼付剤を患部やその周囲に汗や汚れ等が付着した状態で貼付すると、有効成分の浸透性が低下するほか、剥がれやすくもなるため十分な効果が得られない。 d　誤：液剤は有効成分の浸透性が高いが、患部に対する刺激が強いため、一般的に、じゅくじゅくと湿潤している患部には、軟膏又はクリームが適すとされる。
問275	5	b　誤：ベンザルコニウム塩化物は、黄色ブドウ球菌、溶血性連鎖球菌又はカンジダ等の真菌類に対する殺菌消毒作用を示すが、結核菌やウイルスには効果がない。 c　誤：消毒用エタノールは、手指・皮膚の消毒、器具類の消毒のほか、創傷面の殺菌・消毒にも用いられることがあるが、粘膜（口唇等）や目の周りへの使用は避ける必要がある。
問276	1	a　誤：ヨードチンキは、ヨウ素及びヨウ化カリウムをエタノールに溶解させたものである。「ヨウ素をポリビニルピロリドン（PVP）と呼ばれる担体に結合させて水溶性とし、徐々にヨウ素が遊離して殺菌作用を示すように工夫されたもの」は、ポビドンヨードである。 c　誤：オキシドールの作用は、過酸化水素の分解によって発生する活性酸素による酸化、及び発生する「酸素」による泡立ちによる物理的な洗浄効果であるため、作用の「持続性は乏しく、組織への浸透性も低い」。「水素」「持続性は乏しいが、組織への浸透性は高い」が誤り。
問277	4	a　誤：アクリノールは、黄色の色素で、一般細菌類の一部（連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌）に対する殺菌消毒作用を示すが、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。
問278	1	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問279	4	c　誤：火傷（熱傷）による水疱（水ぶくれ）は、破れると、そこから感染を起こして化膿することがあるため、破らないようにガーゼ等で軽く覆うとよいとされている。
問280	4	a　誤：非ステロイド性抗炎症成分であるインドメタシンには、殺菌作用はないため、皮膚感染症に対しては効果がなく、痛みや腫れを鎮めることでかえって皮膚感染が自覚されにくくなる（不顕性化する）おそれがあるため、みずむし、たむし等又は化膿している患部への使用は避ける必要がある。 c　誤：カプサイシンは、皮膚に温感刺激を与え、末梢血管を拡張させて患部の血行を促す効果を期待して配合されている場合がある。「皮膚表面に冷感刺激を与え、軽い炎症を起こして反射的に血管を拡張させることで患部の血行を促す効果を期待して用いられる」のは、メントール、カンフルなどである。
問281	4	b　誤：外皮用薬で用いられるステロイド性抗炎症成分は、体の一部分に生じた湿疹、皮膚炎、かぶれ、あせも、虫さされ等の一時的な皮膚症状（ほてり・腫れ・痒み等）の緩和を目的とするものであり、広範囲に生じた皮膚症状や、慢性の湿疹・皮膚炎を対象とするものではない。 c　誤：打撲や捻挫の急性の腫れに対しては、「冷感刺激成分」が配合された外用鎮痛薬が適すとされる。「温感刺激成分」が誤り。
問282	2	b　誤：イブプロフェンピコノールは、イブプロフェンの誘導体であるが、外用での鎮痛作用はほとんど期待されない。吹き出物に伴う皮膚の発赤や腫れを抑えるほか、吹き出物（面皰）の拡張を抑える作用があるとされ、専らにきび治療薬として用いられる。 d　誤：ユーカリ油は、皮膚表面に冷感刺激を与え、軽い炎症を起こして反射的な血管の拡張による患部の血行を促す効果を期待して配合されている場合がある。「皮膚に温感刺激を与え、末梢血管を拡張させて患部の血行を促す効果を期待して配合されている」のは、カプサイシン、ノニル酸ワニリルアミドなどの温感刺激成分である。
問283	4	4　誤：デキサメタゾンは、副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）に共通する化学構造を持つステロイド性抗炎症成分である。
問284	2	a　誤：皮膚に温感刺激を与え、末梢血管を拡張させて患部の血行を促す効果を期待して用いられるのは、カプサイシン、ノニル酸ワニリルアミド、ニコチン酸ベンジルエステル等である。カンフルは、冷感刺激成分である。 b　誤：「ステロイド性抗炎症成分」は、コルチゾンに換算して1g中0.025mgを超えて含有する成分は長期連用を避ける必要がある。「非ステロイド性抗炎症成分」が誤り。
問285	3	a　誤：デキサメタゾンなどのステロイド性抗炎症成分は、化膿している患部では症状を悪化させる恐れがあり、使用を避ける必要がある。 c　誤：アトピー性皮膚炎は、一般の生活者が自己判断で対処を図ろうとすることがしばしばあるが、医師による専門的な治療を要する疾患であり、一般用医薬品の使用によって対処できる範囲を超えているので、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して、その旨を説明し医療機関の受診を促すことが重要である。
問286	3	a　誤：ウフェナマートは非ステロイド性抗炎症成分である。 d　誤：ケトプロフェンは、フェノフィブラートでアレルギー感作された人ではアレルギーを起こすおそれが大きい。
問287	5	b　誤：ステロイド性抗炎症成分は、末梢組織（患部局所）における「炎症を抑える」作用により、痒みや発赤などの皮膚症状を改善することを目的とする。「免疫機能を高める」が誤り。なお、ステロイド性抗炎症成分を使用すると、使用部位の免疫機能が低下することが知られている。 c　誤：デキサメタゾンは、分子内に副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）と共通する化学構造を持つステロイド性抗炎症成分である。
問288	3	a　誤：非ステロイド性抗炎症成分は、分子内に副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）と共通する化学構造を持たず、プロスタグランジンの産生を抑える作用（抗炎症作用）を示す成分である。 b　誤：小児への使用については有効性・安全性が確認されておらず、インドメタシンを主薬とする外皮用薬では、11歳未満の小児（インドメタシン含量1%の貼付剤では15歳未満の小児）、その他の成分を主薬とする外用鎮痛薬では、15歳未満の小児向けの製品はない。

番号	解答	解説
問289	2	c　誤：インドメタシンは、非ステロイド性抗炎症成分である。 d　誤：外皮用薬に用いられるステロイド性抗炎症成分は、体の一部分に生じた湿疹、皮膚炎、かぶれ、あせも、虫さされ等の一時的な皮膚症状（ほてり・腫れ・痒み等）の緩和を目的とするものであり、広範囲に生じた皮膚症状や、慢性の湿疹・皮膚炎を対象とするものではない。
問290	2	a　誤：メキタジンは抗ヒスタミン成分であり、眠気の副作用を有する。 d　誤：一般用医薬品のアレルギー用薬は、一時的な症状の緩和に用いられるものであり、長期の連用は避け、5～6日間使用しても症状の改善がみられない場合には、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。
問291	3	c　誤：角質軟化薬のうち、配合成分やその濃度等があらかじめ定められた範囲内である製品については、医薬部外品（うおのめ・たこ用剤）として製造販売されている。「医薬品としてのみ認められている」のは、いぼに用いる製品である。
問292	1	a　誤：角質軟化薬のうち、いぼに用いる製品については、医薬品としてのみ認められているが、いぼの原因となるウイルスに対する抑制作用はない。 b　誤：尿素は、角質層の水分保持量を高め、皮膚の乾燥を改善する。 d　誤：イオウは、皮膚の角質層を構成するケラチンを変質させることにより、角質軟化作用を示す。 bとdの記述が入れ替えられている。
問293	3	a　誤：ホモスルファミンは、細菌のDNA合成を阻害することにより抗菌作用を示すサルファ剤である。 d　誤：バシトラシンは、細菌の細胞壁合成を阻害することにより抗菌作用を示す。「皮膚の角質層を構成するケラチンを変質させることにより、角質軟化作用を示す」のは、イオウである。
問294	4	ア　誤：ビホナゾールは、皮膚糸状菌の細胞膜を構成する成分の産生を妨げたり、細胞膜の透過性を変化させることにより、その増殖を抑えるイミダゾール系抗真菌成分である。細胞壁を構成する成分の産生を抑制するのではない。 イ　誤：硫酸フラジオマイシンは、細菌のタンパク質合成を阻害することにより抗菌作用を示す。
問295	1	a～dのうち、記述にあてはまるのは、クロラムフェニコール、硫酸フラジオマイシンである。
問296	3	1　誤：シクロピロクスオラミンは、イミダゾール系抗真菌成分ではない。皮膚糸状菌の細胞膜に作用して、その増殖・生存に必要な物質の輸送機能を妨げ、その増殖を抑える。 2　誤：湿疹か皮膚糸状菌による皮膚感染かはっきりしない場合に、抗真菌成分が配合された医薬品を使用することは適当でない。 4　誤：みずむしやたむしに対する基礎的なケアと併せて、みずむし・たむし用薬を2週間位使用しても症状が良くならない場合には、他のみずむし・たむし用薬に切り換えるようなことはせず、いったん使用を中止して、医療機関（皮膚科）を受診するなどの対応が必要である。
問297	4	みずむし、たむし等は、（　白癬菌　）という真菌類の一種が皮膚に寄生することによって起こる表在性真菌感染症である。スリッパやタオルなどを介して、他の保菌者やペットから感染することも多い。 ブテナフィン塩酸塩は、（　白癬菌　）の（　細胞膜　）を構成する成分の産生を妨げることにより、その増殖を抑える。
問298	3	a　誤：みずむしは、皮膚糸状菌（白癬菌）という真菌類の一種が皮膚に寄生することによって起こる疾患（表在性真菌感染症）である。 b　誤：皮膚が厚く角質化している部分には、「液剤」が適している。「クリーム剤」が誤り。 d　誤：みずむしか湿疹かはっきりしない場合に、抗真菌成分が配合された医薬品を使用することは適当でない。
問299	2	c　誤：ピロールニトリンは、菌の呼吸や代謝を妨げることにより、皮膚糸状菌の増殖を抑える。「患部を酸性にすることで、皮膚糸状菌の発育を抑える」のは、ウンデシレン酸、ウンデシレン酸亜鉛である。 d　誤：ブテナフィン塩酸塩は、皮膚糸状菌の細胞膜を構成する成分の産生を妨げることにより、その増殖を抑える。

番号	解答	解説
問300	3	b　誤：テルビナフィン塩酸塩は、皮膚糸状菌の細胞膜を構成する成分の産生を妨げることにより、その増殖を抑える。「菌の呼吸や代謝を妨げることにより、皮膚糸状菌の増殖を抑える」のは、ピロールニトリンである。 c　誤：シクロピロクスオラミンは、皮膚糸状菌の細胞膜に作用して、その増殖・生存に必要な物質の輸送機能を妨げ、その増殖を抑える。「患部を酸性にすることで、皮膚糸状菌の発育を抑える」のは、ウンデシレン酸、ウンデシレン酸亜鉛である。
問301	4	a　誤：クロラムフェニコールは、抗菌成分である。 b　誤：ミコナゾール硝酸塩は、抗真菌成分である。 aとbの記述が入れ替えられている。
問302	1	a　誤：カシュウは、頭皮における脂質代謝を高めて、余分な皮脂を取り除く作用を期待して配合されている。 d　誤：チクセツニンジンは、血行促進、抗炎症などの作用を期待して配合されている。 aとdの記述が入れ替えられている。
XI　歯や口中に用いる薬		
問303	3	3　誤：歯槽膿漏薬（内用）で、歯周組織の炎症を和らげることを目的として用いられるのは、リゾチーム塩酸塩である。セチルピリジニウム塩化物は、歯肉溝での細菌の繁殖を抑えることを目的として外用薬に配合される殺菌消毒成分である。
問304	1	b　誤：歯痛薬は、歯の齲蝕による歯痛を応急的に鎮めることを目的とする一般用医薬品であり、歯の齲蝕が修復されることはなく、早めに医療機関（歯科）を受診して治療を受けることが基本となる。 d　誤：内服で用いる歯槽膿漏薬については、同じ又は同種の成分が配合された医薬品（かぜ薬、鎮咳去痰薬、胃腸薬等）が併用された場合、作用が強すぎたり、副作用が現れやすくなるおそれがある。
問305	2	1　誤：齲蝕を生じた部分における細菌の繁殖を抑えることを目的として用いられるのは、フェノール、木クレオソートなどの殺菌消毒成分である。テーカインは、齲蝕により露出した歯髄を通っている知覚神経の伝達を遮断して痛みを鎮めることを目的として用いられる局所麻酔成分である。 3　誤：冷感刺激を与えて知覚神経を麻痺させることによる鎮痛・鎮痒の効果を期待して配合されていることがあるのは、メントール、カンフルなどの冷感刺激成分である。アミノ安息香酸エチルは、齲蝕により露出した歯髄を通っている知覚神経の伝達を遮断して痛みを鎮めることを目的として用いられる局所麻酔成分である。 4　誤：歯痛薬は、歯の齲蝕による歯痛を応急的に鎮めることを目的とする一般用医薬品であり、歯の齲蝕が修復されることはなく、早めに医療機関（歯科）を受診して治療を受けることが基本となる。
問306	2	b　誤：ジブカイン塩酸塩は、齲蝕により露出した歯髄を通っている知覚神経の伝達を遮断して痛みを鎮めることを目的として用いられる局所麻酔成分である。「歯周組織の炎症を和らげる作用」を持つのは、グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸などの抗炎症成分である。 c　誤：ミルラは、抗菌作用を期待して用いられる。「血行を促進する作用」を持つのは、ビタミンEである。
問307	2	b　誤：カルバゾクロムは止血成分で、炎症を起こした歯周組織からの出血を抑える作用を期待して配合されている場合がある。「炎症を起こした歯周組織の修復を促す作用のほか、歯肉炎に伴う口臭を抑えることを目的として配合されている」のは、銅クロロフィリンナトリウムである。 d　誤：セチルピリジニウム塩化物は殺菌消毒成分で、歯肉溝での細菌の繁殖を抑えることを目的として配合されている場合がある。
問308	3	イ　誤：カミツレは、抗炎症、抗菌などの作用を期待して「外用」の歯槽膿漏薬に用いられる。「内服」が誤り。 ウ　誤：リゾチーム塩酸塩は、歯周組織の炎症を和らげることを目的として内服の歯槽膿漏薬に用いられる。殺菌消毒成分ではない。

番号	解答	解説
問309	1	b　誤：チョウジ油は、殺菌消毒作用のほか、抗炎症作用なども期待して配合されている場合がある。
問310	2	b　誤：イソプロピルメチルフェノールは、殺菌消毒作用を持つ。 c　誤：チモールは、殺菌消毒作用を持つ。
問311	2	c　誤：歯肉溝での細菌の繁殖を抑えることを目的として配合されている場合があるのは、セチルピリジニウム塩化物、クロルヘキシジングルコン酸塩などの殺菌消毒成分である。カルバゾクロムは、炎症を起こした歯周組織からの出血を抑える作用を期待して配合されている場合がある止血成分である。
問312	5	記述は、すべて正しい。
問313	3	3　誤：口内炎用薬は、口腔内に適用されるため、ステロイド性抗炎症成分が配合されている場合には、その含有量によらず長期連用を避ける必要がある。
問314	3	3　誤：シコンは、ムラサキ科のムラサキの根を基原とする生薬で、組織修復促進、抗菌などの作用を期待して用いられる。
問315	2	b　誤：一般用医薬品の副作用として口内炎を生じる場合もある。
問316	1	b　誤：グリチルレチン酸は、口腔粘膜の炎症を和らげることを目的として用いられる抗炎症成分である。「患部の殺菌消毒を目的として配合される」のは、セチルピリジニウム塩化物、クロルヘキシジン塩酸塩などである。
問317	1	1　誤：口腔咽喉薬、含嗽薬などを使用する場合には、十分な間隔を置くべきである。
XII　禁煙補助剤		
問318	5	c　誤：禁煙補助剤は、妊婦又は妊娠していると思われる女性、母乳を与える女性では、摂取されたニコチンにより胎児又は乳児に影響が生じるおそれがあるため、使用を避ける必要がある。
問319	3	a　誤：ニコチンを有効成分とする禁煙補助剤は、ニコチン置換療法に使用されるが、咀嚼剤とパッチ製剤がある。 d　誤：禁煙補助剤は、喫煙を完全に止めたうえ使用することとされており、特に、使用中又は使用直後の喫煙は、血中のニコチン濃度が急激に高まるおそれがあり、避ける必要がある。
問320	4	a　誤：咀嚼剤の禁煙補助剤は、菓子のガムのように噛むと唾液が多く分泌され、ニコチンが唾液とともに飲み込まれてしまい、口腔粘膜からの吸収が十分なされず、また、吐きけや腹痛等の副作用が現れやすくなるため、ゆっくりと断続的に噛むこととされている。
問321	5	a　誤：咀嚼剤は、噛むことにより口腔内でニコチンが放出され、口腔粘膜から吸収されて循環血液中に移行することにより効果を発揮する。
問322	3	a　誤：禁煙補助剤には、1日「1回」皮膚に貼付することによりニコチンが皮膚を透過して血中に移行するパッチ製剤がある。「複数回」が誤り。 c　誤：ニコチンは、アドレナリン作動成分が配合された医薬品との併用により、その作用を「増強」させるおそれがある。「減弱」が誤り。
問323	3	a　誤：咀嚼剤は、口腔内が酸性になるとニコチンの吸収が「低下」するため、コーヒーや炭酸飲料など口腔内を酸性にする食品を摂取した後、しばらくは使用を避けることとされている。「増加」が誤り。 c　誤：咀嚼剤は、菓子のガムのように噛むと唾液が多く分泌され、ニコチンが唾液とともに飲み込まれてしまい、口腔粘膜からの吸収が十分なされず、また、吐きけや腹痛等の副作用が現れやすくなるため、ゆっくりと断続的に噛むこととされている。

番号	解答	解説
問324	4	1　誤：禁煙補助剤の種類には咀嚼剤、パッチ製剤がある。経口液剤、軟膏剤はない。 2　誤：妊婦又は妊娠していると思われる女性、母乳を与える女性では、摂取されたニコチンにより胎児又は乳児に影響が生じるおそれがあるため、使用を避ける必要がある。 3　誤：他のニコチン含有製剤が併用された場合、ニコチンの過剰摂取となるおそれがあるため、避ける必要がある。
問325	1	記述は、すべて正しい。
問326	3	1　誤：口腔内が酸性になるとニコチンの吸収が「低下」するため、コーヒーや炭酸飲料など口腔内を酸性にする食品を摂取後、しばらくは使用を避けることとされている。「増加」が誤り。 2　誤：アドレナリン作動成分が配合された医薬品との併用により、禁煙補助剤の作用が「増強」するおそれがある。「減弱」が誤り。 4　誤：心臓疾患（心筋梗塞、狭心症、不整脈）、脳血管障害（脳梗塞、脳出血時等）、バージャー病（末梢血管障害）、高血圧、甲状腺機能障害、褐色細胞腫、糖尿病（インスリン製剤を使用している人）、咽頭炎、食道炎、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病又は腎臓病の診断を受けた人では、使用している治療薬の効果に影響を生じたり、症状を悪化させる可能性があるため、禁煙補助剤を使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬を調剤した薬剤師に相談するなどの対応が必要である。
問327	1	b　誤：咀嚼剤は、菓子のガムのように噛むと唾液が多く分泌され、ニコチンが唾液とともに飲み込まれてしまい、口腔粘膜からの吸収が十分なされず、また、吐きけや腹痛等の副作用が現れやすくなるため、ゆっくりと断続的に噛むこととされている。
XIII　滋養強壮保健薬		
問328	2	c　誤：ロクジョウが配合された滋養強壮保健薬は、医薬品においてのみ認められている。
問329	5	a　誤：医薬部外品の保健薬の効能・効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質の改善、病中・病後の栄養補給等に限定されている。神経痛、筋肉痛、関節痛、しみ・そばかす等のような特定部位の症状に対する効能・効果については、医薬品においてのみ認められている。 c　誤：ヘスペリジンはビタミン様物質のひとつで、ビタミンCの吸収を助ける等の作用があるとされる。「米油及び米胚芽油から見出された抗酸化作用を示す成分で、ビタミンE等と組み合わせて配合されている」のは、ガンマ-オリザノールである。 d　誤：グルクロノラクトンは、肝臓の働きを助け、肝血流を促進する働きがある。「軟骨組織の主成分で、軟骨成分を形成及び修復する働きがあるとされる」のは、コンドロイチン硫酸である。
問330	1	a　誤：アミノエチルスルホン酸（タウリン）は、筋肉や脳、心臓、目、神経等、体のあらゆる部分に存在し、細胞の機能が正常に働くために重要な物質である。肝臓機能を改善する働きがあるとされ、滋養強壮保健薬等に配合されている場合がある。「生体におけるエネルギーの産生効率を高めるとされ、骨格筋の疲労の原因となる乳酸の分解を促す働きを期待して用いられる」のは、アスパラギン酸ナトリウムである。 d　誤：ヘスペリジンは、ビタミン様物質のひとつで、ビタミンCの吸収を助ける等の作用があるとされ、滋養強壮保健薬のほか、かぜ薬等にも配合されている場合がある。「肝臓の働きを助け、肝血流を促進する働きがあり、全身倦怠感や疲労時の栄養補給を目的として配合されている」のは、グルクロノラクトンである。
問331	3	a　誤：医薬部外品の保健薬の効能・効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質の改善、病中・病後の栄養補給等に限定されている。神経痛、筋肉痛、関節痛、しみ・そばかす等のような特定部位の症状に対する効能・効果については、医薬品においてのみ認められている。 b　誤：ビタミン成分等は、多く摂取したからといって適用となっている症状の改善が早まるものでなく、むしろ脂溶性ビタミンでは、過剰摂取により過剰症を生じるおそれがある。
問332	1	c　誤：一般用医薬品におけるビタミンAの1日分量は「4000国際単位」が上限となっている。「10000国際単位」が誤り。

番号	解答	解説
問333	2	b　誤：ビタミンB2は、脂質の代謝に関与し、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄養素である。「炭水化物からのエネルギー産生に不可欠な栄養素で、神経の正常な働きを維持する作用がある」のは、ビタミンB1である。
問334	3	ア　誤：数種類の生薬をアルコールで抽出した薬用酒は、手術や出産の直後等で出血しやすい人では使用を避ける必要がある。
問335	3	a　誤：ビタミンCは、体内の脂質を酸化から守る作用（抗酸化作用）を示し、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄養素である。「タンパク質の代謝に関与し、皮膚や粘膜の健康維持、神経機能の維持に重要な栄養素」は、ビタミンB6である。 c　誤：ビタミンEは、体内の脂質を酸化から守り、細胞の活動を助ける栄養素であり、血流を改善させる作用もある。「夜間視力を維持したり、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄養素」は、ビタミンAである。
問336	1	a　誤：ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生に不可欠な栄養素で、神経の正常な働きを維持する作用がある。「下垂体や副腎系に作用してホルモン分泌の調節に関与するとされている」のは、ビタミンEである。 d　誤：ビタミンB12は、赤血球の形成を助け、また、神経機能を正常に保つために重要な栄養素である。
問337	1	c　誤：ビタミンB12は、赤血球の形成を助け、また、神経機能を正常に保つために重要な栄養素である。「脂質の代謝に関与し、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄養素」は、ビタミンB2である。 d　誤：ビタミンEは、体内の脂質を酸化から守り、細胞の活動を助ける栄養素であり、血流を改善させる作用もある。「タンパク質の代謝に関与し、神経機能の維持に重要な栄養素」は、ビタミンB6である。
問338	1	（　脂質の代謝　）に関与し、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄養素である。ビタミン B2 主薬製剤は、（　リボフラビン酪酸エステル　）などが主薬として配合された製剤で、口角炎や口内炎の症状の緩和に有効である。ビタミン B2 の摂取により、尿が（　黄　）色になることがある。
問339	1	ビタミンDは、（　腸管　）でのカルシウム吸収及び（　尿細管　）でのカルシウム再吸収を促して、骨の形成を助ける栄養素である。 ビタミンDの過剰症として、高カルシウム血症、（　異常石灰化　）が知られている。
問340	2	妊娠3カ月以内の妊婦等がとくに過剰摂取に留意が必要とされるのは、ビタミンAである。選択肢のうち、ビタミンAは、レチノール酢酸エステルである。
問341	2	b　誤：ビタミンB1は、神経痛、筋肉痛・関節痛（腰痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘、眼精疲労、脚気の症状の緩和、また、肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時におけるビタミンB1の補給に用いられる。 d　誤：ヨクイニンは、イネ科のハトムギの種皮を除いた種子を基原とする生薬で、肌荒れやいぼに用いられる。
問342	4	a　誤：ピリドキサールリン酸エステルは、口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび、肌荒れ、手足のしびれの症状の緩和、また、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時におけるビタミンB6の補給に用いられる。「赤血球の形成を助ける」のは、ビタミンB12である。 c　誤：グルクロノラクトンは、肝臓の働きを助け、肝血流を促進する働きがあり、全身倦怠感や疲労時の栄養補給を目的として配合されている場合がある。「乳酸の分解を促す」のは、アスパラギン酸ナトリウムである。
問343	3	a　誤：システインは、「肝臓」においてアルコールを分解する酵素の働きを助けている。「腎臓」が誤り。
問344	2	イ　誤：アスパラギン酸ナトリウムは、乳酸の分解を促す。 エ　誤：グルクロノラクトンは、肝臓の働きを助け、肝血流を促進する。 イとエの記述が入れ替えられている。

番号	解答	解説
問345	2	a　誤：十全大補湯は、体力虚弱なものの病後･術後の体力低下、疲労倦怠、食欲不振、寝汗、手足の冷え、貧血に適すとされるが、胃腸の弱い人では、胃部不快感の副作用が現れやすい等、不向きとされる。まれに重篤な副作用として、肝機能障害を生じることが知られている。「体力虚弱で元気がなく、胃腸の働きが衰えて、疲れやすいものの虚弱体質、疲労倦怠、病後・術後の衰弱、食欲不振、寝汗、感冒に適すとされ、まれに重篤な副作用として、間質性肺炎、肝機能障害を生じることが知られている」のは、補中益気湯である。 d　誤：グルクロノラクトンは、肝臓の働きを助け、肝血流を促進する働きがあり、全身倦怠感や疲労時の栄養補給を目的として配合されている場合がある。「米油及び米胚芽油から見出された抗酸化作用を示す成分で、ビタミンE等と組み合わせて配合されている場合がある」のは、ガンマ-オリザノールである。
XIV　漢方処方製剤・生薬製剤		
問346	4	4　誤：生薬製剤は、生薬成分を組み合わせて配合された医薬品で、成分・分量から一見、漢方薬的に見えるが、漢方処方製剤のように、使用する人の体質や症状その他の状態に適した配合を選択するという考え方に基づくものでなく、個々の有効成分（生薬成分）の薬理作用を主に考えて、それらが相加的に配合された、西洋医学的な基調の上に立つものである。
問347	3	a　誤：漢方処方製剤は、症状の原因となる体質の改善を主眼としているものが多く、比較的長期間（1ヶ月位）継続して服用されることがあるが、すべてではない。 c　誤：漢方処方製剤の多くは、処方に基づく生薬混合物の浸出液を濃縮して調製された乾燥エキス製剤を散剤等に加工して市販されているが、軟エキス剤、伝統的な煎剤用の刻み生薬の混合物、処方に基づいて調製された丸剤等も存在する。 d　誤：現代中国で利用されている中医学に基づく薬剤は、漢方薬ではなく、中薬と呼ばれ、漢方薬とは明らかに別物である。
問348	5	a　誤：現代中国で利用されている中医学に基づく薬剤は、漢方薬ではなく、中薬と呼ばれ、漢方薬とは明らかに別物である。 b　誤：小柴胡湯とインターフェロン製剤の相互作用のように、医療用医薬品との相互作用も知られている。
問349	5	a　誤：現代中国で利用されている中医学に基づく薬剤は、漢方薬ではなく、中薬と呼ばれ、漢方薬とは明らかに別物である。 b　誤：現代では、漢方処方製剤の多くは、処方に基づく生薬混合物の浸出液を濃縮して調製された乾燥エキス製剤を散剤等に加工して市販されているが、軟エキス剤、伝統的な煎剤用の刻み生薬の混合物、処方に基づいて調製された丸剤等も存在する。 d　誤：患者の「証」に合った漢方処方が選択されれば効果が期待できるが、合わないものが選択された場合には、効果が得られないばかりでなく、副作用を招きやすくなる。
問350	2	イ　誤：現代中国で利用されている中医学に基づく薬剤は、中薬と呼ばれ、漢方薬とは明らかに別物である。 ウ　誤：漢方処方製剤は、患者の証に合った漢方処方が選択されれば効果が期待できるが、合わないものが選択された場合には、効果が得られないばかりでなく、副作用を招きやすくなる。
問351	4	b　誤：患者の「証」に合った漢方処方が選択されても、間質性肺炎や肝機能障害のような重篤な副作用が起きることがある。 c　誤：用法用量において適用年齢の下限が設けられていない場合であっても、生後「3ヶ月」未満の乳児には使用しないこととされている。「6ヶ月」が誤り。

番号	解答	解説
問352	3	c　誤：防風通聖散は、体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、便秘がちなものの高血圧や肥満に伴う動悸・肩こり・のぼせ・むくみ・便秘、蓄膿症、湿疹・皮膚炎、ふきでもの、肥満症に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人、発汗傾向の著しい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。「体力中等度以上で、赤ら顔でときにのぼせがあるもののにきび、顔面・頭部の湿疹・皮膚炎、赤鼻（酒さ）に適すとされるが、胃腸の弱い人では食欲不振、胃部不快感の副作用が現れやすい等、不向きとされる」のは、清上防風湯である。
問353	2	2　誤：防風通聖散は、体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、「便秘がち」なものの高血圧や肥満に伴う動悸・肩こり・のぼせ、肥満症等に適すとされている。「下痢がち」が誤り。
問354	3	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、大柴胡湯である。
問355	2	（　防風通聖散　）は、体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、便秘がちなものの高血圧や肥満に伴う動悸・肩こり・のぼせ・むくみ・便秘、蓄膿症、湿疹・皮膚炎、ふきでもの、肥満症に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人、発汗傾向の著しい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。また、（　小児　）に対する適用はない。構成生薬としてカンゾウ、マオウ、（　ダイオウ　）を含む。
問356	5	a　誤：黄連解毒湯は、体力中等度以上で、のぼせぎみで顔色赤く、いらいらして落ち着かない傾向のあるものの鼻出血、不眠症、神経症、胃炎、二日酔い、血の道症、めまい、動悸、更年期障害、湿疹・皮膚炎、皮膚のかゆみ、口内炎に適すとされる。まれに重篤な副作用として肝機能障害、間質性肺炎、腸間膜静脈硬化症が起こることが知られている。 b　誤：防已黄耆湯は、体力中等度以下で、疲れやすく、汗のかきやすい傾向があるものの肥満に伴う関節痛、むくみ、多汗症、肥満（筋肉にしまりのない、いわゆる水ぶとり）に適すとされる。まれに重篤な副作用として肝機能障害、間質性肺炎、偽アルドステロン症が起こることが知られている。
問357	1	b　誤：生薬成分は、医薬品的な効能効果が標榜又は暗示されていなければ、食品（ハーブ）として流通することが可能なものもある。 c　誤：生薬には、動植物由来の成分以外に、鉱物などがある。
問358	1	b　誤：ボウフウは、セリ科のボウフウの根及び根茎を基原とする生薬で、発汗、解熱、鎮痛、鎮痙等の作用を期待して用いられる。「マメ科のクズの周皮を除いた根を基原とする生薬であり、解熱、鎮痙等の作用を期待して用いられる」のは、カッコンである。 d　誤：サイコは、セリ科のミシマサイコの根を基原とする生薬で、抗炎症、鎮痛等の作用を期待して用いられる。「キンポウゲ科のハナトリカブト又はオクトリカブトの塊根を減毒加工して製したものを基原とする生薬であり、心筋の収縮力を高めて血液循環を改善する作用を持つ」のは、ブシである。
問359	4	a　誤：カッコンは、マメ科のクズの周皮を除いた根を基原とする生薬で、解熱、鎮痙等の作用を期待して用いられる。 b　誤：ブクリョウは、サルノコシカケ科のマツホドの菌核で、通例、外層をほとんど除いたものを基原とする生薬で、利尿、健胃、鎮静等の作用を期待して用いられる。 c　誤：ボウフウは、セリ科のボウフウの根及び根茎を基原とする生薬で、発汗、解熱、鎮痛、鎮痙等の作用を期待して用いられる。「セリ科のミシマサイコの根を基原とする生薬で、抗炎症、鎮痛等の作用を期待して用いられる」のは、サイコである。 aとbの記述が入れ替えられている。

番号	解答	解説
問360	1	b　誤：サイコは、セリ科のミシマサイコの根を基原とする生薬で、抗炎症、鎮痛等の作用を期待して用いられる。「キンポウゲ科のハナトリカブト又はオクトリカブトの塊根を減毒加工して製したものを基原とする生薬で、心筋の収縮力を高めて血液循環を改善する作用を期待して用いられる」のは、ブシである。 c　誤：サイシンは、ウマノスズクサ科のウスバサイシン又はケイリンサイシンの「根及び根茎」を基原とする生薬で、「鎮痛、鎮咳、利尿等」の作用を期待して用いられる。「地上部」「健胃、消化促進」が誤り。なお、サイシンの地上部には腎障害を引き起こすことが知られているアリストロキア酸が含まれているため、注意が必要である。
問361	3	b　誤：ケイガイは、シソ科のケイガイの花穂を基原とする生薬で、発汗、解熱、鎮痛等の作用を有するとされ、鼻閉への効果を期待して用いられる。「モクレン科のタムシバ等の蕾を基原とする生薬で、アレルギー用薬では鎮静、鎮痛の作用を期待して用いられる」のは、シンイである。 c　誤：サンキライは、ユリ科のケナシサルトリイバラの塊茎を基原とする生薬で、尿量増加（利尿）作用を期待して配合されている場合がある。「アケビ科のアケビ又はミツバアケビの蔓性の茎を、通例、横切りしたものを基原とする生薬で、泌尿器用薬では尿量増加（利尿）を期待して用いられる」のは、モクツウである。
問362	3	b　誤：ショウマは、キンポウゲ科のサラシナショウマ、フブキショウマ、コライショウマ又はオオミツバショウマの「根茎」を基原とする生薬で、「発汗、解熱、解毒、消炎」等の作用を期待して用いられる。「果実」「血行促進、強心」が誤り。 c　誤：ボウフウは、セリ科のボウフウの根及び根茎を基原とする生薬で、発汗、解熱、鎮痛、鎮痙等の作用を期待して用いられる。「バラ科のサンザシ又はオオミサンザシの偽果をそのまま、又は縦切若しくは横切したものを基原とする生薬で、健胃、消化促進等の作用を期待して用いられる」のは、サンザシである。
問363	3	記述は、すべて正しい。
問364	3	a　誤：ブシは、キンポウゲ科のハナトリカブト又はオクトリカブトの塊根を減毒加工して製したものを基原とする生薬である。 c　誤：ボウフウは、セリ科のボウフウの根及び根茎を基原とする生薬である。
XV　公衆衛生用薬		
問365	4	4　誤：消毒薬が誤って目に入った場合、顔を横に向けて上から水を流すか、水道水の場合には弱い流れの水で洗うなどにより、流水で十分に（15分間以上）洗眼する。水流が強いと目に障害を起こすことがある。
問366	4	b　誤：次亜塩素酸ナトリウムは、強い「酸化力」により一般細菌類、真菌類、ウイルス全般に対する殺菌消毒作用を示す。「還元力」が誤り。 d　誤：クレゾール石鹸液は、結核菌を含む一般細菌類、真菌類に対して比較的広い殺菌消毒作用を示すが、大部分のウイルスに対する殺菌消毒作用はない。
問367	3	a　誤：手指又は皮膚の殺菌・消毒を目的とする消毒薬のうち、配合成分やその濃度等があらかじめ定められた範囲内である製品については、医薬部外品として流通することが認められている。 c　誤：エタノールのウイルスに対する不活性効果は、イソプロパノールよりも「高い」。「低い」が誤り。
問368	4	b　誤：イソプロパノールは、ウイルスに対する不活性効果がエタノールよりも低い。

番号	解答	解説
問369	3	b　誤：次亜塩素酸ナトリウムは、吐瀉物や血液等が床等にこぼれたときの殺菌消毒にも適しているが、有機物の影響を受けやすいので、殺菌消毒の対象物を洗浄した後に使用した方が効果的である。 c　誤：サラシ粉は、強い「酸化力」により一般細菌類、真菌類、ウイルス全般に対する殺菌消毒作用を示す。「還元力」が誤り。 d　誤：誤って皮膚に付着した場合は、流水をかけながら着衣を取り、石鹸を用いて流水で皮膚を十分に（15分間以上）水洗する。酸やアルカリは早期の十分な水洗がなされることが重要であり、特にアルカリ性の場合には念入りに水洗する。目に入った場合と同様、中和剤は用いない。
問370	4	b　誤：次亜塩素酸ナトリウムは、皮膚刺激性が強いため、通常人体の消毒には用いられない。
問371	4	b　誤：ヨードチンキは、ヨウ素及びヨウ化カリウムをエタノールに溶解させたもので、化膿している部位では、かえって症状を悪化させるおそれがある。 c　誤：消毒用エタノールは、皮膚刺激性が強いため、粘膜（口唇等）や目の周りへの使用は避ける必要がある。
問372	1	1　誤：「酸性の洗剤・洗浄剤と反応して、有毒な塩素ガスが発生するため、混ざらないように注意する」のは、次亜塩素酸ナトリウムやサラシ粉などの塩素系殺菌消毒成分である。
問373	3	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、サラシ粉と次亜塩素酸ナトリウムである。
問374	2	選択肢のうち、専ら器具、設備等の殺菌・消毒に用いられる成分は、次亜塩素酸ナトリウム、トリクロルイソシアヌル酸である。
問375	2	c　誤：アタマジラミの防除には「フェノトリン」が配合されたシャンプーやてんか粉が用いられる。「メトキサジアゾン」が誤り。
問376	2	b　誤：ゴキブリの防除において、燻蒸処理を行う場合、ゴキブリの卵は医薬品の成分が浸透しない殻で覆われているため、殺虫効果を示さない。そのため3週間位後に、もう一度燻蒸処理を行い、孵化した幼虫を駆除する必要がある。 d　誤：殺虫剤使用に当たっては、殺虫作用に対する抵抗性が生じるのを避けるため、同じ殺虫成分を長期間連用せず、いくつかの殺虫成分を順番に使用していくことが望ましい。
問377	1	d　誤：ツツガムシは、ツツガムシ病リケッチアを媒介するダニの一種である。吸血はせず、幼虫期の一時期だけ動物に寄生して皮膚の老廃物などを摂食する。
問378	2	b　誤：ノミによる保健衛生上の害としては、主に吸血されたときの痒みであるが、元来、ペスト等の病原細菌を媒介する衛生害虫である。 d　誤：トコジラミの防除にはハエ、蚊、ゴキブリと同様な殺虫剤が使用されるが、体長が比較的大きい（成虫で約8mm）ので、電気掃除機で隅々まで丁寧に吸引することによる駆除も可能である。
問379	1	b　誤：ピレスロイド系殺虫成分として、ペルメトリン、フェノトリン、フタルスリン等がある。フェンチオンとフェニトロチオンは、有機リン系殺虫成分である。 c　誤：忌避剤は人体に直接使用されるが、蚊、ツツガムシ、トコジラミ（ナンキンムシ）、ノミ等が人体に取り付いて吸血したり、病原細菌等を媒介するのを防止するものであり、虫さされによる痒みや腫れなどの症状を和らげる効果はない。
問380	2	b　誤：ディートを含有する忌避剤（医薬品及び医薬部外品）は、生後6ヶ月未満の乳児への使用を避けることとされている。 d　誤：プロポクスルは、アセチルコリンエステラーゼと「可逆的」に結合して、その働きを阻害し、殺虫作用を示す。「不可逆的」が誤り。

番号	解答	解説
問381	5	a　誤：殺虫剤・忌避剤のうち、人体に対する作用が緩和な製品については医薬部外品として製造販売されているが、原液を用時希釈して用いるもの、長期間にわたって持続的に殺虫成分を放出させる又は一度に大量の殺虫成分を放出させるもの、劇薬に該当するもの等、取扱い上、人体に対する作用が緩和とはいえない製品については医薬品として扱われる。 c　誤：屋内塵性ダニに対して殺虫剤を散布する場合には、湿度がダニの増殖の要因になるため、水で希釈する薬剤の使用は避け、エアゾール、粉剤が用いられることが望ましい。医薬品の散布が困難な場合には、燻蒸処理等が行われる。
問382	5	a　誤：フェノトリンは、殺虫成分で唯一人体に直接適用されるものである（シラミの駆除を目的とする製品の場合）。 b　誤：プロポクスルは、アセチルコリンエステラーゼと「可逆的」に結合することにより殺虫作用を示す。「不可逆的」が誤り。 d　誤：有機塩素系殺虫成分は、我が国ではかつて広く使用され、感染症の撲滅に大きな効果を上げたが、残留性や体内蓄積性の問題から、現在ではオルトジクロロベンゼンがウジ、ボウフラの防除の目的で使用されているのみとなっている。
問383	4	ア　誤：メトプレンは、昆虫成長阻害成分であり、幼虫が十分成長して蛹になるのを抑えているホルモン（幼若ホルモン）に類似した作用を有し、幼虫が蛹になるのを妨げる。「有機塩素系殺虫成分であり、ボウフラの防除の目的で使用される」のは、オルトジクロロベンゼンである。 ウ　誤：ピレスロイド系殺虫成分のうち、「フェノトリン」は唯一人体に直接適用される殺虫成分である。「ペルメトリン」が誤り。 エ　誤：殺虫剤使用に当たっては、殺虫作用に対する抵抗性が生じるのを避けるため、同じ殺虫成分を長期間連用せず、いくつかの殺虫成分を順番に使用していくことが望ましい。
問384	5	a　誤：オルトジクロロベンゼンは、有機塩素系殺虫成分である。オキサジアゾール系殺虫成分は、メトキサジアゾンである。 b　誤：フェノトリンは、ピレスロイド系殺虫成分である。有機リン系殺虫成分は、ジクロルボス、ダイアジノンなどである。
問385	5	b　誤：メトキサジアゾンは、オキサジアゾール系殺虫成分である。 c　誤：オルトジクロロベンゼンは、有機塩素系殺虫成分である。 d　誤：ジクロルボスは、有機リン系殺虫成分である。
問386	1	c　誤：ピレスロイド系殺虫成分である「フェノトリン」は、シラミの駆除を目的とする製品に配合される場合があり、殺虫成分で唯一人体に直接適用されるものである。「フェンチオン」が誤り。 d　誤：有機塩素系殺虫成分は、残留性や体内蓄積性の問題から、現在ではオルトジクロロベンゼンがウジ、ボウフラの防除の目的で使用されているのみとなっている。
問387	2	アセチルコリンエステラーゼと不可逆的に結合するのは有機リン系の殺虫成分である。選択肢のうち、有機リン系の殺虫成分は、フェニトロチオンである。
XVI　一般用検査薬		
問388	1	1　誤：検査に用いる検体は、尿、糞便、鼻汁、唾液、涙液など採取に際して侵襲（採血や穿刺等）のないものであり、自己血糖測定も例外ではない。
問389	4	4　誤：妊娠検査薬は、尿中のヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（hCG）の有無を調べるものであり、その検出反応は、温度の影響を受けることがある。
問390	3	a　誤：検査薬において、検体中に対象物質が存在しているにもかかわらず、検査結果が陰性となった場合を、「擬陰性」という。「擬陽性」が誤り。 d　誤：尿糖検査薬は、尿中の糖の有無を調べるものであり、その結果をもって直ちに疾患の有無や種類を判断することはできない。
問391	5	c　誤：悪性腫瘍、心筋梗塞や遺伝性疾患など重大な疾患の診断に関係するものは一般用検査薬の対象外である。

番号	解答	解説
問392	1	a　誤：尿中のタンパク値に異常を生じる要因のうち、尿路に異常が生じたことによるものとして尿路感染症、尿路結石、膀胱炎等がある。腎炎やネフローゼは、腎臓機能障害によるものである。 c　誤：妊娠検査薬は、その結果をもって直ちに妊娠しているか否かを断定することはできない。 d　誤：一般用検査薬の検体は、尿、糞便、鼻汁、唾液、涙液など採取に際して侵襲（採血や穿刺等）のないものである。一般用検査薬では、血液を検体とすることはできない。
問393	5	d　誤：生体から採取された検体には予期しない妨害物質や化学構造がよく似た物質が混在することがあり、いかなる検査薬においても擬陰性・擬陽性を完全に排除することは困難である。
問394	4	4　誤：一般的な妊娠検査薬は、月経予定日が過ぎて概ね1週目以降の検査が推奨されている。
問395	3	3　誤：尿中hCGの検出反応は、hCGと特異的に反応する抗体や酵素を用いた反応であるため、温度の影響を受けることがある。
問396	5	c　誤：尿糖検査の場合、食後1～2時間等、検査薬の使用方法に従って採尿を行う。尿タンパク検査の場合、原則として早朝尿（起床直後の尿）を検体とし、激しい運動の直後は避ける必要がある。
問397	3	a　誤：通常、尿は弱酸性であるが、食事その他の影響で中性～弱アルカリ性に傾くと、正確な検査結果が得られなくなることがある。 c　誤：尿タンパクの場合、原則として早朝尿（起床直後の尿）を検体とし、激しい運動の直後は避ける必要がある。
問398	3	a　誤：一般的な妊娠検査薬は、月経予定日を過ぎて概ね「1週目」以降に検査することが推奨されている。「4週目」が誤り。 d　誤：尿中hCGの検出反応は、hCGと特異的に反応する抗体や酵素を用いた反応であるため、温度の影響を受けることがある。検査薬が高温になる場所に放置されたり、冷蔵庫内に保管されていたりすると、設計どおりの検出感度を発揮できなくなるおそれがある。
問399	3	b　誤：尿中のヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（hCG）の検出反応は、hCGと特異的に反応する抗体や酵素を用いた反応であるため、温度の影響を受けることがある。
問400	4	a　誤：妊娠検査薬は、尿中のヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（hCG）の有無を調べるものであり、通常、実際に妊娠が成立してから「4週目」前後の尿中のhCG濃度を検出感度としている。「4日目」が誤り。

番号	解答	解説
第４章　薬事関係法規・制度		
Ⅰ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的等		
問1	3	第１条　この法律は、医薬品、医薬部外品、（　化粧品　）、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、（　指定薬物　）の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の（　研究開発　）の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。
問2	5	この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び（　再生医療等製品　）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の（　危害の発生及び拡大の防止　）のために必要な規制を行うとともに、（　指定薬物　）の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び（　再生医療等製品　）の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。
問3	1	この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び（　拡大の防止　）のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の（　促進　）のために必要な措置を講ずることにより、（　保健衛生の向上　）を図ることを目的とする。
問4	4	この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び（　再生医療等製品　）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、（　指定薬物　）の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び（　再生医療等製品　）の（　研究開発　）の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。
問5	4	「この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の（　危害の発生　）及び（　拡大の防止　）のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の（　研究開発の促進　）のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。」ことを定めている。
問6	4	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の（　医薬関係者　）は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの（　適正な使用　）に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者（略）及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの（　適正な使用　）に関する事項に関する（　正確かつ適切　）な情報の提供に努めなければならない。
問7	1	1　誤：この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うことが目的である。
問8	2	b　誤：二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。 c　誤：登録販売者は、登録事項に変更を生じたときは、「30日以内」に、その旨を届けなければならない。「60日以内」が誤り。
問9	3	b　誤：二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。 c　誤：販売従事登録を受けた事項に変更を生じたときは、「30日以内」にその旨を届けなければならない。「10日以内」が誤り。

番号	解答	解説
問10	5	a　誤：登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、「30日以内」に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。「60日以内」が誤り。 d　誤：二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。
問11	2	a　誤：同時に複数の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、いずれかひとつの都道府県知事の登録のみを受けることができる。 b　誤：販売従事登録を受けようとする者は、申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあっては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事）に提出しなければならない。
問12	4	a　誤：販売従事登録を受けようとする者は、医薬品医療機器等法施行規則に定める様式第八十六の二による申請書（以下「申請書」という。）を「医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地」の都道府県知事に提出しなければならない。「申請者の住所地」が誤り。 c　誤：運転免許証の写しは、販売従事登録を受けようとする者が、申請書に添えなければならない書類ではない。 d　誤：販売従事登録を受けようとする者が、申請書に添えなければならない医師の診断書は、精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関するものである。
問13	3	b　誤：住所は登録事項ではなく、変更を届け出る必要はない。変更が生じたときに30日以内に届け出る必要があるのは、本籍地都道府県名、氏名等である。
問14	2	b　誤：住所地は、販売従事登録に必要な登録事項ではない。 販売従事登録に必要な登録事項は、以下の通り。 一　登録番号及び登録年月日 二　本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別 三　登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名 四　前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項 d　誤：登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、「30日以内」に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。「10日以内」が誤り。
問15	2	イ　誤：二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。 エ　誤：住所は登録事項ではなく、変更を届け出る必要はない。変更が生じたときに30日以内に届け出る必要があるのは、本籍地都道府県名、氏名等である。
問16	2	a　誤：「他の都道府県の店舗販売業の店舗に異動するとき」は、都道府県知事が登録販売者の登録を消除しなければならない事項ではない。
II　医薬品の分類・取扱い等		
問17	3	（定義） 第二条　この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。 一　（　日本薬局方　）に収められている物 二　（　人又は動物　）の疾病の（　診断、治療又は予防　）に使用されることが目的とされている物であって、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。） 三　（　人又は動物　）の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

番号	解答	解説
問18	1	c　誤：日本薬局方に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されている、又は一般用医薬品の中に配合されているものも少なくない。 d　誤：人の疾病の治療に使用されることが目的とされているものであっても、衛生用品などの機械器具等は、医薬品に該当しない。
問19	1	a　誤：人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物のうち、機械器具等や医薬部外品及び化粧品は、医薬品に該当しない。 b　誤：日本薬局方に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されている、又は一般用医薬品の中に配合されているものも少なくない。 d　誤：殺虫剤、器具用消毒薬のように、人の身体に直接使用されないものも医薬品に含まれる。
問20	5	a　誤：医薬品には、検査薬や殺虫剤、器具用消毒薬のように、人の身体に直接使用されないものも含まれる。 b　誤：日本薬局方に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されている、又は一般用医薬品の中に配合されているものも少なくない。
問21	2	1　誤：日本薬局方に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されている、又は一般用医薬品の中に配合されているものも少なくない。 3　誤：医薬品医療機器等法第2条第1項において、医薬品とは、人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、機械器具等でないもののうち、医薬部外品及び化粧品以外のものである。 4　誤：動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている医薬品や医療機器なども、医薬品医療機器等法で規制されている。
問22	4	ア　誤：検査薬や殺虫剤、器具用消毒薬のように、人又は動物の身体に直接使用されない医薬品もある。 イ　誤：人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物のうち、機械器具等でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く）が、医薬品に該当する。
問23	5	記述は、すべて正しい。
問24	5	a　誤：日本薬局方とは、医薬品医療機器等法第41条第1項の規定に基づいて、厚生労働大臣が医薬品の性状及び品質の適正を図るため、「薬事・食品衛生審議会」の意見を聴いて定めたものである。「都道府県知事」が誤り。 b　誤：日本薬局方に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されている、又は一般用医薬品の中に配合されているものも少なくない。
問25	3	日本薬局方とは、厚生労働大臣が医薬品の性状及び（　品質　）の適正を図るため、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、保健医療上重要な医薬品について、必要な規格・基準及び（　標準的試験法　）等を定めたものである。厚生労働大臣は、少なくとも（　10　）年ごとに日本薬局方の全面にわたって薬事・食品衛生審議会の検討が行われるように、その改定について薬事・食品衛生審議会に諮問しなければならない。
問26	2	c　誤：タール色素が使用されている医薬品のうち、販売、授与又は販売、授与の目的で製造、輸入、貯蔵若しくは陳列してはならないとされているのは、着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品である。
問27	1	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問28	1	c、d　誤：「依存性・習慣性の高いもの」「タール色素が使用されているもの」は、法第56条又は第57条の規定により、販売、授与、製造等が禁止されているものではない。 法第 56 条又は第 57 条の規定により、販売、授与、製造等が禁止されているものは、以下の通り。 ＜第 56 条＞ （a）日本薬局方に収められている医薬品であって、その性状、品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの （b）法第 14 条、法第 19 条の 2、法第 23 条の 2 の 5 又は法第 23 条の 2 の 17 の承認を受けた医薬品であって、その成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認の内容と異なるもの （c）法第 14 条第 1 項、法第 23 条の 2 の 5 第 1 項又は第 23 条の 2 の 23 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定した医薬品であって、その成分若しくは分量又は性状又は品質若しくは性能がその基準に適合しないもの （d）法第 42 条第 1 項の規定によりその基準が定められた医薬品であって、その基準に適合しないもの （e）その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている医薬品 （f）異物が混入し、又は付着しているもの （g）病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがあるもの （h）着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品 ＜第 57 条＞ （a）医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなっているためにその医薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある物とともに収められていてはならない （b）医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなっているためにその医薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある容器若しくは被包（内包を含む。）に収められていてはならない （c）医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであってはならない
問29	1	a　誤：一般用医薬品及び要指導医薬品における効能効果は、一般の生活者が判断できる症状（例えば、胃痛、胸やけ、むかつき、もたれ等）で示されている。 d　誤：現在のところ、生物由来製品として指定された一般用医薬品又は要指導医薬品はない。
問30	1	2　誤：一般用医薬品の効能効果は、一般の生活者が判断できる症状（例えば、胃痛、胸やけ、むかつき、もたれ等）で示されている。通常、診断疾患名（例えば、胃炎、胃・十二指腸潰瘍等）で示されているのは、医療用医薬品である。 3　誤：要指導医薬品は、定められた期間を経過し、薬事・食品衛生審議会において、一般用医薬品として取り扱うことが適切であると認められたものについては、一般用医薬品に分類される。 4　誤：血液を検体とする検査薬など、検体の採取に身体への直接のリスクを伴うものは、一般用医薬品又は要指導医薬品としては認められていない。
問31	2	b　誤：一部に限られているが、要指導医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものはある。 c　誤：卸売販売業者は、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売又は授与してはならないこととなっている。 d　誤：検査薬において、血液を検体とするものなど検体の採取に身体への直接のリスクを伴うものは、一般用医薬品又は要指導医薬品としては認められていない。
問32	3	イ　誤：医師等の診療によらなければ一般に治癒が期待できない疾患（例えば、がん、心臓病等）に対する効能効果は、一般用医薬品及び要指導医薬品において認められていない。
問33	2	d　誤：一般用医薬品及び要指導医薬品の効能効果は、一般の生活者が判断できる症状（例えば、胃痛、胸やけ、むかつき、もたれ等）で示されている。
問34	2	b　誤：一般用医薬品及び要指導医薬品は、あらかじめ定められた用量に基づき、適正使用することによって効果を期待するものである。 c　誤：要指導医薬品は、販売の際、適正な使用のために「薬剤師」の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なものである。「登録販売者」は、要指導医薬品を販売等することはできない。

番号	解答	解説
問35	5	a　誤：配置販売業では、要指導医薬品を販売することはできない。 c　誤：要指導医薬品は、あらかじめ定められた用量に基づき、適正使用することによって効果を期待するものであり、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものである。「患者の容態に合わせて処方量を決めて交付するもの」は、医療用医薬品である。 d　誤：一部に限られるが、要指導医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものがある。
問36	4	a　誤：要指導医薬品は、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する。 c　誤：要指導医薬品は、あらかじめ定められた用量に基づき、適正使用することによって効果を期待するものである。「医師又は歯科医師が診察をして患者の容態に合わせて処方量を決める」のは、医療用医薬品である。
問37	3	a　誤：要指導医薬品とは、効能及び効果において人体に対する作用が「著しくないもの」であって、適正使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なものである。「著しいもの」が誤り。 c　誤：配置販売業は一般用医薬品（経年変化が起こりにくいことその他の厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。）以外の医薬品の販売は認められていない。
問38	3	a　誤：毒薬については、それを収める直接の容器又は被包に、「黒地に白枠、白字」をもって、当該医薬品の品名及び毒の文字が記載されていなければならない。「白地に黒枠、黒字」が誤り。 b　誤：劇薬を貯蔵、陳列する場所に、かぎを施さなければならないという規定はない。なお、毒薬を貯蔵、陳列する場所については、かぎを施さなければならない。
問39	2	b　誤：一般用医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものはない。要指導医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものはあるが、一部に限られている。 d　誤：毒薬又は劇薬を、「14歳未満」の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付することは禁止されている。「18歳未満」が誤り。
問40	1	a　誤：劇薬を、一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該医薬品を譲り受ける者から、品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業が記入され、署名又は記名押印された文書の交付を受けなければならないとされている。誓約書を提出させる必要はない。 b　誤：毒薬とは、医薬品医療機器等法第44条第1項の規定に基づき、毒性が強いものとして厚生労働大臣が「薬事・食品衛生審議会」の意見を聴いて指定する医薬品をいう。「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」が誤り。 c　誤：毒薬又は劇薬を、「14歳未満」の者に交付することは禁止されている。「14歳以下」が誤り。
問41	4	a　誤：毒薬については、その直接の容器等に、黒地に白枠、白字をもって医薬品の品名及び毒の文字が記載されていなければならず、劇薬については、その直接の容器等に、「白地に赤枠、赤字」をもって医薬品の品名及び劇の文字が記載されていなければならない。「赤地に白枠、白字」が誤り。 b　誤：毒薬又は劇薬を取り扱う医薬品の販売業者は、それらを他の物と区別して貯蔵、陳列したうえで、特に「毒薬」を貯蔵、陳列する場所については、かぎを施さなければならない。劇薬を貯蔵、陳列する場所に、かぎを施さなければならないという規定はない。
問42	4	a　誤：毒薬又は劇薬を「14歳未満」の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付することは禁止されている。「18歳未満」が誤り。 c　誤：劇薬の直接の容器又は直接の被包には、「白地に赤枠、赤字」をもって、当該医薬品の品名及び劇の文字が記載されていなければならない。「赤地に白枠、白字」が誤り。

番号	解答	解説
問43	1	2　誤：毒薬は、それを収める直接の容器又は被包に、「黒地に白枠、白字」をもって、当該医薬品の品名及び毒の文字が記載されていなければならない。「白地に赤枠、赤字」をもって記載しなければならないのは、劇薬である。 3　誤：毒薬を「14歳未満」の者に交付してはならない。「18歳未満」が誤り。 4　誤：毒薬を他の者に販売又は譲渡しない旨の誓約書を提出させなければならないという規定はない。毒薬を一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該毒薬を譲り受ける者から、品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業が記入され、署名又は記名押印された文書の交付を受けなければならない。 5　誤：劇薬を貯蔵、陳列する場合には、他の物と区別して貯蔵、陳列しなければならないが、かぎを施さなければならないという規定はない。なお、毒薬を貯蔵、陳列する場所については、かぎを施さなければならない。
問44	3	b　誤：毒薬又は劇薬を、「14歳未満」の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付することは禁止されている。「18歳未満」が誤り。 c　誤：劇薬の直接の容器又は直接の被包には、「白地に赤枠、赤字」をもって、当該医薬品の品名及び劇の文字が記載されていなければならない。「赤地に白枠、白字」が誤り。 d　誤：劇薬を一般の生活者に対して販売する際に譲受人から交付を受ける文書には、当該譲受人から、品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業が記入され、署名又は記名押印された文書の交付を受けなければならない。
問45	3	a　誤：劇薬を貯蔵、陳列する場所に、かぎを施さなければならないという規定はない。なお、毒薬を貯蔵、陳列する場所については、かぎを施さなければならない。 d　誤：毒薬又は劇薬を、「14歳未満」の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付することは禁止されている。「18歳未満」が誤り。
問46	4	4　誤：劇薬については、直接の容器又は被包に「白地に赤枠、赤字」をもって、当該医薬品の品名及び劇の文字が記載されていなければならない。「赤地に白枠、白字」が誤り。
問47	5	5　誤：「譲渡人の氏名」は、毒薬又は劇薬を販売又は譲渡する際に、当該医薬品を譲り受ける者から交付を受ける文書に記載されていなければならないものではない。 なお、毒薬又は劇薬を、一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該医薬品を譲り受ける者から、品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業が記入され、署名又は記名押印された文書の交付を受けなければならない。
問48	1	c　誤：化粧品及び医療機器も、生物由来製品の指定の対象となる。
問49	1	a　誤：生物由来製品は、人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造（小分けを含む。）をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が「薬事・食品衛生審議会」の意見を聴いて指定するものと定義されている。「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」が誤り。
問50	5	医薬品医療機器等法第 2 条第 10 項において、「人その他の生物（（　植物　）を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造をされる医薬品、医薬部外品、（　化粧品又は医療機器　）のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。」と定義されている。 また、現在の科学的知見において、（　感染症　）の発生リスクの蓋然性が極めて低いものについては、指定の対象とならない。
問51	5	d　誤：生物由来製品は、法第2条第10項において「人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造（小分けを含む。）をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの」と定義されている。

番号	解答	解説
問52	1	d　誤：第三類医薬品に分類されている医薬品について、日常生活に支障を来す程度の副作用を生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、第一類医薬品又は第二類医薬品に分類が変更されることもある。
問53	5	c　誤：一般用医薬品は、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の3つに区分される。薬局製造販売医薬品は、一般用医薬品ではない。
問54	4	記述は、すべて正しい。
問55	4	b　誤：第二類医薬品は、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第一類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するものをいう。「日常生活に支障を来す程度ではないが、副作用等により身体の変調・不調が起こるおそれのある」ものは、第三類医薬品である。 d　誤：第一類医薬品は、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するものをいう。
問56	1	c　誤：第三類医薬品は、保健衛生上のリスクが比較的低い一般用医薬品であり、日常生活に支障を来す程度ではないが、副作用等により身体の変調・不調が起こるおそれがある。 d　誤：第二類医薬品は、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある、保健衛生上のリスクが比較的高い一般用医薬品である。
問57	1	c　誤：第三類医薬品は、第一類医薬品及び第二類医薬品以外の、保健衛生上のリスクが比較的低い一般用医薬品で、日常生活に支障を来す程度ではないが、副作用等により身体の変調・不調が起こるおそれはある。 d　誤：第三類医薬品に分類されている医薬品について、日常生活に支障を来す程度の副作用を生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、第一類医薬品又は第二類医薬品に分類が変更されることもある。
問58	3	b　誤：海外で製造されたかどうかにかかわらず、医薬品の法定表示事項は、邦文でされていなければならないとされている。
問59	1	1　誤：製造業者の氏名又は名称及び住所は、法の規定に基づく法定表示ではない。 法第 50 条の規定に基づく＜法定表示事項＞は、以下の通り。このほか、法第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 51 条に基づく法定表示事項がある。 （a）製造販売業者等の氏名又は名称及び住所 （b）名称（日局に収載されている医薬品では日局において定められた名称、また、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称） （c）製造番号又は製造記号 （d）重量、容量又は個数等の内容量 （e）日局に収載されている医薬品については「日本薬局方」の文字等 （f）要指導医薬品である旨を示す識別表示 （g）一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示 （h）日局に収載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量 （i）誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（殺虫剤等）における「注意－人体に使用しないこと」の文字 （j）適切な保存条件の下で 3 年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限 （k）配置販売品目以外の一般用医薬品にあっては、「店舗専用」の文字 （l）指定第二類医薬品にあっては、枠の中に「2」の数字

番号	解答	解説
問60	1	b、d　誤：「配置販売品目にあっては、『配置専用』の文字」「製造業者の氏名又は名称及び住所」は、法第50条に基づき、医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項ではない。 法第 50 条の規定に基づく＜法定表示事項＞は、以下の通り。 （a）製造販売業者等の氏名又は名称及び住所 （b）名称（日局に収載されている医薬品では日局において定められた名称、また、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称） （c）製造番号又は製造記号 （d）重量、容量又は個数等の内容量 （e）日局に収載されている医薬品については「日本薬局方」の文字等 （f）要指導医薬品である旨を示す識別表示 （g）一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示 （h）日局に収載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量 （i）誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（殺虫剤等）における「注意－人体に使用しないこと」の文字 （j）適切な保存条件の下で 3 年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限 （k）配置販売品目以外の一般用医薬品にあっては、「店舗専用」の文字 （l）指定第二類医薬品にあっては、枠の中に「2」の数字
問61	2	2　誤：「製造年月日」は、法第50条の規定に基づき、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項ではない。 法第 50 条の規定に基づく＜法定表示事項＞は、以下の通り。 （a）製造販売業者等の氏名又は名称及び住所 （b）名称（日局に収載されている医薬品では日局において定められた名称、また、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称） （c）製造番号又は製造記号 （d）重量、容量又は個数等の内容量 （e）日局に収載されている医薬品については「日本薬局方」の文字等 （f）要指導医薬品である旨を示す識別表示 （g）一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示 （h）日局に収載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量 （i）誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（殺虫剤等）における「注意－人体に使用しないこと」の文字 （j）適切な保存条件の下で 3 年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限 （k）配置販売品目以外の一般用医薬品にあっては、「店舗専用」の文字 （l）指定第二類医薬品にあっては、枠の中に「2」の数字

番号	解答	解説
問62	4	a、c　誤：「製造方法」「指定第二類医薬品にあっては、枠の中に『指定』の文字」は、直接の容器又は被包に記載しなければならない事項ではない。 直接の容器又は被包に記載しなければならない＜法定表示事項＞は、以下の通り。 （a）製造販売業者等の氏名又は名称及び住所 （b）名称（日局に収載されている医薬品では日局において定められた名称、また、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称） （c）製造番号又は製造記号 （d）重量、容量又は個数等の内容量 （e）日局に収載されている医薬品については「日本薬局方」の文字等 （f）要指導医薬品である旨を示す識別表示 （g）一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示 （h）日局に収載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量 （i）誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（殺虫剤等）における「注意－人体に使用しないこと」の文字 （j）適切な保存条件の下で3年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限 （k）配置販売品目以外の一般用医薬品にあっては、「店舗専用」の文字 （l）指定第二類医薬品にあっては、枠の中に「2」の数字
問63	2	b、d　誤：「製造業者の氏名又は名称及び住所」、「配置販売品目にあっては『配置専用』の文字」は、一般用医薬品及び要指導医薬品の法定表示事項ではない。 ＜法定表示事項＞は、以下の通り。 （a）製造販売業者等の氏名又は名称及び住所 （b）名称（日局に収載されている医薬品では日局において定められた名称、また、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称） （c）製造番号又は製造記号 （d）重量、容量又は個数等の内容量 （e）日局に収載されている医薬品については「日本薬局方」の文字等 （f）要指導医薬品である旨を示す識別表示 （g）一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示 （h）日局に収載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量 （i）誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（殺虫剤等）における「注意－人体に使用しないこと」の文字 （j）適切な保存条件の下で3年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限 （k）配置販売品目以外の一般用医薬品にあっては、「店舗専用」の文字 （l）指定第二類医薬品にあっては、枠の中に「2」の数字
問64	4	4　誤：表示の不適切な医薬品を販売した場合の罰則規定は、薬局及び医薬品の販売業においても適用されるものである。
問65	3	a　誤：医薬部外品の販売等については、医薬品のような販売業の許可は必要なく、一般小売店において販売等することができる。 d　誤：化粧品としての使用目的を有する医薬部外品として、薬用化粧品類、薬用石けん、薬用歯みがき類等がある。
問66	4	b　誤：医薬部外品とは、吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止等の目的のために使用される物であって、機械器具等でないものをいう。 c　誤：医薬部外品で、衛生害虫類（ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物）の防除を目的とするものは、直接の容器又は被包に「防除用医薬部外品」の表示が必要である。「指定医薬部外品」が誤り。

番号	解答	解説
問67	2	a　誤：吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止のために使用される物（機械器具等でないもの）は、医薬部外品に該当する。 c　誤：医薬部外品を製造販売する場合は、「厚生労働大臣」が基準を定めて指定するものを除き、品目ごとに承認を得る必要がある。「都道府県知事」が誤り。 d　誤：医薬部外品の直接の容器又は直接の被包には、医薬部外品の文字の表示その他定められた事項の表示が義務付けられている。
問68	2	b　誤：機械器具等は、医薬部外品に該当しない。 d　誤：ねずみ、はえ、蚊その他これらに類する生物の防除のため使用される製品については、直接の容器又は被包に「防除用医薬部外品」と表示しなければならない。「指定医薬部外品」が誤り。
問69	4	b　誤：医薬部外品は、その効能効果があらかじめ定められた範囲内であって、成分や用法等に照らして人体に対する作用が緩和であることを要件として、医薬品的な効能効果を表示・標榜することが認められている。 c　誤：発毛促進は、医薬部外品の効能効果であるため、化粧品の効能効果として表示することはできない。
問70	3	b　誤：医薬部外品は、その効能効果があらかじめ定められた範囲内であって、成分や用法等に照らして人体に対する作用が緩和であることを要件として、医薬品的な効能効果を表示・標榜することが認められている。 c　誤：医薬部外品及び化粧品の販売には、医薬品のような販売業の許可は必要なく、一般小売店において販売することができる。
問71	4	4　誤：医薬部外品や化粧品の販売には、届出や医薬品のような販売業の許可は必要なく、一般小売店において販売等することができる。
問72	3	a　誤：防除用医薬部外品については、直接の容器又は直接の被包に「防除用医薬部外品」と表示しなければならない。「指定医薬部外品」が誤り。 b　誤：医薬部外品を製造販売する場合には、製造販売業の許可が必要であり、厚生労働大臣が基準を定めて指定するものを除き、品目ごとに承認を得る必要がある。 d　誤：化粧品は、医薬品的な効能効果を表示・標榜することは一切認められていない。
問73	1	1　誤：人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とするものは化粧品に含まれない。
問74	1	a　誤：化粧品を販売する場合には、医薬品のような販売業の許可は必要なく、一般小売店において販売することができる。 b　誤：「手足のかさつき・あれの緩和」は、医薬部外品の効能効果である。
問75	4	ア　誤：化粧品とは、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」をいう。人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とするものは化粧品に含まれない。 ウ　誤：化粧品を製造販売する場合には、製造販売業の許可を受けた者が、あらかじめ品目ごとの届出を行う必要がある。承認を得る必要があるのは、厚生労働大臣が指定する成分を含有する化粧品の場合である。
問76	4	4　誤：「新陳代謝を盛んにする」は、化粧品の効能効果の範囲に該当しない。
問77	2	d　誤：パンフレット等の広告宣伝物等に医薬品的な効能効果が標榜又は暗示されている場合は、医薬品とみなされる。
問78	1	b　誤：栄養成分の機能表示に関しては、消費者庁長官の許可は要さない。

番号	解答	解説
問79	3	a　誤：特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品を総称して保健機能食品という。特別用途食品は該当しない。 c　誤：特定保健用食品は、健康増進法の規定に基づく許可又は承認を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品である。届出ではなく、許可又は承認を受ける必要がある。
問80	5	a　誤：食品とは、医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のすべての飲食物をいう。 d　誤：機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。
問81	2	a　誤：栄養補助食品、サプリメント、ダイエット食品等のいわゆる健康食品とよばれるものは、法令で定義されたものではなく、消費者庁の許可等のマークは付されていない。 c　誤：機能性表示食品は、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。
問82	2	a　誤：機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。 d　誤：特定保健用食品、「栄養機能食品」、機能性表示食品を総称して保健機能食品といい、食生活を通じた健康の保持増進を目的として摂取される食品である。「特別用途食品」が誤り。
問83	1	総称して保健機能食品と呼ばれる食品の組合せは、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品である。
問84	4	b　誤：機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。
問85	1	記述は、すべて正しい。
問86	2	選択肢のうち、記述にあてはまるのはビタミンAである。
問87	3	「いわゆる健康食品」は、特別用途食品ではない。 健康食品とよばれるものは、法令で定義されたものではなく、一般に用いられているものである。法や食品衛生法等における取扱いは、保健機能食品以外の一般食品と変わるところはない。
Ⅲ　医薬品の販売業の許可		
問88	2	1　誤：医薬品の販売業の許可は、店舗販売業の許可、配置販売業の許可又は卸売販売業の許可の3種類に分けられており、このうち、一般の生活者に対して医薬品を販売等することができるのは、店舗販売業及び配置販売業の許可を受けた者だけである。 3　誤：登録販売者でも、店舗管理者となることができる。第一類医薬品を販売する店舗販売業の店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として3年以上業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者にすることができる。 4　誤：第一類医薬品については、薬剤師に販売又は授与させなければならない。
問89	3	c　誤：店舗販売業の許可、配置販売業の許可又は卸売販売業の許可は、いずれも6年ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
問90	3	b　誤：薬局の開設及び医薬品の販売業の許可は、「6年」ごとに、その更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失う。「5年」が誤り。

番号	解答	解説
問91	1	b　誤：医薬品販売業のうち、一般の生活者に対して医薬品を販売することができるのは、店舗販売業及び「配置販売業」の許可を受けた者だけである。「卸売販売業」が誤り。 c　誤：薬局における医薬品の販売行為は、薬局の業務に付随して行われる行為であるので、医薬品の販売業の許可は必要としない。 d　誤：医薬品をあらかじめ小分けし、販売する行為は、無許可製造、無許可製造販売に該当するため、認められない。
問92	5	a　誤：薬局において分割販売する場合には、法第50条の規定に基づく容器等への記載事項、法第52条の規定に基づく添付文書等への記載事項について、分割販売する薬局開設者又は医薬品の販売業者の責任において、それぞれ表示又は記載されなければならず、省略することはできない。 b　誤：薬局において分割販売する場合、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載しなければならない。 d　誤：卸売販売業においては、分割販売が認められている。なお、医薬品の販売業で分割販売が認められていないのは、配置販売業のみである。
問93	5	記述は、すべて正しい。
問94	5	a　誤：薬局開設者が薬剤師でなければならないという規定はない。 b　誤：薬局では、医薬品の調剤と併せて、店舗により医薬品の販売を行うことが認められている。別途、医薬品販売業の許可は必要ない。 c　誤：調剤を実施する薬局は、医療法において医療提供施設としても位置づけられている。 d　誤：学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は、薬剤師不在時間として認められない。
問95	4	b　誤：薬局に勤務する登録販売者であっても、要指導医薬品の販売等において、購入者等への情報提供や相談対応を行うことはできない。
問96	2	a　誤：薬局は、「その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）」の許可を受けなければ開設してはならない。「厚生労働大臣」が誤り。 c　誤：薬局の開設の許可を受けていなくても、病院又は診療所の調剤所であれば、薬局の名称を付すことができる。
問97	2	b　誤：薬剤師不在時間内は、登録販売者がいても調剤室を閉鎖しなければならない。
問98	4	a、b　誤：薬剤師不在時間は、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められない。 c　誤：薬剤師不在時間内は、調剤室を閉鎖しなければならない。なお、薬剤師不在時間内であっても、登録販売者は第二類医薬品又は第三類医薬品を販売できる。
問99	4	a　誤：薬剤師不在時間とは、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間のことであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は、薬剤師不在時間として認められない。 d　誤：薬剤師不在時間内は、薬剤師不在時間に係る掲示事項を当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示しなければならない。
問100	2	b　誤：調剤に応じることができない旨を掲示していても、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は、薬剤師不在時間として認められない。
問101	1	c　誤：配置販売業では、医薬品を開封して分割販売することは禁止されている。 d　誤：卸売販売業は、医薬品を薬局や他の医薬品の販売業、製薬企業又は医療機関等に対して販売等する業態であり、業として一般の生活者に対して直接医薬品の販売等を行うことは認められていない。
問102	3	3　誤：薬局であっても、医薬品をあらかじめ小分けし、販売する行為は、無許可製造、無許可製造販売に該当するため、認められない。

番号	解答	解説
問103	4	a　誤：要指導医薬品及び第一類医薬品については、薬剤師に販売又は授与させなければならない。 b　誤：第三類医薬品を、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しなければならないという規定はない。「情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しなければならない」のは、指定第二類医薬品である。
問104	2	b　誤：店舗販売業は、薬局と異なり、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできない。 c　誤：第一類医薬品を販売する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売等する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売等する店舗販売業等において登録販売者として3年以上業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者にすることができる。必ず薬剤師でなければならないというわけではない。
問105	1	b　誤：店舗販売業の店舗では、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできない。
問106	5	a　誤：要指導医薬品を販売する店舗の管理者は、薬剤師でなければならない。ただし、経過措置として、平成29年6月12日から当分の間は、要指導医薬品を販売等する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売等する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間と要指導医薬品を販売等する店舗の管理者であった期間の合計が3年以上の者を店舗管理者とすることができる。この場合には、店舗管理者を補佐する薬剤師を置かなければならない。 c　誤：店舗管理者が薬剤師であっても、登録販売者に要指導医薬品及び第一類医薬品を販売させることはできない。 d　誤：店舗販売業では、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできない。
問107	5	a　誤：医薬品をあらかじめ小分けし、販売する行為は、無許可製造、無許可製造販売に該当するため、認められない。 d　誤：店舗販売業では、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできない。
問108	3	c　誤：店舗販売業では、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできない。
問109	4	c　誤：店舗販売業では、店舗管理者が薬剤師であっても、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品の販売は認められていない（法第27条）。
問110	4	a、b　誤：第一類医薬品、要指導医薬品は、店舗管理者が薬剤師であっても、登録販売者に販売させることはできない。登録販売者に販売させることができるのは、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品である。
問111	5	ア　誤：登録販売者として勤務するためには、登録販売者試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。 イ　誤：登録販売者が店舗管理者になるためには、（1）一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間、（2）登録販売者として業務に従事した期間が、通算して2年あることが必要である。連続した2年である必要はない。 ウ　誤：第二類医薬品又は第三類医薬品のみを販売する店舗販売業の店舗管理者には、登録販売者のほか、薬剤師もなることができる。
問112	4	a　誤：配置販売業の許可は、一般用医薬品を、配置により販売又は授与する業務について、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与えることとされている。 c　誤：薬局開設者又は店舗販売業者が、配置による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、配置販売業の許可を受ける必要がある。
問113	2	1　誤：配置販売業者が、店舗による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、薬局の開設又は店舗販売業の許可を受ける必要がある。 3　誤：区域管理者が薬剤師であっても、薬剤師が配置販売に従事していない場合には、第一類医薬品の販売等を行うことができない。 4　誤：薬局開設者又は店舗販売業者が、配置による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、配置販売業の許可を受ける必要がある。

番号	解答	解説
問114	5	a　誤：薬局開設者又は店舗販売業者が、配置による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、配置販売業の許可を受ける必要がある。
問115	4	a　誤：第一類医薬品の配置販売については、区域管理者が薬剤師であっても、薬剤師により配置販売させなければならず、登録販売者が配置販売することはできない。 c　誤：配置販売業では、医薬品を開封して分割販売することは禁止されている。
問116	1	c　誤：配置販売業は、購入者の居宅に医薬品をあらかじめ預けておき、購入者がこれを使用した後でなければ代金請求権を生じない（「先用後利」という）といった販売形態である。 d　誤：区域管理者が薬剤師であっても、薬剤師が配置販売に従事していない場合には、第一類医薬品の販売及びその際の情報提供を行うことができない。
問117	4	a　誤：配置販売業の許可は、一般用医薬品を、配置により販売又は授与する業務について、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与える。 c　誤：薬局開設者又は店舗販売業者が、配置による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、配置販売業の許可を受ける必要がある。
問118	4	4　誤：配置販売業では、要指導医薬品を配置販売することはできない。
問119	2	b、d　誤：「配置販売する医薬品名」「配置販売に従事する時間」は、配置販売業者又はその配置員が、医薬品の配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に、あらかじめ届け出なければならない事項ではない。あらかじめ届け出なければならない事項は、配置販売業者の氏名及び住所、配置販売に従事する者の氏名及び住所並びに区域及びその期間である。
問120	2	b、d　誤：「販売した医薬品の使用の期限」「購入者の氏名」は、薬局開設者が第一類医薬品を一般の生活者に販売したときに、書面に記載し、保存しなければならない事項ではない。 薬局開設者が第一類医薬品を販売したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、2年間保存しなければならないこととされている。 （a）品名 （b）数量 （c）販売した日時 （d）販売した薬剤師の氏名、情報提供を行った薬剤師の氏名 （e）医薬品の購入者等が情報提供の内容を理解したことの確認の結果
問121	1	a　誤：要指導医薬品を購入した者から相談があった場合には、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する「薬剤師」に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないとされている。登録販売者が要指導医薬品の情報提供や薬学的知見に基づく指導を行うことはできない。 b　誤：第一類医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明がない場合は、薬剤師が、当該第一類医薬品が適正に使用されると認められると判断しても、情報提供を行わずに販売することはできない。
問122	2	b　誤：分割販売される第一類医薬品の記載事項には、分割販売を行う薬局開設者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地も含まれている。
問123	5	a　誤：店舗販売業者が第一類医薬品を販売又は授与する場合には、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、書面を用いて、必要な情報を提供させなければならない。登録販売者に第一類医薬品の情報を提供させることはできない。 c　誤：要指導医薬品を販売又は授与する場合に購入者等へ伝えなければならないのは、要指導医薬品を販売又は授与した薬剤師の氏名、当該店舗の名称及び当該店舗の電話番号その他連絡先である。薬剤師の住所を伝える必要はない。

番号	解答	解説
問124	2	a　誤：配置販売業者が第一類医薬品を配置する場合、医薬品の配置販売に従事する「薬剤師」に、書面を用いて必要な情報を提供させなければならない。登録販売者に、第一類医薬品の情報を提供させることはできない。 b　誤：店舗販売業者は、第三類医薬品を販売する場合には、薬剤師又は登録販売者に、必要な情報提供をさせることが望ましいが、「提供させなければならない」という規定はない。 c　誤：店舗販売業者は、その店舗において第二類医薬品を購入した者から相談があった場合には、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を「提供させなければならない」。リスク区分にかかわらず、購入者側から相談があった場合の応答は義務である。
問125	2	a　誤：指定第二類医薬品を販売又は授与する場合に、書面を用いて、必要な情報を提供させなければならないという規定はない。書面を用いて必要な情報を提供させなければならないのは、要指導医薬品と第一類医薬品である。 d　誤：店舗販売業者は、第一類医薬品を販売する場合には、情報の提供を行った「薬剤師」の氏名を購入者に対して伝えさせなければならない。「登録販売者」が誤り。
問126	2	1　誤：店舗販売業者は、要指導医薬品を購入しようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者であることを薬剤師に確認させなければならない。 3　誤：薬局開設者は、第一類医薬品を販売した際には、「当該第一類医薬品を販売した薬剤師」の氏名を、当該第一類医薬品を購入した者に伝えなければならない。「薬局開設者」が誤り。 4　誤：第一類医薬品の販売時には、薬剤師による情報提供について、情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び更なる質問の有無について確認させなければならない。
問127	2	1　誤：配置販売業者が第一類医薬品を配置する場合は、医薬品の配置販売に従事する薬剤師に、書面を用いて必要な情報を提供させなければならない。登録販売者は、第一類医薬品を配置販売することはできない。 3　誤：店舗販売業者は、第三類医薬品を販売又は授与する場合には、薬剤師又は登録販売者に、必要な情報提供をさせることが望ましいとされている。「させなければならない」という義務ではなく努力義務である。 4　誤：店舗販売業者は、その店舗において第二類医薬品を購入した者から相談があった場合には、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させなければならないとされている。努力義務ではなく義務である。
問128	1	c　誤：一般用医薬品の情報提供は、リスク区分にかかわらず、情報提供を行う場所（配置販売の場合は医薬品を配置する場所）で行うこととされている。 d　誤：購入者側から相談があった場合の応答は、義務である。
問129	1	c　誤：第二類医薬品又は第三類医薬品については、販売した日時を書面に記載し、保存するよう努めなければならないとされている。「保存しなければならない」という義務ではない。 d　誤：リスク区分にかかわらず、店舗販売業者は、医薬品を販売し、授与したときは、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、保存するよう努めなければならないとされている。「保存しなければならない」という義務ではない。
問130	4	4　誤：指定第二類医薬品は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に規定する「情報提供を行うための設備」から7メートル以内の範囲に陳列しなければならない。「出入口」が誤り。
問131	1	c　誤：第一類医薬品は、第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備、かぎをかけた陳列設備、第一類医薬品を購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備のいずれかに陳列しなければならないとされている。「『情報提供を行うための設備』から7メートル以内の範囲」に陳列しなければならないのは、指定第二類医薬品である。
問132	4	b　誤：要指導医薬品を陳列する場合は、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備、鍵をかけた陳列設備、購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備のいずれかに陳列することとされている。必ずしも鍵をかけた陳列設備でなくてもよい。 c　誤：要指導医薬品及び一般用医薬品を陳列する場合には、これらを混在しないように陳列しなければならない。

番号	解答	解説
問133	2	b　誤：要指導医薬品を陳列するときは、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備、かぎをかけた陳列設備、購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備のいずれかに陳列することとされている。必ずしもかぎをかけた陳列設備でなくてよい。 c　誤：第一類医薬品を陳列するときは、第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備、かぎをかけた陳列設備、購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備のいずれかに陳列することとされている。
問134	4	a　誤：薬効分類にかかわらず、要指導医薬品と一般用医薬品は、混在しないように陳列しなければならない。 b　正：指定第二類医薬品は、構造設備規則に規定する情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しなければならないが、かぎをかけた陳列設備に陳列する場合や指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートルの範囲に、医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置が取られている場合を「除く」とされている。つまり、かぎをかけた陳列設備であれば、情報提供を行うための設備から7メートル以上離れていても陳列することができる。
問135	2	c　誤：第一類医薬品を陳列する場合は、第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備、鍵をかけた陳列設備、購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備のいずれかに陳列することとされている。必ずしも鍵をかけた陳列設備でなくてもよい。
問136	3	ア　誤：要指導医薬品及び一般用医薬品を陳列する場合には、これらを区別して陳列しなければならない。 ウ　誤：指定第二類医薬品は、かぎをかけた陳列設備に陳列する場合や、陳列設備から「1.2メートル」の範囲に医薬品の購入者等が進入することができないような必要な措置がとられている場合を除き、情報提供を行うための設備から「7メートル」以内の範囲に陳列しなければならない。「1.2メートル」と「7メートル」が入れ替えられている。
問137	5	b　誤：薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者の氏名を掲示しなければならないが、勤務年数を掲示しなければならないという決まりはない。 薬局又は店舗の見やすい位置に掲示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の陳列に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項

番号	解答	解説
問138	2	b、d　誤：「複数の店舗について店舗販売業の許可を受けている場合、許可を受けている全ての店舗の名称及び所在地」「管理者の住所」は、店舗販売業者が、店舗の見やすい位置に掲示板で必ず掲示しなければならない事項ではない。 薬局又は店舗の見やすい位置に掲示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の陳列に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項

番号	解答	解説
問139	1	c、d　誤：「勤務する者の薬剤師免許番号又は販売従事登録番号」「複数の店舗について、店舗販売業の許可を受けている場合、許可を受けているすべての店舗の名称及び所在地」は、店舗販売業者が、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならない事項ではない。 薬局又は店舗の見やすい位置に掲示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の陳列に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項

番号	解答	解説
問140	5	a、d　誤：「販売を行う一般用医薬品の使用期限」「店舗の管理者の氏名及び住所」は、店舗販売業者が、当該店舗の見やすい位置に掲示板で必ず掲示しなければならない事項ではない。 薬局又は店舗の見やすい位置に掲示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の陳列に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項

番号	解答	解説
問141	2	b、d　誤：「店舗で取り扱う要指導医薬品の品名」「医薬部外品の陳列に関する解説」は、店舗販売業者が当該店舗の見やすい位置に掲示板で必ず掲示しなければならない事項ではない。 薬局又は店舗の見やすい位置に掲示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の陳列に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項

番号	解答	解説
問142	3	3　誤：「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度に関する解説」は、リスク区分に応じた情報提供又は相談対応の実効性を高めるため、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならないものではない。 薬局又は店舗の見やすい位置に掲示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の陳列に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項
問143	5	a　誤：薬局における特定販売とは、その薬局におけるその薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売又は授与をいう。要指導医薬品を特定販売することはできない。 b　誤：特定販売を行う場合は、「当該薬局」に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売又は授与することができる。「当該薬局以外の場所」が誤り。 c　誤：特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をする場合には、ホームページに現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別、その氏名を表示しなければならないとされているが、写真を表示しなければならないという規定はない。 d　誤：特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をする場合には、ホームページに薬局の主要な外観の写真を表示しなければならないとされているが、薬局の位置を示す地図を表示しなければならないという規定はない。
問144	3	a、d　誤：要指導医薬品、劇薬は、特定販売で取り扱うことができる医薬品ではない。特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売又は授与のことをいう。

番号	解答	解説
問145	2	b、c　誤：「情報提供場所の写真」「販売を行う一般用医薬品の製造番号」は、店舗販売業者がインターネットを利用して特定販売を行うことについて広告するとき、ホームページに見やすく表示しなければならない情報ではない。 特定販売を行うことについて広告するときに表示しなければならない事項は、以下の通り。このほか、＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞がある。 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の表示等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の表示に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項 ＜特定販売に伴う事項＞ （1）薬局又は店舗の主要な外観の写真 （2）一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 （3）現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名 （4）開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間 （5）特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く。）又は一般用医薬品の使用期限

番号	解答	解説
問146	2	b、c　誤：「店舗の管理者の氏名及び住所」「情報提供の場所の写真」は、特定販売を行うことについて広告をするとき、ホームページに見やすく表示しなければならない情報ではない。 特定販売を行うことについて広告するときに表示しなければならない事項は、以下の通り。 ＜薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項＞ （1）許可の区分の別 （2）開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 （3）薬局、店舗の管理者の氏名 （4）勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 （5）取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 （6）薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 （7）営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 （8）相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ＜要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項＞ （1）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 （2）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 （3）要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 （4）要指導医薬品の陳列に関する解説 （5）指定第二類医薬品の表示等に関する解説 （6）指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 （7）一般用医薬品の表示に関する解説 （8）医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 （9）個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 （10）その他必要な事項 ＜特定販売に伴う事項＞ （1）薬局又は店舗の主要な外観の写真 （2）一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 （3）現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名 （4）開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間 （5）特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く。）又は一般用医薬品の使用期限
問147	2	a　誤：店舗販売業者が特定販売できるのは、当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品である。 d　誤：特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示することとされている。
問148	2	2　誤：薬剤師若しくは登録販売者の写真を表示することは、特定販売に伴う事項に該当しない。 特定販売を行うことについて広告するときに表示しなければならない＜特定販売に伴う事項＞は、以下の通り。 （1）薬局又は店舗の主要な外観の写真 （2）一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 （3）現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名 （4）開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間 （5）特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く。）又は一般用医薬品の使用期限

番号	解答	解説
問149	1	a　誤：特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は「薬局製造販売医薬品」（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売又は授与をいう。「医療用医薬品」が誤り。 d　誤：特定販売を行う場合は、「当該薬局又は店舗」に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売又は授与することができる。「当該薬局又は店舗以外の場所」が誤り。
問150	4	a　誤：特定販売では、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に対して、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）を販売することができる。要指導医薬品を特定販売することはできない c　誤：濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品であっても、一般用医薬品であれば特定販売することができる。
問151	3	a、d　誤：特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売又は授与をいう。要指導医薬品や、薬局製造販売医薬品のうち毒薬及び劇薬に該当するものは、特定販売できない。
問152	5	a　誤：医薬品の販売業者が、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限を記載する必要があるのは、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）を購入した場合である。一般用医薬品を購入した場合は、記載することが望ましいとされているが、義務ではない。 d　誤：店舗販売業者及び配置販売業者が、医薬品の仕入れ先である卸売販売業者と常時取引関係にある場合でも、当該卸売販売業者の氏名又は名称は、書面に記載しなくてはならない。
問153	2	b、d　誤：「購入した医薬品の有効成分の名称」「販売した者が法人であって、医薬品の取引の任に当たる自然人が販売した者と雇用関係にある場合、当該自然人の職名」は、薬局開設者が医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）を購入したときに、書面に記載しなければならない事項ではない。 薬局開設者が医療用医薬品を購入等したときに書面に記載しなければならない事項は、以下の通り。 （1）品名 （2）数量 （3）購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日 （4）購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先 （5）（4）の事項を確認するために提示を受けた資料 （6）医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを示す資料 （7）ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号） （8）使用の期限 ただし、（4）（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び（5）については、薬局開設者と医薬品を購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）が常時取引関係にある場合を除くこと。また、（6）については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

番号	解答	解説
問154	2	b、c　誤：「取引相手が受けている許可の有効期限」「取引した医薬品の製造年月日」は、薬局開設者と卸売販売業者が医薬品の初回取引時に書面に記載しなければならない事項ではない。 薬局開設者が医薬品を購入等したときに書面に記載しなければならない事項は、以下の通り。 （1）品名 （2）数量 （3）購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日 （4）購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先 （5）（4）の事項を確認するために提示を受けた資料 （6）医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを示す資料 ただし、（4）（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び（5）については、薬局開設者と医薬品を購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）が常時取引関係にある場合を除くこと。また、（6）については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。 なお、上記ただし書きにあるように「d」の記述において相手先の「氏名又は名称」は常に記載する必要があるが、「住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先」は常時取引関係にある場合は記載する必要がない。しかし問題文で「初回取引時」としていることから、住所等の記載が必須となり、「d」は正しい記述ということになる。 また、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）については、(1) から (6) までの事項に加え、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限を記載する必要がある。
問155	2	b、d　誤：「製造販売業者の氏名又は名称」「使用期限」は、店舗販売業者が医薬品を購入したときに記載しなければならない事項ではない。 店舗販売業者が医薬品を購入等したときに書面に記載しなければならない事項は、以下の通り。 （1）品名 （2）数量 （3）購入等の年月日 （4）購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先 （5）（4）の事項を確認するために提示を受けた資料 （6）購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料 ただし、（4）（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び（5）については、店舗販売業者と購入者等が常時取引関係にある場合を除くこと。また、（6）については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。なお、「使用期限」は、薬局開設者が医療用医薬品を購入等したときには必須記載事項だが、店舗販売業では医療用医薬品を取り扱えないため本設問では正しい事項ではない。

番号	解答	解説
問156	5	5　誤：医薬品のリスク区分は、店舗販売業者が、一般用医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び医薬品の販売業者に販売し、又は授与したときに書面に記載しなければならない事項ではない。 店舗販売業者が一般用医薬品を購入等したときに書面に記載しなければならない事項は、以下の通り。 （1）品名 （2）数量 （3）購入等の年月日 （4）購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先 （5）（4）の事項を確認するために提示を受けた資料 （6）購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料 ただし、(4)（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び（5）については、店舗販売業者と購入者等が常時取引関係にある場合を除くこと。また、(6）については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。
問157	3	a、d　誤：「医薬品の製造業者名」「移転先及び移転元の電話番号」は、複数の薬局について許可を受けている薬局開設者が、当該薬局開設者内の異なる薬局間で医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）を移転するとき、移転先及び移転元のそれぞれの薬局ごとに、書面に記載しなければならない事項ではない。 複数の事業所について許可を受けている薬局等の許可事業者が、当該許可事業者内の異なる事業所間に医薬品を移転した場合に書面に記載しなければならない事項は、以下の通り。 （1）品名 （2）ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号） （3）使用の期限 （4）数量 （5）移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日 ただし、(2）及び（3）については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。
問158	2	b　誤：薬局開設者及び店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならないこととされている。 d　誤：薬局開設者及び店舗販売業者は、医薬品の購入、譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴等の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入、譲受けを勧誘する方法などの医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により医薬品を広告してはならないこととされている。
問159	1	c、d　誤：デキストロメトルファン、カフェインは、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品ではない。 濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、以下の通り。 ・エフェドリン ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ブロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）
問160	4	a、d　誤：プレドニゾロン、インドメタシンは、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品に該当しない。 濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、以下の通り。 ・エフェドリン ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ブロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

番号	解答	解説
問161	2	b、d　誤：イソプロピルアンチピリン、プレドニゾロンは、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品ではない。 濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、以下の通り。 ・エフェドリン ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ブロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）
問162	2	1　誤：店舗販売業者は、当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、当該者の氏名及び年齢を「確認」させなければならない。「記録」が誤り。 3、4　誤：濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、以下の通り。 ・エフェドリン ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ブロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）
問163	5	アリルイソプロピルアセチル尿素は、濫用等のおそれのある医薬品として指定されているものではない。 濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、以下の通り。 ・エフェドリン ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。） ・ブロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）
問164	1	c、d　誤：「当該医薬品を使用しようとする者の氏名及び住所」「当該医薬品を購入しようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の保護者の氏名及び住所」は、規則第15条の2の規定に基づき確認しなければならない事項ではない。 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を販売するときに薬剤師又は登録販売者に確認させなければならない事項は以下の通り。 1）当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢 2）当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況 3）当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由 4）その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項

番号	解答	解説
問165	1	b、c　誤：「当該者の本籍」「若年者である場合にあっては、当該者の電話番号」は、薬局開設者が、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を販売する場合に、薬剤師又は登録販売者に確認させなければならない事項ではない。 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を販売するときに薬剤師又は登録販売者に確認させなければならない事項は以下の通り。 1）当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢 2）当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況 3）当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由 4）その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
Ⅳ　医薬品販売に関する法令遵守		
問166	3	第 66 条　（　何人も　）、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、（　製造方法　）、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は（　流布　）してはならない。
問167	5	（　何人も　）、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、（　効能、効果又は性能　）に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、（　虚偽又は誇大　）な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。
問168	4	第六十六条　（　何人も　）、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、（　効能、効果又は性能　）に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、（　虚偽又は誇大　）な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。
問169	2	c　誤：医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、誇大広告に該当するとされている。 d　誤：未承認の医薬品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告は禁止されている。
問170	3	1　誤：医薬品の効能効果に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならないとされている。 2　誤：承認前の医薬品については、何人も、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならないと規定されている。 4　誤：顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、特定の医薬品の商品名（販売名）が明らかにされていること、一般人が認知できる状態であることの「いずれの要件も満たす場合には」、医薬品の広告に該当する。「要件を1つでも満たせば」が誤り。
問171	4	a　誤：医薬品の広告に該当するか否かについては、（1）顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、（2）特定の医薬品の商品名（販売名）が明らかにされていること、（3）一般人が認知できる状態であることの「いずれの要件も満たす」場合には、広告に該当するものと判断されている。「いずれかの要件を満たす」が誤り。 b　誤：一般用医薬品の販売広告としては、販売促進のため用いられるチラシやダイレクトメール（電子メールを含む）、POP広告等も含まれる。
問172	3	3　誤：効能効果に一定の前提条件（いわゆる「しばり表現」）が付されている場合、そうしたしばり表現を省いて広告することは原則として認められていない。また、漢方処方製剤の効能効果は、配合されている個々の生薬成分が相互に作用しているため、それらの構成生薬の作用を個別に挙げて説明することは不適当である。

番号	解答	解説
問173	4	a　誤：漢方処方製剤の効能効果は、配合されている個々の生薬成分が相互に作用しているため、それらの構成生薬の作用を個別に挙げて説明することは不適当である。 c　誤：一般用医薬品の広告には、小売店に設置されているポスター、ステッカー、ディスプレーなどによる店頭・店内広告も含まれる。 d　誤：医薬品の効能効果又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現等を行うことは不適当とされている。
問174	4	d　誤：漢方処方製剤の効能効果は、配合されている個々の生薬成分が相互に作用しているため、それらの構成生薬の作用を個別に挙げて説明することは不適当である。
問175	1	1　誤：店舗販売業者が作成するチラシやパンフレットであっても、医薬品の有効性又は安全性について、それが確実であることを保証するような表現がなされた広告は、明示的・暗示的を問わず、虚偽又は誇大な広告とみなされる。
問176	2	2　誤：小売店に設置されているポスター、ステッカー、ディスプレーなどによる店頭・店内広告も、一般用医薬品の販売広告として、法の規制対象になる。
問177	3	3　誤：医薬関係者、医療機関、公的機関、団体等が、公認、推薦、選用等している旨の広告については、一般の生活者の当該医薬品に対する認識に与える影響が大きいことにかんがみて、仮に事実であったとしても、原則として不適当とされている。
問178	1	c　誤：使用前・使用後に関わらず図画・写真等を掲げる際には、効能効果等の保証表現となるものは認められない。
問179	4	b　誤：医薬品の広告に該当するか否かについては、（1）顧客を誘引する意図が明確であること、（2）特定の医薬品の商品名が明らかにされていること、（3）一般人が認知できる状態であることの「いずれの要件も満たす場合」に、広告に該当すると判断されている。「いずれかの要件に該当する場合」が誤り。
問180	1	ア～エのうち、医薬品等の広告として適切でないものは、「商品名を連呼する音声広告」「医薬品について、食品的又は化粧品的な用法が強調されている広告」である。
問181	3	a　誤：医薬品を組み合わせて販売する場合、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不適当である。また、販売側の都合による抱き合わせ、在庫処分等の目的で組み合わせを行うことは、厳に認められない。 c　誤：薬剤師は、要指導医薬品を販売し、又は授与するに当たっては、情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与しなければならない。
問182	2	1　誤：医薬品を組み合わせて販売する場合、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不適当である。また、在庫処分等の目的で組み合わせを行うことは、厳に認められない。 3　誤：医薬品を懸賞や景品として授与することは、原則として認められていない。 4　誤：医薬品を多量に購入する者に対しては、積極的に事情を尋ねるなど慎重に対処し、状況によっては販売を差し控えるべきである。
問183	1	c　誤：配置販売業において、医薬品を先用後利によらず現金売りを行うことは配置による販売行為に当たらず、取締りの対象となる。
問184	4	a　誤：医薬品の販売をする場合、キャラクターグッズ等の景品類を提供することに関しては、不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められている。 b　誤：購入者の利便性のため、異なる複数の医薬品を組み合わせて販売する場合、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不適当である。

番号	解答	解説
問185	4	a　誤：購入者の利便性のため異なる複数の医薬品を組み合わせて販売する場合には、組み合わせた医薬品について、購入者等に対して情報提供を十分に行える程度の範囲内であって、かつ、組み合わせることに合理性が認められるものでなければならず、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不適当である。 c　誤：店舗販売業において、許可を受けた店舗以外の場所に医薬品を貯蔵又は陳列し、そこを拠点として販売等に供するような場合は店舗による販売等に当たらず、法の規定に違反するものとして取締りの対象となる。
問186	2	1　誤：異なる複数の医薬品又は医薬品と他の物品を組み合わせて販売する場合、購入者等に対して情報提供を十分に行える程度の範囲内であって、かつ、組み合わせることに合理性が認められるものでなければならない。したがって、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不適当である。 3　誤：組み合わせた個々の医薬品等の外箱等に記載された法に基づく記載事項が、組み合わせ販売のため使用される容器の外から明瞭に見えるようになっている必要がある。 4　誤：キャラクターグッズ等の景品類を提供して販売することに関しては、不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められている。 5　誤：医薬品の販売等に従事する専門家においては、医薬品を多量に購入する者に対しては、積極的に事情を尋ねるなど慎重に対処し、状況によっては販売を差し控えるべきである。
問187	1	d　誤：医薬品を組み合わせて販売する場合、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不適当である。
問188	1	1　誤：キャラクターグッズ等の景品類を提供して販売することは、不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められている。
問189	5	c　誤：都道府県知事等は、薬事監視員に、その薬局開設者が医薬品を業務上取り扱う場所に立ち入らせ、その構造設備若しくは帳簿書類等を検査させることができる。帳簿書類を収去させることはできない。
問190	5	記述は、すべて正しい。
問191	5	記述は、すべて正しい。
問192	1	b　誤：都道府県知事等は、薬局開設者又は医薬品の販売業者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その許可を取り消し、または期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。許可を取り消さなければならないというわけではない。 c　誤：都道府県知事等は、薬事監視員に薬局開設者又は医薬品の販売業者が医薬品を業務上取り扱う場所に立ち入らせ、帳簿書類を「検査」させることができる。「収去」が誤り。 d　誤：医薬品の販売業者が、命ぜられた報告を怠った場合、薬事監視員による立入検査や収去を拒まなかったとしても、五十万円以下の罰金に処することとされている。
問193	3	b　誤：薬事監視員による立入検査や収去を拒まなかったとしても、医薬品の販売業者が、命ぜられた報告を怠った場合は、「五十万円以下の罰金に処する」こととされている。 d　誤：都道府県知事は、薬事監視員に薬局開設者が医薬品を業務上取り扱う場所に立入り、従業員その他の関係者に質問させることができる。
問194	2	b　誤：配置販売業者に対しては、記述のような構造設備の改善命令、施設の使用禁止処分はない。 d　誤：都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反する行為があったときは、その配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができ、また、必要があるときは、その配置員に対しても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
問195	4	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問196	5	a　誤：都道府県知事は、薬事監視員に、店舗販売業者が医薬品を業務上取り扱う場所に立ち入らせ、無承認無許可医薬品、不良医薬品又は不正表示医薬品等の疑いのある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。
問197	1	c　誤：都道府県知事は、配置販売業の配置員が、薬事に関する法令に違反する行為をした場合、その配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができ、また、必要があるときは、その配置員に対しても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。 d　誤：行政庁による命令がなくても、医薬品等の製造販売業者等が、その医薬品等の使用によって保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知ったときは、これを防止するために廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
問198	1	エ　誤：薬剤師や登録販売者を含む従業員が、薬事監視員の質問に対して正当な理由なく答弁しなかったり、虚偽の答弁を行った場合には、五十万円以下の罰金に処することとされている。
問199	1	1　誤：厚生労働大臣又は都道府県知事等は、医薬品を業務上取り扱う者（薬局開設者、医薬品の販売業者を含む。）に対し、不正表示医薬品、不良医薬品、無承認無許可医薬品等について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。
問200	4	b　誤：一般用医薬品の販売等に関する苦情や相談等は、（独）国民生活センター、各地区の消費生活センター又は消費者団体等の民間団体にも寄せられている。 d　誤：消費者団体等の民間団体では、生活者へのアドバイスのほか、必要に応じて行政庁への通報や問題提起を行っている。

番号	解答	解説
第5章　医薬品の適正使用・安全対策		
Ⅰ　医薬品の適正使用情報		
問1	3	b　誤：要指導医薬品又は一般用医薬品の添付文書や製品表示に記載されている適正使用情報は、一般の生活者に理解しやすい平易な表現で記載されている。
問2	2	記述は、すべて正しい。
問3	3	3　誤：医薬品の添付文書は、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、必要に応じて随時改訂がなされている。
問4	5	d　誤：リスク区分は法定表示事項であり、一般用医薬品の添付文書や製品表示においては、必ず表示しなければならない。
問5	3	b　誤：添加物として配合されている成分については、現在のところ、製薬企業界の自主申し合わせに基づいて、添付文書及び外箱への記載がなされている。 d　誤：添付文書の内容は、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、「必要に応じて随時」改訂される。「2年に1回、定期的に」が誤り。
問6	3	a　誤：重要な内容が変更された場合には、改訂年月を記載するとともに改訂された箇所を明示することとされている。 c　誤：添付文書の内容は、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、「必要に応じて随時」改訂されている。「1年に1回の間隔で」が誤り。
問7	1	b　誤：使用上の注意の記載における高齢者とは、およその目安として「65歳以上」を指す。「75歳以上」が誤り。 c　誤：薬理作用等から発現が予測される軽微な症状（例えば、抗ヒスタミン薬の眠気等）であるが、症状の持続又は増強がみられた場合には、いったん使用を中止した上で専門家に相談する旨が記載されている。
問8	1	b　誤：添付文書は開封時に一度目を通されれば十分というものでなく、実際に使用する人やその時の状態等によって留意されるべき事項が異なってくるため、必要なときにいつでも取り出して読むことができるように保管される必要がある。 d　誤：添付文書の内容は変わらないものではなく、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、必要に応じて随時改訂がなされている。定期的に改訂されるものではない。
問9	5	c　誤：薬効名とは、その医薬品の薬効又は性質（例えば、主たる有効成分など）が簡潔な分かりやすい表現で示されたもので、販売名に薬効名が含まれているような場合には（例えば、「○○○胃腸薬」など）、薬効名の記載は省略されることがある。 d　誤：内容は、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、「必要に応じて随時」改訂されている。「1年に1回定期的に」が誤り。
問10	5	5　誤：薬効名は、その医薬品の薬効又は性質が簡潔な分かりやすい表現で示されたものであり、販売名に薬効名が含まれているような場合には（例えば、「○○○胃腸薬」など）、薬効名の記載は省略されることがある。
問11	2	b　誤：製品の特徴は、医薬品を使用する人に、その製品の概要を分かりやすく説明することを目的として記載されている（概要を知るために必要な内容を簡潔に記載）。 c　誤：添付文書の内容は、医薬品の有効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、必要に応じて随時改訂がなされている。1年に1回の改訂が義務づけられているわけではない。
問12	4	ア　誤：添付文書の内容は、必要に応じて随時改訂がなされており、重要な内容が変更された場合には、改訂年月を記載するとともに改訂された箇所を明示することとされている。 イ　誤：販売名に薬効名が含まれているような場合には（例えば、「○○○胃腸薬」など）、薬効名の記載は省略されることがある。

番号	解答	解説
問13	3	a　誤：「医師の治療を受けている人」は、「相談すること」に記載される項目である。 b　誤：「相談すること」の項目に「妊婦又は妊娠していると思われる人」と記載されている医薬品は、必ずしもヒトにおける具体的な悪影響が判明しているものではない。
問14	2	b　誤：漢方処方製剤を長期連用する場合には、専門家に相談する旨が記載されているが、本記載がない漢方処方製剤は、短期の使用に限られるものである。
問15	3	3　誤：副作用については、まず、「一般的な副作用について発現部位別」に症状が記載され、そのあとに続けて、「まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごと」に症状が記載されている。「一般的な副作用について発現部位別」と「まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごと」が入れ替えられている。
問16	1	b　誤：小児に使用される医薬品の「してはいけないこと」の項には、「服用前後は飲酒しないこと」といった小児では通常当てはまらない内容もあるが、小児に使用される医薬品においても、その医薬品の配合成分に基づく一般的な注意事項として記載されている。
問17	3	b　誤：「相談すること」には、その医薬品を使用する前に、その適否について専門家に相談した上で適切な判断がなされるべき事項と、その医薬品を使用したあとに、副作用と考えられる症状等を生じた場合の対応についても記載がなされている。
問18	4	a　誤：統一された標識的マークが付されているのは、「使用上の注意」「してはいけないこと」及び「相談すること」である。 c　誤：小児が使用した場合に特異的な有害作用のおそれがある成分を含有する医薬品では、通常、「次の人は使用（服用）しないこと」の項に「15歳未満の小児」「6歳未満の小児」等として記載されている。
問19	1	記述は、すべて正しい。
問20	1	1　誤：副作用については、「一般的な副作用について発現部位別」に症状が記載され、そのあとに続けて、「まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごと」に症状が記載されている。「一般的な副作用について発現部位別」と「まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごと」が入れ替えられている。
問21	1	c　誤：青少年では、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物（一般用医薬品を含む。）を興味本位で乱用することがある。要指導医薬品又は一般用医薬品の乱用をきっかけとして、違法な薬物の乱用につながることもあるため、医薬品の適正使用の重要性等に関して、小中学生のうちからの啓発が重要である。 d　誤：一般用医薬品は、それに添付する文書（添付文書）又はその容器若しくは被包に、「用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意」等の記載が義務づけられている。
問22	2	2　誤：透析療法を受けている人が「してはいけないこと」に記載されるのは、スクラルファート、水酸化アルミニウムゲル等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬である。理由は、長期間服用した場合に、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を発症したとの報告があるため。 なお、芍薬甘草湯で「服用しないこと」と記載されるのは「心臓病」の診断を受けた人である。
問23	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、リゾチーム塩酸塩である。
問24	4	d　誤：ピレンゼピン塩酸塩水和物は抗コリン成分であり、目のかすみ、異常なまぶしさを生じさせることがあるため、服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこととされている。
問25	1	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、エストラジオールである。
問26	3	a　誤：アミノ安息香酸エチルが「次の人は使用（服用）しないこと」と記載されている対象者は、「本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人」（重篤なアレルギー性の副作用を生じる危険性が高まるため）、「6歳未満の小児」（メトヘモグロビン血症を起こすおそれがあるため）である。

番号	解答	解説
問27	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、ピレンゼピン塩酸塩水和物である。
問28	2	a～dのうち、記述にあてはまるのは、スクラルファートが配合された胃腸薬、アルジオキサが配合された胃腸薬である。
問29	1	b　誤：妊娠期間の延長、胎児の動脈管の収縮・早期閉鎖、子宮収縮の抑制、分娩時出血の増加のおそれがあるため、「出産予定日12週以内の妊婦」は「服用しないこと」とされているのは、アスピリン、イブプロフェンなどである。 c　誤：外国において、ライ症候群の発症との関連性が示唆されているため、「15歳未満の小児」は「服用しないこと」とされているのは、アスピリン、サザピリンなどである。
問30	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、芍薬甘草湯である。
問31	2	b　誤：カフェインを含有する一般用医薬品の添付文書に、「次の人は使用（服用）しないこと」として「糖尿病」は記載されない。なお、カフェインを主薬とする眠気防止薬の場合は、胃潰瘍が記載される。理由は、胃液の分泌が亢進し、胃潰瘍の症状を悪化させるおそれがあるため。ちなみに、糖尿病の基礎疾患を持つ人が「次の人は使用（服用）しないこと」とされているのは、プソイドエフェドリン塩酸塩である。 c　誤：インドメタシンを含有する一般用医薬品の添付文書に「次の人は使用（服用）しないこと」として、「甲状腺機能障害」は記載されない。なお、記載することとされている基礎疾患等はとくにないが、患部が化膿している人等や水虫などの症状がある人は、感染の悪化が自覚されにくくなるおそれがあるため、「使用しないこと」とされている。ちなみに、甲状腺機能障害の基礎疾患を持つ人が「次の人は使用（服用）しないこと」とされているのは、プソイドエフェドリン塩酸塩である。
問32	3	ステロイド性抗炎症成分が配合された外用薬は、細菌等の感染に対する抵抗力を弱めて、感染を増悪させる可能性があるため、水痘（水疱瘡）、みずむし、たむし等又は化膿している患部については、使用を避ける必要がある。
問33	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、イブプロフェンである。理由は、妊娠期間の延長、胎児の動脈管の収縮・早期閉鎖、子宮収縮の抑制、分娩時出血の増加のおそれがあるため。
問34	4	選択肢のうち、腸管粘膜への刺激が大きくなり、腸管粘膜に炎症を生じるおそれがあるため、「大量に使用（服用）しないこと」と記載されないのは、ケイ酸アルミン酸マグネシウムである。ケイ酸アルミン酸マグネシウムは、長期連用により、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を生じるおそれがあるため、「長期連用しないこと」とされている。それ以外のセンノシド、ピコスルファートナトリウム、カサントラノール、ダイオウなどの刺激性瀉下成分については、腸管粘膜への刺激が大きくなり、腸管粘膜に炎症を生じるおそれがあるため、「大量に使用（服用）しないこと」と記載されている。
問35	5	b　誤：ビスマスを成分に含む止瀉薬は、海外において、長期連用した場合に「精神神経症状が現れた」との報告があることから、1週間以上継続して服用しないこととされている。長期連用によってアルミニウム脳症が生じるおそれがあるのは、スクラルファートや水酸化アルミニウムゲル等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬で、添付文書において「長期連用しないこと」と記載されている。
問36	3	記述にあてはまるのは、スコポラミン臭化水素酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩である。理由は、スコポラミン臭化水素酸塩水和物は、眠気、目のかすみ、異常なまぶしさを生じることがあるため。ジヒドロコデインリン酸塩は、眠気等が現れることがあるため。
問37	2	a～dのうち、記述にあてはまるのは、アセトアミノフェン、アスピリンである。理由は、アスピリン喘息を誘発するおそれがあるため。
問38	3	a～dのうち、記述にあてはまるのはアルミニウムを含んだ成分で、スクラルファート、ケイ酸アルミニウムである。理由は、長期間服用した場合に、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を発症したとの報告があるため。

番号	解答	解説
問39	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、アミノ安息香酸エチルである。理由は、メトヘモグロビン血症を起こすおそれがあるため。
問40	3	3　誤：タンニン酸アルブミンは、牛乳タンパクの主成分である乳製カゼインを由来としており、牛乳アレルギーのアレルゲンとなる可能性があるため、タンニン酸アルブミンが配合された医薬品は、本剤又は本剤の成分、牛乳によるアレルギー症状を起こしたことがある人は「使用（服用）しないこと」とされている。偽アルドステロン症を生じるおそれがあるため、「短期間の服用にとどめ、連用しないこと」とされているのは、グリチルリチン酸二カリウム、カンゾウ等のグリチルリチン酸を含む成分である。
問41	4	4　誤：ジフェンヒドラミン塩酸塩が「授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」とされている理由は、乳児に昏睡を起こすおそれがあるためである。
問42	2	2　誤：イブプロフェンが配合された一般用医薬品の添付文書には、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」と記載されない。
問43	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、ロートエキスである。
問44	2	1　誤：妊娠期間の延長、胎児の動脈管の収縮・早期閉鎖、子宮収縮の抑制、分娩時出血の増加のおそれがあるため、出産予定日12週以内の妊婦は、イブプロフェンを「使用（服用）しないこと」とされている。 3　誤：使用中又は使用後しばらくしてから重篤な光線過敏症が現れることがあるため、「使用中は、天候にかかわらず、戸外活動を避けるとともに、日常の外出時も本剤の塗布部を衣服、サポーター等で覆い、紫外線に当てないでください。また、塗布後当分の間、同様の注意をしてください」との記載があるのは、ケトプロフェンが配合された外用鎮痛消炎薬である。また、ピロキシカムについても、今のところ重篤なものは知られていないが、光線過敏症の副作用を生じることがある。 4　誤：コデインリン酸塩水和物が配合されたかぜ薬は、眠気等が懸念されるため、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」とされている。
問45	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、アスピリンアルミニウムである。
問46	5	記述は、すべて正しい。
問47	3	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、スコポラミン臭化水素酸塩水和物である。理由は、眠気、目のかすみ、異常なまぶしさを生じることがあるため。
問48	4	スクラルファートが配合された胃腸薬の添付文書の使用上の注意に、「長期連用しないこと」の旨が記載される理由は、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を生じるおそれがあるためである。
問49	2	選択肢のうち、記述にあてはまるのはカゼインである。理由は、カゼインは牛乳タンパクの主成分であり、牛乳アレルギーのアレルゲンとなる可能性があるため。
問50	3	a、c　誤：長期間服用した場合に、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を発症したとの報告があるため、透析療法を受けている人は「次の人は使用（服用）しないこと」とされているのは、スクラルファート（スクラルファート水和物）などのアルミニウムを含む成分である。テプレノン、タンニン酸アルブミンにはアルミニウムは含まれていない。
問51	1	a　誤：イブプロフェンが配合された解熱鎮痛薬の「次の人は使用（服用）しないこと」の項目中に、授乳中の人に関する記載はない。 b　誤：ロートエキスが配合された内服薬の「次の人は使用（服用）しないこと」の項目中に、「授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」と記載される理由は、乳児に頻脈を起こすおそれがあるためである。 d　誤：センノシドが配合された内服薬の「次の人は使用（服用）しないこと」の項目中に、「授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」と記載される理由は、乳児に下痢を起こすおそれがあるためである。
問52	2	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、ピレンゼピン塩酸塩水和物である。

番号	解答	解説
問53	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、スクラルファートである。理由は、長期間服用した場合に、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を発症したとの報告があるため。
問54	3	ａ～ｄのうち、「してはいけないこと」の項において、「次の人は使用（服用）しないこと」の項目欄に「ぜんそくを起こしたことがある人」と記載される成分は、ピロキシカム、フェルビナクである。理由は、喘息発作を誘発するおそれがあるため。
問55	4	選択肢のうち、「してはいけないこと」の項において、眠気、目のかすみ、異常なまぶしさを生じることがあるため、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」と記載されている成分は、抗コリン成分のスコポラミン臭化水素酸塩水和物である。
問56	2	ｃ　誤：センノシドは、「してはいけないこと」の項において、「次の人は使用（服用）しないこと」の項目欄に「妊婦又は妊娠していると思われる人」と記載される成分ではない。しかし、センノシドなどの刺激性瀉下成分が配合された瀉下薬は、腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるため、妊婦又は妊娠していると思われる人は「相談すること」とされている。
問57	4	ｂ　誤：アスピリンは、胎児の動脈管の収縮等のおそれがあるため、「出産予定日12週以内」の妊婦は使用（服用）しないこととされている。「妊娠12週以内」が誤り。
問58	2	ｂ　誤：イブプロフェンを含有する一般用医薬品の添付文書の「次の人は使用（服用）しないこと」の項目中に、「妊婦又は妊娠していると思われる人」は記載されない。腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるため、妊婦又は妊娠していると思われる人は「使用（服用）しないこと」とされているのは、ヒマシ油類である。 ｄ　誤：ジフェンヒドラミン塩酸塩を主薬とする催眠鎮静薬の添付文書の「次の人は使用（服用）しないこと」の項目中に、妊婦又は妊娠していると思われる人と記載される理由は、妊娠に伴う不眠は睡眠改善薬の適用症状でないためである。
問59	3	選択肢のうち、スクラルファートが配合された胃腸薬の添付文書の「使用上の注意」の項目中に、「長期連用しないこと」の旨が記載される理由は、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を生じるおそれがあるためである。
問60	4	４　誤：ポビドンヨードが配合された一般用医薬品の添付文書に、そのような記載がなされることはない。血液中の電解質のバランスが損なわれ、心臓の負担が増加し、心臓病を悪化させるおそれがあるため、心臓病の診断を受けた人は、「相談すること」とされているのは、硫酸ナトリウムである。
問61	3	ａ　誤：刺激性瀉下成分は腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるが、ビサコジルやセンノシドなどについては、「妊婦又は妊娠していると思われる人」は「相談すること」に記載される。「妊婦又は妊娠していると思われる人」が「服用しないこと」とされているのは、ヒマシ油類である。 ｂ　誤：インターフェロン製剤との相互作用によって、間質性肺炎を起こしやすくなるため、「インターフェロン製剤で治療を受けている人」は「相談すること」とされているのは、小柴胡湯、小柴胡湯が配合されたかぜ薬である。
問62	3	３　誤：カンゾウが配合された医薬品が、腎臓病の診断を受けた人は「相談すること」とされている理由は、大量に使用するとナトリウム貯留、カリウム排泄促進が起こり、むくみ（浮腫）等の症状が現れ、腎臓病を悪化させるおそれがあるためである。過剰のアルミニウムイオンが体内に貯留し、アルミニウム脳症、アルミニウム骨症を生じるおそれがあるため、腎臓病の診断を受けた人は「相談すること」とされているのは、スクラルファート、水酸化アルミニウム等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬である。
問63	3	ｃ　誤：てんかんの診断を受けた人が「相談すること」に記載されるのは、ジプロフィリンを配合した医薬品である。理由は、中枢神経系の興奮作用により、てんかんの発作を引き起こすおそれがあるため。
問64	4	４　誤：選択肢のうち、記述にあてはまるのはアスコルビン酸である。

番号	解答	解説
問65	5	記述は、すべて正しい。
問66	3	3　誤：マルツエキスが「相談すること」とされている対象は、「1ヶ月未満の乳児（新生児）」（脱水症状を引き起こすおそれがあるため）、「激しい腹痛の症状がある人」「吐き気・嘔吐の症状がある人」（いずれも、急性腹症の可能性があり、その症状を悪化させるおそれがあるため）である。
問67	5	a、b、c　誤：この胃腸薬の「相談すること」の項において、「次の診断を受けた人」の項目欄に記載されているのは、緑内障である。理由は、ロートエキスの抗コリン作用によって房水流出路（房水通路）が狭くなり、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。
問68	4	a　誤：肝臓病の診断を受けた人が「相談すること」とされるのは、小柴胡湯やアスピリンなどである。ジプロフィリンが配合された製剤の「相談すること」の項目に、「次の診断を受けた人」として記載される基礎疾患等は、てんかん、甲状腺機能障害などである。 b　誤：甲状腺疾患の診断を受けた人が「相談すること」とされるのは、ポビドンヨード、ヨウ化カリウムなどである。ガジュツ末・真昆布末を含む製剤の「相談すること」の項目に、「次の診断を受けた人」として記載される基礎疾患等は、肝臓病である。
問69	3	b　誤：ジヒドロコデインリン酸塩が配合されたかぜ薬で、「妊婦又は妊娠していると思われる人」は「相談すること」とされている理由は、吸収された成分の一部が胎盤関門を通過して胎児へ移行することが知られているためである。腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるために「妊婦又は妊娠していると思われる人」は「相談すること」とされているのは、刺激性瀉下成分（ヒマシ油を除く）などである。 d　誤：硫酸ナトリウムが配合された瀉下薬は、ナトリウム、カルシウム、マグネシウム等の無機塩類の排泄が遅れたり、体内貯留が現れやすいため、「腎臓病の診断を受けた人」は「相談すること」とされている。肝臓でグリコーゲンを分解して血糖値を上昇させる作用があり、糖尿病の症状を悪化させるおそれがあるため、「糖尿病の診断を受けた人」は「相談すること」とされているのは、鼻炎用点鼻薬、メチルエフェドリン塩酸塩などである。
問70	4	a、b　誤：てんかん、貧血は、イブプロフェンを主な成分とする一般用医薬品の添付文書の「相談すること」の項目に「次の診断を受けた人」として記載されるものではない。「てんかんの診断を受けた人」が「相談すること」とされるのはジプロフィリン、「貧血の症状を受けた人」が「相談すること」とされるのはピペラジンリン酸塩等のピペラジンを含む成分である。
問71	1	甲状腺機能亢進症の主症状は、（　交感神経系　）の緊張等によってもたらされている。（　交感神経系　）を興奮させる（　フェニレフリン塩酸塩　）を主成分とする一般用医薬品の添付文書の「使用上の注意」の項には、甲状腺機能亢進症（甲状腺機能障害）の診断を受けた人は（　相談すること　）と記載されている。
問72	3	ア　誤：セミアルカリプロティナーゼが「相談すること」の項に「次の診断を受けた人」と記載されている基礎疾患等は、肝臓病、血液凝固異常などである。甲状腺疾患の診断を受けた人が、ヨウ素の体内摂取が増える可能性があり、甲状腺疾患の治療に影響を及ぼすおそれがあるため「相談すること」とされているのは、ポビドンヨード、ヨウ化カリウムなどのヨウ素系殺菌消毒成分が配合された口腔咽喉薬、含嗽薬である。 エ　誤：メチルエフェドリン塩酸塩が「相談すること」の項に「次の診断を受けた人」と記載されている基礎疾患等は、甲状腺機能障害、高血圧などである。腎臓病の診断を受けた人が、むくみ（浮腫）、循環体液量の増加が起こり、腎臓病を悪化させるおそれがあるため「相談すること」とされているのは、アスピリン、エテンザミドなどである。
問73	5	a　誤：マオウが配合された医薬品の「相談すること」の項目中に、「次の診断を受けた人」として記載される基礎疾患等は、甲状腺機能障害や高血圧などである。貧血の診断を受けた人が「相談すること」とされているのは、ピペラジンリン酸塩等のピペラジンを含む成分である。理由は、貧血の症状を悪化させるおそれがあるため。

番号	解答	解説
問74	2	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、薏苡仁湯である。排尿困難の症状がある人が「相談すること」とされている漢方処方は、構成生薬としてマオウを含むものである。
問75	2	記述の医薬品成分を含有する制酸薬の添付文書等において、「相談すること」の項目中に「次の診断を受けた人」として記載することとされている基礎疾患等は、緑内障である。理由は、ロートエキスの抗コリン作用によって房水流出路（房水通路）が狭くなり、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。
問76	3	ａ～ｄのうち、「相談すること」の項において、「次の診断を受けた人」の項目欄に「胃・十二指腸潰瘍」と記載される成分は、エテンザミド、次硝酸ビスマスである。理由は、エテンザミドが、胃・十二指腸潰瘍を悪化させるおそれがあるため。次硝酸ビスマスでは、ビスマスの吸収が高まり、血中に移行する量が多くなり、ビスマスによる精神神経障害等が発現するおそれがあるため。
問77	1	ｃ　誤：むくみの症状のある人が「相談すること」とされている主な成分・薬効群は、グリチルリチン酸二カリウム、カンゾウ等のグリチルリチン酸を含む成分である。理由は、偽アルドステロン症の発症のおそれが特にあるため。 ｄ　誤：口内のひどいただれの症状のある人が「相談すること」とされている主な成分・薬効群は、含嗽薬である。理由は、粘膜刺激を起こすおそれのある成分が配合されている場合があるため。
問78	2	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、プソイドエフェドリン塩酸塩である。理由は、モノアミン酸化酵素阻害剤との相互作用によって、血圧を上昇させるおそれがあるため。
問79	2	ａ～ｄのうち、記述にあてはまるのは、セトラキサート塩酸塩、トラネキサム酸（内服）である。理由は、生じた血栓が分解されにくくなるため。なお、セトラキサート塩酸塩は、体内で代謝されてトラネキサム酸を生じる成分である。
問80	3	１　誤：胃・十二指腸潰瘍の診断を受けた人が「相談すること」とされる成分は、アスピリン、エテンザミドなどである。 ２　誤：腎臓病の診断を受けた人が「相談すること」とされる成分は、アスピリン、グリチルリチン酸二カリウムなどである。 ４　誤：糖尿病の診断を受けた人が「相談すること」とされる成分は、メチルエフェドリン塩酸塩、トリメトキノール塩酸塩などである。
問81	2	医薬品の添付文書の「使用上の注意」の記載において高齢者とは、おおよその目安として 65 歳以上を指す。
問82	5	ｂ　誤：消費者相談窓口として、製造販売元の製薬企業において購入者等からの相談に応じるための窓口担当部門の名称、電話番号、受付時間等が記載されている。
問83	1	ｄ　誤：一般用検査薬の使用により生じた健康被害については、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない。
問84	1	ｄ　誤：人体に直接使用しない検査薬では、キットの内容及び成分・分量が記載されるが、添加物として配合されている成分は記載されない。
問85	1	ｂ　誤：錠剤、カプセル剤、散剤等では、取り出したときに室温との急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適当である。
問86	5	記述は、すべて正しい。
問87	4	ａ　誤：錠剤、カプセル剤、散剤等では、取り出したときに室温との急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適当である。
問88	2	ｂ　誤：錠剤、カプセル剤、散剤等では、取り出したときに室温との急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適当である。 ｄ　誤：エアゾール製品に対する高圧ガス保安法に基づく注意事項については、法律上、その容器への表示が義務づけられている。

番号	解答	解説
問89	2	a　誤：医薬品は、適切な保管がなされないと化学変化や雑菌の繁殖等を生じることがあり、特にシロップ剤などは変質しやすいため、開封後は冷蔵庫内に保管されるのが望ましいとされているが、錠剤、カプセル剤、散剤等では、取り出したときに室温との急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適当である。 d　誤：防腐剤が添加されているかどうかにかかわらず、別の人が使用している点眼薬は、容器の先端が睫毛（まつげ）等に触れる等して中身が汚染されている可能性があり、共用することは避けることとされている。
問90	4	a　誤：シロップ剤などは変質しやすいため、開封後は冷蔵庫内に保管されるのが望ましいとされている。 b　誤：別の人が使用した点眼薬は、容器の先端が睫毛（まつげ）等に触れる等して中身が汚染されている可能性があり、共用は避けることとされている。
問91	5	ア　誤：点眼薬は、容器の先端が睫毛（まつげ）等に触れる等して中身が汚染されている可能性があり、共用することは避けることとされている。 イ　誤：錠剤、カプセル剤、散剤等では、取り出したときに室温との急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適当である。
問92	3	a　誤：一般用医薬品の添付文書には、消費者相談窓口として、製造販売元の製薬企業において購入者等からの相談に応じるための窓口担当部門の名称、電話番号、受付時間等が記載されている。 b　誤：一般用医薬品の添付文書の記載のうち、成分及び分量の項目には、有効成分が不明な場合は、その本質及び製造方法の要旨及び分量が記載されている。
問93	5	a、b　誤：使用期限（配置販売される医薬品では、「配置期限」）の表示については、適切な保存条件の下で製造後3年を超えて性状及び品質が安定であることが確認されている医薬品において法的な表示義務はない。 c　誤：使用期限は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限である。 d　誤：添付文書に、開封時の使用期限として消費期限を記載するという規定はない。
問94	2	a　誤：使用期限の表示については、適切な保存条件の下で製造後「3年」を超えて性状及び品質が安定であることが確認されている医薬品において法的な表示義務はない。「2年」が誤り。 d　誤：購入後、開封されてからどの程度の期間品質が保持されるかについては、医薬品それぞれの包装形態や個々の使用状況、保管状況等によるので、購入者等から質問等がなされたときには、それらを踏まえて適切な説明がなされる必要がある。
問95	1	b　誤：適切な保存条件の下で製造後「3年」を超えて性状及び品質が安定であることが確認されている医薬品においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上、使用期限の表示義務はない。「2年」が誤り。
問96	3	a　誤：適切な保存条件の下で製造後「3年」を超えて性状及び品質が安定であることが確認されている医薬品においては、使用期限の表示について法的な義務はない。「2年」が誤り。
問97	4	b　誤：添加物として配合されている成分については、現在のところ、製薬企業界の自主申し合わせに基づいて、添付文書及び外箱への記載がなされている。
問98	5	a　誤：添付文書の内容のうち、効能・効果、用法・用量、添加物として配合されている成分等のほか、使用上の注意の記載から以下の事項については、外箱等にも記載されている。 （1）使用上の注意「してはいけないこと」の項において、「次の人は使用（服用）しないこと」「次の部位には使用しないこと」「授乳中は本剤を服用しないか本剤を服用する場合は授乳を避けること」「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」等、副作用や事故等が起きる危険性を回避するため記載されている内容 （2）「使用にあたって添付文書をよく読むこと」等、添付文書の必読に関する事項 （3）専門家への相談勧奨に関する事項 （4）「保管及び取扱い上の注意」の項のうち、医薬品の保管に関する事項
問99	1	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問100	1	b　誤：適切な保存条件の下で製造後「3年」を超えて性状及び品質が安定であることが確認されている医薬品には、使用期限の表示の義務はない。「2年」が誤り。 c　誤：外箱には、医薬品医療機器等法の規定による法定表示事項のほか、他の法令に基づいて製品表示がなされていることがある。他の法令に基づく製品表示事項としては、次のようなものがある。 ・可燃性ガスを噴射剤としているエアゾール製品や消毒用アルコール等、危険物に該当する製品に対する消防法に基づく注意事項（「火気厳禁」等） ・エアゾール製品に対する高圧ガス保安法に基づく注意事項（「高温に注意」、使用ガスの名称等） ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく、容器包装の識別表示（識別マーク）
問101	5	記述は、すべて正しい。
問102	2	アルコールを含有する旨及び分量を記載することとされているものは、1 回服用量中（　0.1　）mL を超えるアルコールを含有する内服液剤（滋養強壮を目的とするもの）とされている。
問103	3	c　誤：医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品・医療機器等による重要な副作用、不具合等に関する情報を厚生労働省がとりまとめ、広く「医薬関係者」向けに情報提供されている。「一般の生活者」が誤り。 d　誤：医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）は、誰でも利用可能である。
問104	4	a　誤：医薬品、医療機器又は再生医療等製品について緊急かつ重大な注意喚起や使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主決定等に基づいて作成される。 b　誤：安全性速報は、「ブルーレター」とも呼ばれ、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について一般的な使用上の注意の改訂情報よりも迅速な注意喚起や適正使用のための対応の注意喚起が必要な状況にある場合に作成される。「イエローレター」が誤り。
問105	3	ア　誤：「緊急安全性情報」は、医薬品、医療機器等について緊急かつ重大な注意喚起や使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、厚生労働省からの命令等に基づいて作成される。「安全性速報」が誤り。 ウ　誤：医薬品の製造販売業者等は、医薬品の有効性及び安全性に関する事項その他医薬品の適正な使用のために必要な情報を収集し、検討するとともに、薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者及びそこに従事する薬剤師や登録販売者に対して、提供するよう努めなければならないこととされている。
問106	1	a　誤：緊急安全性情報は、「厚生労働省」からの命令や指示、製造販売業者の自主決定に基づいて作成される。「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」が誤り。 b　誤：医療用医薬品や医家向け医療機器についての情報伝達である場合が多いが、小柴胡湯による間質性肺炎に関する緊急安全性情報（平成8年3月）のように、一般用医薬品にも関係する緊急安全性情報が発出されたこともある。 c　誤：安全性速報は、A4サイズの「青色地」の印刷物で、「ブルーレター」とも呼ばれる。「黄色地」「イエローレター」が誤り。
問107	4	a　誤：安全性速報は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について一般的な使用上の注意の改訂情報よりも迅速な注意喚起や適正使用のための対応の注意喚起が必要な状況にある場合に作成され、総合機構による医薬品医療機器情報配信サービスによる配信、製造販売業者から医療機関や薬局等への直接の配布、ダイレクトメール、ファクシミリ、電子メール等による情報提供（1か月以内）等により情報伝達されるものである。 b　誤：安全性速報は、「厚生労働省」からの命令、指示、製造販売業者の自主決定等に基づいて作成される。「都道府県」が誤り。
問108	4	a　誤：A4サイズの「黄色」地の印刷物で、「イエローレター」とも呼ばれる。「青色」「ブルーレター」が誤り。

番号	解答	解説
問109	4	b　誤：緊急安全性情報は、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主決定等に基づいて作成される。 c　誤：A4サイズの「黄色地」の印刷物で、「イエローレター」とも呼ばれる。「青色地」「ブルーレター」が誤り。
問110	2	d　誤：クレオソート・アセンヤク末・オウバク末・カンゾウ末・チンピ末配合剤について注意喚起された重篤な副作用は、肝機能障害である。
問111	2	a　誤：PMDAメディナビは、誰でも利用可能である。 d　誤：安全性速報は、A4サイズの青色地の印刷物で、ブルーレターとも呼ばれ、1か月以内に情報伝達される。「A4サイズの黄色地の印刷物で、イエローレターとも呼ばれ、1か月以内に情報伝達される」のは、緊急安全性情報である。
問112	5	a　誤：医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）は、誰でも利用可能である。 b　誤：医薬品・医療機器等安全性情報には、一般用医薬品による重篤な副作用に関する記事が掲載されたことがある。
問113	5	b　誤：医薬品・医療機器等安全性情報は、各都道府県、保健所設置市及び特別区、関係学会等への冊子の送付がなされているほか、厚生労働省ホームページ及び総合機構ホームページへ掲載されるとともに、医学・薬学関係の専門誌等にも転載される。 c　誤：医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）は、誰でも利用可能であり、最新の情報を入手することができる。
問114	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、医薬品・医療機器等安全性情報である。
問115	2	2　誤：登録販売者名簿は、総合機構のホームページに掲載されている情報ではない。 総合機構ホームページに掲載されている主な情報は、以下の通り。 ○医薬品・医療機器等安全性情報 ○厚生労働省が製造販売業者等に指示した緊急安全性情報、「使用上の注意」の改訂情報 ○製造販売業者等や医療機関等から報告された、医薬品による副作用が疑われる症例情報 ○医薬品の承認情報 ○医薬品等の製品回収に関する情報 ○一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報 ○患者向医薬品ガイド・くすりのしおり ○その他、厚生労働省が医薬品等の安全性について発表した資料
問116	1	a　誤：医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出されたときに、ホームページに掲載するとともに、その情報を電子メールによりタイムリーに配信する医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）を行っている。
問117	2	c　誤：製薬企業によっては、自社製品について添付文書集を作成し、医薬関係者に提供している場合もあるが、「しなければならない」という義務ではない。
問118	3	3　誤：リスク区分にかかわらず、一般の購入者等から相談があった場合には、薬剤師又は登録販売者が、必要な情報を提供しなければならない。
問119	1	c　誤：添付文書や外箱表示は、それらの記載内容が改訂された場合、実際にそれが反映された製品が流通し、購入者等の目に触れるようになるまでには一定の期間を要する。
問120	2	b　誤：製薬企業によっては、自社製品について添付文書集を作成し、医薬関係者に提供している場合もあるが、義務ではない。 c　誤：添付文書や外箱表示は、それらの記載内容が改訂された場合、実際にそれが反映された製品が流通し、購入者等の目に触れるようになるまでには一定の期間を要する。

番号	解答	解説
Ⅱ　医薬品の安全対策		
問121	5	a　誤：1961年に起こった「サリドマイド薬害事件」を契機として、医薬品の安全性に関する問題を世界共通のものとして取り上げる気運が高まり、1968年、世界保健機関（WHO）加盟各国を中心に、各国自らが医薬品の副作用情報を収集、評価する体制（WHO国際医薬品モニタリング制度）を確立することにつながった。「薬害エイズ事件」が誤り。 b　誤：一般用医薬品に関しても、承認後の使用成績等を製造販売業者等が集積し、厚生労働省へ提出する制度（再審査制度）が適用される。
問122	4	a　誤：医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、約3000の医療機関をモニター施設に指定して、厚生省（当時）が直接副作用報告を受ける「医薬品副作用モニター制度」としてスタートした。 c　誤：医療用医薬品で使用されていた有効成分を一般用医薬品で初めて配合したものについては、「承認後の一定期間（概ね3年）」、安全性に関する調査及び調査結果の国への報告が求められている。「承認後一律で5年間」が誤り。
問123	2	医薬品の安全性に関する問題を世界共通のものとして取り上げる気運が高まる契機となったのは、1961 年の（　サリドマイド薬害事件　）であり、1968 年以降、世界保健機関（WHO）加盟各国を中心に、各国自らが医薬品の副作用情報を収集評価する体制（WHO 国際医薬品モニタリング制度）を確立することにつながった。 日本においても、現在、医薬品の市販後の安全対策として、副作用等の情報を収集する制度、収集された安全性情報を評価し適切な措置を講じる体制が整備されているところである。
問124	3	イ　誤：薬局開設者、病院、診療所の開設者又は医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医薬品の副作用等によるものと疑われる健康被害の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を、「厚生労働大臣」に報告しなければならない。「施設を所管する都道府県知事」が誤り。
問125	1	c　誤：登録販売者も医薬品・医療機器等安全性情報報告制度に基づく副作用等の報告を行わなければならない医薬関係者として位置づけられている。
問126	2	c　誤：法第68条の10第1項の規定に基づき、化粧品の製造販売業者による厚生労働大臣への副作用等の報告は、義務となっている。
問127	3	a　誤：医薬品によるものと疑われる副作用症例のうち、使用上の注意から予測できないもので、非重篤な事例は、定期報告となっている。
問128	1	1　誤：医薬品によるものと疑われる副作用症例のうち、使用上の注意から予測できない非重篤な国内事例は、定期報告とされている。
問129	4	医薬品の市販後において、医薬品によるものと疑われる副作用症例のうち、使用上の注意から予測できない副作用症例（国内事例）の報告期限は、死亡の場合には（　15 日以内　）、重篤（死亡を除く）な場合には（　15 日以内　）、非重篤な場合には（　定期報告　）である。
問130	1	c　誤：副作用症例・感染症の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告の報告期限は、30日以内である。 d　誤：承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告の報告期限は、30日以内である。 なお、研究報告の報告期限は、すべて30日以内となっている。
問131	5	一般用医薬品に関しては、承認後の調査が製造販売業者等に求められており、既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたものについては、（　10 年　）を超えない範囲で厚生労働大臣が承認時に定める一定期間、承認後の使用成績等を製造販売業者等が集積し、厚生労働省へ提出する（　再審査制度　）が適用される。
問132	5	一般用医薬品にも、承認後の調査が（　製造販売業者　）に求められており、既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたものについては、（　厚生労働大臣　）が承認時に定める一定期間（（　概ね 8 年で 10 年を超えない範囲　））、承認後の使用成績等を（　製造販売業者　）が集積し、厚生労働省へ提出する制度が適用される。

番号	解答	解説
問133	1	a　誤：医療用医薬品で使用されていた有効成分を一般用医薬品で初めて配合したものについては、承認条件として承認後の一定期間（概ね3年）、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている。
問134	4	c　誤：医薬品の副作用等報告では、医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となり得る。 d　誤：2006年の薬事法改正による登録販売者制度の導入に伴い、登録販売者も本制度に基づく報告を行う医薬関係者として位置づけられている。なお、本制度の対象となるのは、医療用医薬品に限らない。
問135	3	ア　誤：製造販売業者等には、その製造販売をし、又は承認を受けた医薬品について、その副作用等によるものと疑われる健康被害の発生、その使用によるものと疑われる感染症の発生等を知ったときは、その旨を定められた期限（15日以内、30日以内、定期報告）までに厚生労働大臣に報告することが義務づけられている。 ウ　誤：医薬品によるものと疑われる副作用症例が日本国内で発生し、それが使用上の注意から予測できる非重篤なものである場合の報告は、とくに規定がない。
問136	3	収集された副作用等の情報は、その医薬品の製造販売業者等において評価・検討され、必要な安全対策が図られる。各制度により集められた副作用情報については、（　独立行政法人医薬品医療機器総合機構　）において専門委員の意見を聴きながら調査検討が行われ、その結果に基づき、（　厚生労働大臣　）は、（　薬事・食品衛生審議会　）の意見を聴いて、安全対策上必要な行政措置を講じている。
問137	3	収集された副作用等の情報は、その医薬品の製造販売業者等において評価・検討され、必要な安全対策が図られる。各制度により集められた副作用情報については、（　独立行政法人医薬品医療機器総合機構　）において専門委員の意見を聴きながら調査検討が行われ、その結果に基づき、（　厚生労働大臣　）は、（　薬事・食品衛生審議会　）の意見を聴いて、使用上の注意の改訂の指示等を通じた注意喚起のための情報提供や、効能・効果や用法・用量の一部変更、調査・実験の実施の指示、製造・販売の中止、製品の回収等の安全対策上必要な行政措置を講じている。
問138	3	a　誤：医薬品の販売等に携わる医薬関係者からの報告は、報告期限は特に定められていない。保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、報告書を総合機構に送付することとされている。 c　誤：医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となり得る。また、安全対策上必要があると認めるときは、医薬品の過量使用や誤用等によるものと思われる健康被害についても報告がなされる必要がある。
問139	3	a　誤：医薬品による副作用等が疑われる場合の報告について、医薬品の販売等に従事する専門家は、購入者等（健康被害を生じた本人に限らない）から把握可能な範囲で報告がなされればよい。購入者等に医師の診断書の提出を求め、医薬品安全性情報報告書に添付して報告しなければならないという規定はない。 c　誤：入院治療が必要かどうかにかかわらず、身体の変調・不調、日常生活に支障を来す程度の健康被害（死亡を含む。）について報告が求められている。
問140	4	a　誤：安全対策上必要があると認めるときは、医薬品の誤用等によるものと思われる健康被害についても報告がなされる必要がある。 d　誤：報告様式の記入欄すべてに記入がなされる必要はなく、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等（健康被害を生じた本人に限らない）から把握可能な範囲で報告がなされればよい。
問141	3	b　誤：報告様式の記入欄すべてに記入がなされる必要はない。

番号	解答	解説
問142	3	a　誤：報告様式は、総合機構ホームページから入手できる。また、関係機関・関係団体の協力の下、医学・薬学関係の専門誌等にも掲載されている。報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、報告書を総合機構に送付することとされている。
問143	4	a　誤：医薬品の販売等に従事する専門家が、医薬品の副作用等によるものと疑われる健康被害の発生を知った場合における報告の期限は特に定められていない。 b　誤：医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となり得る。
問144	1	1　誤：患者氏名は、医薬品安全性情報報告書に記載する患者情報の項目に該当しない。 医薬品安全性情報報告書のうち、＜患者情報＞の記載項目は、以下の通り。このほか、＜副作用等に関する情報＞＜被疑薬及び使用状況に関する情報＞がある。 ○患者イニシャル ○性別 ○副作用等発現年齢 ○身長 ○体重 ○妊娠の有無 ○原疾患・合併症 ○既往歴 ○過去の副作用歴 ○特記事項
問145	5	記述は、すべて正しい。
問146	2	イ　誤：医薬品の過量使用や誤用等によるものと思われる健康被害については、安全対策上必要があると認めるときは、報告がなされる必要がある。安全対策上必要がない場合に関する規定はない。 ウ　誤：報告様式の記入欄すべてに記入がなされる必要はない。
Ⅲ　医薬品の副作用等による健康被害の救済		
問147	3	3　誤：医薬品副作用被害救済制度では、健康被害を受けた本人（又は家族）の給付請求を受けて、「厚生労働大臣」が判定した結果に基づいて、医療費、障害年金、遺族年金等の各種給付が行われている。「都道府県知事」が誤り。
問148	4	1　誤：医薬品副作用被害救済制度とは、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による被害者の迅速な救済を図るため、製薬企業の社会的責任に基づく「公的制度」である。「私的制度」が誤り。 2　誤：救済給付業務に必要な費用のうち、給付費については、製造販売業者から年度ごとに納付される拠出金が充てられる。 3　誤：救済給付の対象となる健康被害の程度としては、副作用による疾病のため、入院を必要とする程度の医療を受ける場合であるが、必ずしも入院治療が行われた場合に限らず、入院治療が必要と認められる場合であって、やむをえず自宅療養を行った場合も含まれる。
問149	5	b　誤：一部の日局収載医薬品（精製水、ワセリン等）は、救済制度の対象とならない。 c　誤：医療費等の給付は、総合機構が行う。 d　誤：医療費の請求期限は、医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから5年以内である。
問150	5	記述は、すべて正しい。
問151	2	c　誤：独立行政法人医薬品医療機器総合機構においては、（公財）友愛福祉財団からの委託を受けて、「血液製剤によるHIV感染者・発症者」に対する健康管理費用の支給等を行っている。「スモン患者」が誤り。
問152	5	記述は、すべて正しい。

番号	解答	解説
問153	5	a　誤：医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定程度以上の健康被害が生じた場合に、医療費等の諸給付を行うものである。医薬品の不適正な使用による健康被害については、救済給付の対象とならない。 b　誤：給付の種類のうち、請求期限がないのは、障害年金、障害児養育年金である。 d　誤：製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合や、無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品として販売されたもののほか、個人輸入により入手された医薬品を含む。）の使用による健康被害についても救済制度の対象から除外されている。
問154	1	d　誤：障害児養育年金は、医薬品の副作用により一定程度の障害の状態にある「18歳未満」の人を養育する人に対して給付されるものである。「20歳未満」が誤り。
問155	3	b　誤：医薬品を適正に使用して生じた健康被害であっても、特に医療機関での治療を要さずに寛解したような軽度のものについては給付対象に含まれない。 c　誤：給付請求は、健康被害を受けた本人又は家族が行う。
問156	3	c　誤：要指導医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による一定程度の健康被害が生じた場合でも、救済制度の対象とならない医薬品が定められており、要指導医薬品又は一般用医薬品では、殺虫剤・殺鼠剤、殺菌消毒剤（人体に直接使用するものを除く）、一般用検査薬、一部の日局収載医薬品（精製水、ワセリン等）が該当する。また製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合は、救済制度の対象から除外されている。
問157	5	b　誤：救済給付業務に必要な費用のうち、給付費については、製造販売業者から年度ごとに納付される拠出金が充てられる。その2分の1相当額が国庫補助により賄われているのは、事務費である。
問158	4	a　誤：給付請求は、健康被害を受けた本人又は家族が行うことができる。 c　誤：救済給付業務に必要な費用のうち、給付費については、製造販売業者から年度ごとに納付される拠出金が充てられる。国庫補助で賄われているのは、事務費の2分の1相当額である。
問159	2	b　誤：障害児養育年金は、医薬品の副作用により一定程度の障害の状態にある「18歳未満」の人を養育する人に対して給付されるものである。「20歳未満」が誤り。 d　誤：葬祭料の給付の請求期限は、死亡のときから5年以内である。
問160	3	3　誤：遺族年金は、生計維持者が医薬品の副作用により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付されるものである。
問161	4	ア　誤：遺族年金の請求の期限は、死亡のときから5年以内である。ただし、死亡前に医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給決定があった場合には、死亡のときから2年以内、また、遺族年金を受けることができる先順位者が死亡した場合には、その死亡のときから2年以内である。 イ　誤：葬祭料の請求期限は、遺族年金と同じと規定されている。
問162	1	選択肢のうち、請求期限がないものは、障害年金である。このほか、請求の期限がないものには、障害児養育年金がある。
問163	1	a　誤：医療機関での治療を要さずに寛解したような軽度のものについては給付対象に含まれない。 d　誤：医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定程度以上の健康被害が生じた場合に、医療費等の諸給付を行うものである。死亡した場合は、遺族年金、遺族一時金、葬祭料などが給付される。
問164	4	a～dのうち、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品は、ワセリン（日本薬局方収載医薬品）、一般用検査薬である。 救済制度の対象とならない医薬品が定められており、要指導医薬品又は一般用医薬品では、殺虫剤・殺鼠剤、殺菌消毒剤（人体に直接使用するものを除く）、一般用検査薬、一部の日局収載医薬品（精製水、ワセリン等）が該当する。 このほか、製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合や、無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品として販売されたもののほか、個人輸入により入手された医薬品を含む。）の使用による健康被害についても救済制度の対象から除外されている。

番号	解答	解説
問165	3	選択肢のうち、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものは、人体に直接使用する殺菌消毒剤である。
問166	2	選択肢のうち、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものは、人体に直接使用する殺菌消毒剤である。
問167	5	選択肢のうち、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものは、外用痔疾用薬である。
問168	4	選択肢のうち、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものは、人体に直接使用する殺菌消毒剤である。
問169	2	選択肢のうち、医薬品副作用被害救済制度の対象となるものは、人体に直接使用する殺菌消毒剤である。
問170	5	要指導医薬品又は一般用医薬品の使用による副作用被害への救済給付の請求に当たっては、（　医師の診断書　）、要した医療費を証明する書類（領収書等）などのほか、（　その医薬品を販売等した　）薬局開設者、医薬品の販売業者が作成した（　販売証明書　）等が必要となる。医薬品の販売等に従事する専門家においては、（　販売証明書　）の発行につき円滑な対応を図る必要がある。
問171	1	2　誤：医薬品PLセンターへの相談が推奨されるのは、医薬品副作用被害救済制度の対象とならないケースのうち、製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合である。 3、4　誤：医薬品PLセンターは、製造物責任法（PL法）が国会において成立するに当たり、衆参両院の附帯決議により、日本製薬団体連合会において、PL法の施行と同時に開設された。（独）医薬品医療機器総合機構は関わっていない。
問172	1	c　誤：医薬品又は「医薬部外品」に関する苦情について、消費者が製造販売元の企業と交渉するに当たっての相談を受け付けている。「医療機器」が誤り。 d　誤：医薬品PLセンターは、公平・中立な立場で申立ての相談を受け付け、交渉の仲介や調整・あっせんを行い、裁判によらずに迅速な解決に導くことを目的としている。
問173	5	b　誤：医薬品PLセンターは、「日本製薬団体連合会」において、平成7年7月の製造物責任法（平成6年法律第85号）の施行と同時に開設された。「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」が誤り。 c　誤：医薬品PLセンターは、消費者が、製造販売元の企業と交渉するに当たって、公平・中立な立場で申立ての相談を受け付け、交渉の仲介や調整・あっせんを行い、裁判によらずに迅速な解決に導くことを目的としている。 d　誤：医薬品PLセンターは、医薬品又は「医薬部外品」に関する苦情（健康被害以外の損害も含まれる）について相談を受け付けている。「医療機器」が誤り。
問174	2	b　誤：日本製薬団体連合会において、平成7年7月のPL法の施行と同時に開設された。 d　誤：医薬品又は医薬部外品に関する苦情の相談を受け付けている。化粧品は該当しない。
問175	5	医薬品 PL センターは、平成 7 年 7 月の製造物責任法（PL 法）の施行と同時に（　日本製薬団体連合会　）により開設された。 消費者が、医薬品又は医薬部外品に関する苦情について、製造販売元の企業と交渉するに当たって、（　公平･中立な立場　）で申立ての相談を受け付け、交渉の仲介や調整･あっせんを行い、（　裁判によらずに　）迅速な解決に導くことを目的としている。
問176	5	a　誤：消費者が、製造販売元の企業と交渉するに当たって、公平・中立な立場で申立ての相談を受け付け、交渉の仲介や調整・あっせんを行う。 b　誤：医薬品又は医薬部外品に関する苦情の相談を受け付けている。化粧品は該当しない。 c　誤：日本製薬団体連合会において、平成7年7月の製造物責任法（PL法）の施行と同時に開設された。
問177	5	a　誤：「日本製薬団体連合会」において、製造物責任法の施行と同時に開設された。「（独）医薬品医療機器総合機構」が誤り。 c　誤：苦情を申し立てた消費者が製造販売元の企業と交渉するに当たって、「裁判によらずに迅速な」解決に導くことを目的としている。「裁判による」が誤り。 d　誤：医薬品及び「医薬部外品」に関する苦情を受け付けている。「医療機器」が誤り。
問178	4	ア　誤：医薬品副作用被害救済制度の対象とならないケースのうち、製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合には、医薬品PLセンターへの相談が推奨される。 イ　誤：医薬品PLセンターは、日本製薬団体連合会において、平成7年7月のPL法の施行と同時に開設された。

番号	解答	解説
問179	3	医薬品 PL センターは、（　日本製薬団体連合会　）において、平成 7 年 7 月の製造物責任法の施行と同時に開設された。 消費者が、（　医薬品又は医薬部外品　）に関する苦情について製造販売元の企業と交渉するに当たって、公平・中立な立場で申立ての相談を受け付け、交渉の仲介や調整・あっせんを行い、裁判によらずに迅速な解決に導くことを目的としている。
Ⅳ　一般用医薬品に関する主な安全対策		
問180	2	b　誤：小柴胡湯による間質性肺炎によって、死亡を含む重篤な事例が起きたため、厚生省（当時）が、「関係製薬企業」に緊急安全性情報を配布した。「医薬関係者」が誤り。 **「緊急安全性情報を配布」** **「緊急安全性情報の配布を指示」**
問181	4	記述は、すべて正しい。
問182	1	b　誤：塩酸フェニルプロパノールアミンが配合された一般用医薬品による「脳出血」等の副作用症例が複数報告され、厚生労働省から関係製薬企業等に対して、代替成分としてプソイドエフェドリン塩酸塩等への切替えが指示された。「偽アルドステロン症」が誤り。 c　誤：慢性肝炎患者が小柴胡湯を使用して間質性肺炎が発症し、「死亡を含む」重篤な転帰に至った例もあったことから、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して緊急安全性情報の配布が指示された。「死亡例はなかったものの」が誤り。
問183	4	b　誤：塩酸フェニルプロパノールアミンが配合された一般用医薬品による「脳出血等」の副作用症例が複数報告され、厚生労働省は、代替成分としてプソイドエフェドリン塩酸塩等への速やかな切替えにつき指示した。「偽アルドステロン症」が誤り。 d　誤：2003年5月までに、一般用かぜ薬の使用によると疑われる「間質性肺炎」の発生事例が、計26例報告され、厚生労働省は、一般用かぜ薬全般につき使用上の注意の改訂を指示した。「出血性脳卒中」が誤り。
問184	1	2　誤：一般用かぜ薬の使用によると疑われる「間質性肺炎」の発生事例が、2003年5月までに26例報告されたことを受け、厚生労働省は一般用かぜ薬全般の使用上の注意の改訂を指示した。「ライ症候群」が誤り。 3　誤：慢性肝炎患者が、小柴胡湯を使用して「間質性肺炎」を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至ったことから、1996年3月、厚生省（当時）は関係製薬企業に対し、緊急安全性情報の配布を指示した。「緑内障」が誤り。 4　誤：塩酸フェニルプロパノールアミンは、鼻炎用内服薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬等に配合されていたが、「出血性脳卒中」の発生リスクとの関連性が高いことから、プソイドエフェドリン塩酸塩等への切替えが行われた。「間質性肺炎」が誤り。
問185	2	c　誤：「塩酸フェニルプロパノールアミン」が配合された一般用医薬品による脳出血等の副作用症例が複数報告されたことを受け、厚生労働省から関係製薬企業等に対して、使用上の注意の改訂について指示がなされた。「プソイドエフェドリン塩酸塩」が誤り。
問186	2	（　解熱鎮痛　）成分としてアミノピリン、スルピリンが配合されたアンプル入りかぜ薬の使用による重篤な（　副作用（ショック）　）で、1959 年から 1965 年までの間に計 38 名の死亡例が発生した。 アンプル剤は他の剤形（錠剤、散剤等）に比べて（　吸収　）が速く、血中濃度が急速に高値に達するため、通常用量でも副作用が生じやすいことが確認されたことから、1965 年、厚生省（当時）より関係製薬企業に対し、アンプル入りかぜ薬製品の回収が要請された。
問187	5	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、小柴胡湯である。
問188	2	（　小柴胡湯　）による間質性肺炎については、1991 年 4 月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、（　小柴胡湯　）と（　インターフェロン製剤　）の併用例による間質性肺炎が報告されたことから、1994 年 1 月、（　インターフェロン製剤　）との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が（　小柴胡湯　）を使用して間質性肺炎が発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996 年 3 月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して（　緊急安全性情報　）の配布が指示された。

番号	解答	解説
問189	4	選択肢のうち、記述にあてはまるのは、塩酸フェニルプロパノールアミンである。
問190	5	塩酸フェニルプロパノールアミンが配合された一般用医薬品による（　脳出血　）等の副作用症例が複数報告され、それらの多くが用法・用量の範囲を超えた使用又は禁忌とされている（　高血圧症　）患者の使用によるものであった。そのため、厚生労働省から関係製薬企業等に対して、使用上の注意の改訂、情報提供の徹底等を行うとともに、代替成分として（　プソイドエフェドリン塩酸塩　）等への速やかな切替えにつき指示がなされた。
問191	5	（　塩酸フェニルプロパノールアミン　）は、鼻みず、鼻づまり等の症状の緩和を目的として、鼻炎用内服薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬等に配合されていた。2000年5月米国において、女性が食欲抑制剤として使用した場合に、出血性脳卒中の発生リスクとの関連性が高いとの報告がなされ、米国食品医薬品庁から、米国内における自主的な販売中止が要請された。 日本では、食欲抑制剤として承認されていないことなどから、直ちに販売を中止する必要はないものとして、心臓病の人や脳出血の既往がある人等は使用しないよう注意喚起を行っていた。しかし、2003年8月までに、（　塩酸フェニルプロパノールアミン　）が配合された一般用医薬品による脳出血等の副作用症例が複数報告され、それらの多くが用法・用量の範囲を超えた使用又は禁忌とされている（　高血圧症　）患者の使用によるものであった。そのため、厚生労働省から関係製薬企業に対して、使用上の注意の改訂、情報提供の徹底等を行うとともに、代替成分として（　プソイドエフェドリン塩酸塩　）等への速やかな切替えにつき指示がなされた。
V　医薬品の適正使用のための啓発活動		
問192	3	c　誤：法により義務づけられているわけではないが、登録販売者においては、薬剤師とともに一般用医薬品の販売等に従事する医薬関係者（専門家）として、適切なセルフメディケーションの普及定着、医薬品の適正使用の推進のため、こうした活動に積極的に参加、協力することが期待される。 d　誤：国、都道府県及び「保健所を設置する市及び特別区」は、医薬品などの適正な使用に関する啓発や知識の普及に努めるよう法に規定されている。「全ての市町村」が誤り。
問193	1	d　誤：青少年では、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物（一般用医薬品を含む。）を興味本位で乱用することがある。要指導医薬品又は一般用医薬品の乱用をきっかけとして、違法な薬物の乱用につながることもあり、その場合、乱用者自身の健康を害するだけでなく、社会的な弊害を生じるおそれが大きい。
問194	2	c　誤：薬物乱用は、乱用者自身の健康を害するだけでなく、社会的な弊害を生じるおそれが大きい。
問195	2	b　誤：特に、青少年では、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物（一般用医薬品を含む。）を興味本位で乱用することがある。
問196	3	記述は、すべて正しい。
問197	4	a　誤：薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚せい剤、大麻等）によるものばかりでなく、一般用医薬品によっても生じ得る。
問198	1	記述は、すべて正しい。
問199	3	c　誤：薬物乱用や薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚せい剤、大麻等）によるものばかりでなく、一般用医薬品によっても生じ得る。
問200	5	記述は、すべて正しい。

ココデル虎の巻
令和2年度（2020年度）版　都道府県　登録販売者試験
過去問題集（解答・解説付）

編　集　ネットパイロティング登録販売者試験対策チーム
発行人　山田光太郎
発行所　ネットパイロティング株式会社
〒104-0033　東京都中央区新川1-17-25　東茅場町有楽ビル7階
印刷・製本　株式会社エイチケイ グラフィックス

本書の全部または一部を無断で複製複写（コピー）することを禁止します。

NetPILOTING